

季刊

# 労働運動



1973

■階級的労働運動の構築をめざして

合理化の本質は何か＝星野芳郎

兼業農民と労働運動＝菅沼正久

特集 教育労働者の問われているもの

日教組の現局面と教育労働者の課題＝鏡原俊郎

「オール「3」」評価は権力への迎合か＝吉賀 賢

「教特法」をめぐる問題について＝柴田迪春

■レポート 全臨労朝日新聞 / 日航闘争同盟

宇山カーボンのじん肺闘争＝須田昌啓

新連載 闘いの足跡・戦前編 I 東京市電争議＝芳賀民重

労働争議地図

4

季刊労働運動編集委員会

ポーランド共産党への公開状

# 反官僚革命

Y・クーロン  
K・モゼレフスキ  
塩川喜信 訳/解説

1956年の“ポーランドの春”以来、ポーランドにおける労働者の大衆的反乱は、ついに「社会主義」圏における革命的マルクス主義に立脚した反官僚革命の綱領を産み出すにいたった。本書はワルシャワ大学の二人の青年講師によるリアリスティックなテーゼ。他にA・ザンブロフスキの『ポーランド統一労働者党統制委員会への回答』、I・ドイッチャーの『ポーランド統一労働者党中央委員会への公開状』を併載/B6判・上製・288頁・850円

**トロツキー著作集** 目録贈呈50円切手要  
4・6判/上製・箱入  
本邦初訳論文多数含 トロツキーの晩年から編んだ、30年代を貫く革命的マルクス主義の大成。

●日本列島改造に対決する●

## 月刊 地域闘争

2月号 発売中

■特集 労働災害

- 人命無視の合理化列車  
—国労新幹線支部大阪保線分会
- 労働者の犠牲で新製品開発
- 尻無川水門工事事故遺族会の闘い  
<各地から>
- 住民の汚染調査は教える  
—渥美の公害勉強会
- 法廷を貫く患者の怒り  
—水俣病裁判最終弁論
- 新幹線対策と住民運動の視点  
—盛岡新幹線対策協
- 飛鳥田城「冬の陣」  
—横浜貨物線反対同盟
- ミニコミジャーナル 伏流
- 連載 人間腐蝕(16) — 深田俊祐

●毎月15日発売 定価250円(〒24円)  
●定期購読(送料当社負担)  
半年 1500円/1年 3000円

バックナンバー

- 9月号 公害訴訟
- 10月号 海を殺すな  
— 一周防灘開発反対運動
- 11月号 日本列島改造論批判  
— 関西からの声
- 12月号 空港はつくらせない  
— 新関西空港反対運動
- 1月号 行政と住民運動

■住民運動・地域闘争の情報センター

### ロシナンテ社

〒606 京都市左京区下鴨松ノ木町85  
☎ 075(721)0647 振替・京都42151

# 情況出版社書籍あんなない



ローザ・ルクセンブルク論集  
滝田修・清水多吉・酒井角三郎他執筆

46判\*980円



結社と技術  
長崎浩政治論集

46判\*880円



旗は大地とともに  
山口武秀

46判\*480円



性道德の出現  
ウィルヘルム・ライヒ

46判\*980円



十月革命への挽歌  
菊池黒光

46判\*1400円

世界的規模で闘われた六〇年代階級闘争は、一九一九年一月一五日夜半、敵権力によって惨殺された一人の革命家の名を不死鳥のように甦えらせた。スターリニズムの確立とともに、誤れるローザ」として葬り去られたローザ・ルクセンブルクがそれである。本書は、スパルタクス・プントの指導者として、ドイツ革命の悲劇と共に伝説化した彼女の輝かしい足跡をローザ社会主義思想の良き理解者である滝田修他が跡づける。「一九六〇年の私たちの政治闘争にあって自分を政治家だと自認することが私たちの顕著なモラルだった。六〇年安保闘争の政治経験をまず深いところで把え返すことが『叛乱論』のモチーフであったとすれば、本書は、政治経験を土台にして、組織運動を構築することを目的としている。今日における、もっとも今日的な「党」とは何か? この問いにモラリッシュに答えること、これをぬきにして七〇年代は語れないか? 戦後農民運動に一大画期をつくった常東農民運動。一九四五年敗戦と同時に始まるその闘いの勝利の軌跡は、白馬にまたがり常東三万の農民たちを指揮した著者の姿を彷彿とさせるとともに、二〇余年を経ていま三里塚空港建設阻止闘争を闘う者を強く力づけた。「わが青春を賭けたもの」農民運動家の記録」と並んで常東農民運動の足跡を克明に記す著者畢生の三部作

ある思想家が浮びそして消え、またある思想が捨てられまた浮んでくる。といった「転変」のなかでひとときわ色鮮やかな光彩を浴びて六〇年代後半に劇的な再生をとげたライヒが、マリノフスキー『未開社会の性生活』を引きながら「家族」の始源へとたどりつづアルジョア社会の性モラルの出現をときあかし、いかにしてそれが支配の具たるかをマルクスへと結んでいく。世を驚愕させた名著の完全翻訳

クロンシュタット叛乱、左翼エスエル蜂起、マフノ叛乱、打ち続く飢饉と危機のなかで民衆の自由への雄叫びが声高く叫ばれた十月革命以後。レーニンを愛憎をもって深い洞察のうちに置きつつ、なおボルシェヴィキ政権の生成と確立のなかからスターリニズムの萌芽をよみとらうとする著者が、テイラーの「労働管理論」、シモーヌ・ヴェーユの「労働とは何か」、毛沢東の革命戦略などを縦横に論じた鋭敏の論文集成なる

情況出版社  
東京都新宿区戸塚3の160渡辺ビル 電話東京36810770 振替東京106464

## 「酒はのんでも解雇はのむな」

—日カバ一周年記念大闘争報告集会から……………5  
 魚津に息づく日カバ労組……………6

合理化の本質は何か —日カバ一周年記念講演要旨—  
 ………………8

星野芳郎

## 特集 教育労働者の問われているもの

日教組の現局面と教育労働者の課題……………16

鏡原俊郎

「オール3」評価は権力への迎合か

吉賀賢

—立川二中間にみる日共的醜態……………21

部落解放を阻害する日本共産党の誤りを指弾する

—「吹田二中間」を事例にとりあげながら…久保井規夫

「教特法」をめぐる問題について

—その経過と現段階……………39

日教組事務職員部運動……………45

満身の怒りをもって京教組中執の「批判」に答える

—下村英晴/田崎均/竹内智……………52

京都伝習館救済会……………52

## 労戦統一と全国労組交流集会

—策謀渦巻く中に新たな息吹きが……………58

兼業農民と労働運動……………65

闘争現場からのレポート

朝日新聞芝浦工場における全臨労反合理化闘争の報告……………75

日航闘争同盟は進撃する……………77

闘いのハンドブック 労災・職業病にどうとりくむか

その2 宇山カーボン労組を中核とした大阪北摂地域

におけるじん肺闘争……………80

新連載 闘いの足跡 戦前編 そのI

東京市電争議……………93

芳賀民重

パンフ抄録……………74/107

かみのだんがん……………38/64/79/92

編集後記……………108

## 労働争議地図

- 22 書記長就任12日目に不当解雇 図書月販京都
- 23 住友独占の倒産攻撃を打破! 全金大阪九条シャーリング
- 24 御用幹部守衛を使って本部役員を阻止 全金住友重機支部
- 25 14日間の全面ストライキ 全国一般大阪製油労組青年部
- 26 「推薦制役選は無効」をかちとる 神戸製鋼労働者
- 27 「賃金不払」は不当労働行為 全港湾人文社分会
- 28 無茶な500名全員首切り サラシの市新
- 29 2交替制導入反対への弾圧続く 大阪フィルター
- 32 「歌をうたって処分」を撤回さす 新東淀川病院
- 33 「赤字閉鎖」実は全金つぶしの攻撃 全金大阪日本鉄工支部
- 34 解雇撤回・組合承認かちとる 全金北神支部
- 35 日産季節工に労働者を貸出し 昭和電工富山工場

- 工場閉鎖で労災患者をも解雇 全金三豊支部 36
- 特定局長に損害賠償請求 全通関根分会 37
- 「郵政版マル生」に時間外拒否闘争 全通小樽 38
- 御用組合をつくり闘争つぶす日共 労信販労組 40
- 鳥羽君除名提案を粉碎 合化東セロ労組 41
- 私製タイムカードで打刻続ける 全造船機械労組石川島分会 42
- 不当処分撤回闘争盛り上る 全通目黒 43
- 電機労連オブ加盟方針粉碎さる ミツミ電機労組定期大会 44
- 二重の活動家減首と闘う 岩波臨労 46
- 9ヶ月ぶりに実力団交かちとる 教育社労組 47
- 「組合つぶしの懲戒解雇」を撤回さす 印刷労組ホンヤク出版分会 48
- 元体育会系 橋中親衛隊、を撃退 中央公論社 49

■ 第1号 1971年11月 (残部僅少)

階級的労働運動の構築のために———関労活(準)世話人会  
討論 ゼネ石精闘争が問うたもの———小野木祥之他  
三池C O闘争と先進的労働者階級の任務———須田昌啓  
労働運動の右への再編・統合とIMF・JC———菊永 望  
京都地方地域労働組合の思想と行動(上)———淀北一郎  
分裂下の労働運動—三菱名航/浦賀ドック/日本カーバイド  
労働争議地図

■ 第2号 1972年3月

72春闘にのぞむわれわれの立脚点———全労活(準)世話人会  
少数派組合の問題点———佐藤芳夫  
討論 マル生批判の視点———国労/全電通/全通  
産報化へひた走る労戦統一の歴史的意味———清水 一  
京都地方地域労働組合の思想と行動(下)———淀北一郎  
既成労働運動の枠を破って———全港湾西成分会他  
労働争議地図

■ 第3号 1972年7月

われわれの位置と課題———全三井東圧労働者会議  
化学産業「不況」の現局面と労働運動———山川 弘  
全軍労労働者の苦悩とその闘い———編集部  
徐翠珍さんの職場を守れ———徐さん支援関西連絡会議  
日産労組の特徴を洗う———松尾 圭  
ある民間少数派労働運動の記録———西村卓司  
労働争議地図



「酒はのんでも解雇はのむな」

日カバ二周年記念労働争報告集会から

# 魚津に息づく 日カバ労組

富山県魚津市の日本カーバイド工業労働組合が、八月二十五日から三日間、「日カバ一周年記念大闘争報告集会」と銘打った集会を開き、これに東京から九州にいたる労働運動の活動家など約八十名が参加した。

第一日目、八月二十五日は、午後から夜にかけて、三々五々参加者がやってくる。東京や大阪から車の相乗りでくる者、数少ない急行列車にもたまたま乗り合せていた参加者が少なくない。元季節労働者の宿舎だったという木造二階建の組合事務所が、次第に満員になってきた。夜に入って、早速交流集会。近くでとれたというイカのサシミがトロリとうまい。とったのも、料理も日カバの組合員である。アルコールが一通りまわったところで、ノド自慢がはじまった。NHKのノド自慢で全国一位になったことがあるという組合員の竹さんが、越中小原節をうなるころには、集会も最高潮である。

第二日目は、早朝から工場前で就労闘争と闘争報告集会。日本カーバイドは、門の鉄柵を固く閉ざし、内側に勤労や保安が仁王立ちして迎える。委員長が不当解雇されている十名の撤回・就労要求を



左 組合事務所はもと季節工宿舎だった



下 8月26日、正門前で就労闘争



上 鉄柵をばさんでストライキの通告



中 最終日に大島公園でまとめの集会をやった



下 大島海岸で一息入れる

申入れた時と、青山執行委員が二十六日の全員ストライキ通告を行なった時、勤労課長が鉄柵のところまで歩み寄り、聞き終るとまた十メートルばかりさがって元の仁王立ちになるのがおかしかった。

各地の参加者から報告を行なったのち、魚津の中心街をデモ行進。午後、四つの分断会を行なったあと、夜に入って、長船労組西村卓司氏と、技術評論家星野芳郎氏による講演会。西村氏は、少数分裂組合の活動と展望について歯切れよく話され、星野氏は合理化の本質論を鮮やかに説かれた。(星野氏の講演要旨は次頁以降に掲載)

三日目は近くの大島海岸で全体のまとめと、リクレーションの地引網を楽しんだ。

日カバの人たちは、決して自分たちのことを「左翼分裂」だとは規定せず、首切りと闘う組合をつくつたにすぎない、と終始いい張っていた。組合の公式(スローガン)は、「酒はのんでも解雇はのむな」である。東京や大阪では一寸想像できない、組合本拠なのか若衆宿なのか判然としない組合事務所、酒とステッカーに埋まって談笑する伝統的ネジリハチマキの男たちのたたずまいにこそ、したたかな日カバ労組の個性が感じられた。

(編)

# 合理化の本質は何か

日カバ一周年記念講演要旨

星野芳郎

## はじめに

ただいまの西村さんのお話は、大変創意に満ちた労働組合のお話だったと思います。私は思うに、革命ということは全く政治の創造です。したがって、労働組合の活動は一つ一つが創造的でなければ、どうして労働者が天下をものにすることができようか、と思います。そういう労働組合活動の創意、工夫、自主性、あるいは政治活動のあらゆるオリジナリティを圧殺する非常に大きな経済体制というか政治体制というか、それは現在の段階では、合理化だと思いません。

合理化というと、伝統的にはすぐ労働条件の切り下げあるいは首切り、と解釈されています。むろん、首切りなどということは、六〇年

代においては決定的な問題でした。しかし、それにもかかわらず、合理化を労働強化だとか首切りだけに考えることは、すでに合理化に対する一つの妥協的な見方になります。

かの三池労組といえども、合理化・機械化に対する方針は、雇用確保、「労働条件を切下げないならばこれを認めるのにやぶさかでない」ということを初期の段階から一貫して主張し続けています。もちろん、戦術的にあらゆる合理化に徹底的に反対する、というわけにもいかないでしょう。敵味方の力関係もありますし、戦術的にはたとえ機械が入ってきて苦酷な肉體労働が少しでも楽になるといった場合には、これは認めてもいいと思います。しかしそれは戦

術であって、戦略的にはどうあっても認めることはできない、と私は思います。合理化でも合理化に対しては「最大の努力を払って、被害を最少限にいくとめる」、これは太田さんの十数年来の一貫した主張です。しかし、それで日本の政治がよくなるのは太田さんも思っていない。ではどうするかということになると、それは革新政党の力を強める以外にない、というのが太田さんの基本的な姿勢です。合理化に対する本質的な条件闘争は、議会主義、いわゆる社会民主主義と密接に結びつくわけです。しかし、社会民主主義・条件闘争によって、労働者階級への勝利を導き出す展望はありえないんだ、と私は思うんです。

重大なことは、合理化に対してあいまいに考えていくと、たんに議会主義にとどまらないでやがて一企業のワクをはみ出して全国土をおおうファッシズムの基本的な土台になる、ファッシズムの錦の御旗となる、そういうふうに見えるてならないのです。

## 一 合理化・労働力の分断と固定化

### 「能力格差」による差別と切捨て

合理化というものを、もつともつと深く本質的にとらえなくてはいかん、政治的にも哲学的にもとらえなくてはいかん、と私は考えています。合理化とは何かといえ、それは一言でいえば、独占資本主義段階に個々の資本の労働者支配の方式です。

資本の労働者支配の重大なテコは、生産手段のブルジョアの所有であります。しかしそれだけではなくて、労働力を徹底的に分断し、分断した労働者を固定化することが環です。分断による労働者支配をつうじて、労働者に対する差別と切捨てをいよいよ徹底化する、そのことが合理化の基本的な狙いだと思えます。

生産手段を私的にブルジョアが所有しているからこそ、資本家は剰余価値をわが手に収奪することが出来ます。しかし、それだけでは錦の御旗として不十分なのです。つまり、最近のように「資本家もサラリーマンですよ」、「いまは、資本家っていないんじゃないですか」、「そういういい方がされるんですね。そこで、労働力を分断し固定化することによって何が起る

か、それは私は、資本にとつての能力格差だと思えます。

いろんな重役とか会社の幹部と会って話をすると、私には私に差別を攻撃します。すると、「いやいや星野さん、そんなこといって。人にはそれぞれの持ちまえというものがある。まあ、労働者諸君というのはそういうもの、何だけど学校の成績もよくなかったようだし、だからまあ中卒どまり、高卒どまり。わが社に来てもそう大きなことはできない。それに比べると、そういうっちゃ何だか私とはたとえば東京帝国大学を出て、非常に苦勞をしてこういう立派な地位を占めておる。私の能力と彼の能力とはちがう。当然、私が余計にもらうのが、社会的責任も大きいのだから」。全く、労働者はどんな仕事をしているのか、あんな仕事ではないの給料でも多すぎるくらい」ということをいうわけです。

こういう能力格差は、封建制度までの身分格差に対応しています。封建制度では、領主が土地を領有しているからこそ、農民から年貢を収奪することができたのです。それに対応するものが身分格差です。百姓の子は永久に百姓です。

彼らは身分いやしき者である、それに比べると武士、領袖、坊主その他は身分高き者であるから、当然年貢をわが手に収めることができる、そういう社会的な一般概念があったわけです。ブルジョア民主革命は、自由と平等のスローガンをかかげて、封建制を崩壊させたのですから、ブルジョアは自由と平等をいわねばなりません。しかし、平等といってしまうのは、ブルジョアは成り立たなくなりました。平等のかけに、身分ではなくていかなる格差をすべり込ませるか、それが能力格差です。

これは、公式どおりすでにマニユファクチュアの中に表れています。労働者が単純労働しかやれない、というところに非常に問題があるわけです。それに対して資本家の方は、対外折衝もあるし、労務管理もあるし、資材購入その他あるでしょう、そんなことで企業内の能力はほとんど高まります。労働者はどんなに永年働き続けても、単純労働ばかりでは、資本主義的な意味で、資本家のような才能をもちえないのです。マニユファクチュアにおいてすでに、能力格差はつくられていくわけです。

コンベアの両側にいる労働者がどう毎日働いても——たしかに、二日とか三日とか時には十日の時間は必要ですが——一人前の腕になってしまえば、あとはやるべきがない。同じ労働者であつても、たとえば大卒の労働者は一寸自由度のある地位を占めている。中卒の労働者は一

番自由度のない底辺にいる。これによって、能力格差は企業の中にも貫かれていきます。

切捨てとは、もちろん首切りです。労働災害・職業病、これも切捨てです。こういう方法で労働者をいつでも、いくらでもスクラップすることができ、これが資本の労働者支配の根幹だと思ふのです。

十九世紀の末に、電化、化学化、自動化が急速に進みます。それから、日本カーバイドのような化学産業・装置産業では計装化が進みます。これらによって、労働力の単純化、分断と固定化が飛躍的に進みます。これと対になったものが、いわゆる「科学的管理法」・テーラーシステムです。労働を単純な要素に分断し、全体を組み合わせて一つのものとする、それぞれの労働者に単純作業をどううまく割当てれば収奪のメリットはあるか、そういうことをテーラーシステムは考えたのです。テーラーシステムと、電化、化学化、自動化が、合理化時代の物質的基礎をなして、労働力の分断と固定化、労働者に対する差別と切捨てを基本的に可能にした、ということだと思ふます。

### 時間と空間の極少化

合理化は独占資本主義段階に表れたものから、当然それはまた同じ時期に発生した労働者の巨大な団結に対抗すべく表れたものでもあります。単産、あるいは全国的な規模での労働

組合は、十九世紀の末に続々と登場して、資本家に強大な圧力を加えてきます。これに対して資本家は、労働力の分断と固定化をますます貫徹させ、さらに、労働過程における時間と空間の要素を極少にもつてきました。

最近、私は自動車工場や鉄鋼工場を見てびっくりしたのですが、トラックが建屋の中に直接入ってくるんですね。昔は建屋のそばの材料置き場などにおいて、そこからフォークリフトに積みかえて建屋の中に入っていたんです。これでトラックが直接に建屋に入ってくることに、材料の機械待ち時間は非常に節約されます。こういう中で起る合理化特有の労働災害というのは、ほとんど労働過程での時間と空間の極少に原因があるだろうと思ふます。

たとえば、炭鉱でコンベアが走っている。炭鉱の天盤に大きな鉄棒を入れなければならない。コンベアをたつた五分でも止めれば、鉄棒はかなり余裕をもつて上げることができる。鉄棒が一寸でも片向いて落ちれば大変なことになる。三池の労働災害の直前の状態はこうだったのです。ある日、鉄棒の端がコンベアに触れて飛んで、労働者が即死させられる、という例もあります。

それから、三菱長船のタービン爆発。これは試験期間が非常に短縮され、いきなり据付け、試運転をやった。それでああいう爆発が起つたのです。あるいは、関西電力海南発電所で、六

十万馬力という巨大な発電機が、突如として爆発しています。おそらくアメリカであれば、同じ試験機をつくり、それでいけるとなつてからいよいよ本物をつくるというのが、ウェスティングハウスのないしはGEのやり方です。日本の資本家はそんな余裕をもっていないのです。もし、あれが原子力発電所だったら、どういふことになるのでしょうか。

新日鉄のLD炉で、上にガスが吹いてくるところにスラグがはりついた。これは要するに転炉を止め、火を落して、それから労働者がとり除けばよいのです。ところが、それを操業中にやつたわけです。労働者は転炉の中に転落して、もちろん即死した、ということが起つています。これらは、労働の時間と空間をいかに極少化するか、という合理化の非常に残酷な例です。

### 技術的機能の発揮

その次の合理化の狙いは、労働力、労働手段や労働対象などの技術的機能を最大に発揮させるといふことです。この狙いが、労働力の分断と固定化を促進します。

かつては、造船所のようなものはパッチシステムの典型でしたが、いまや造船所の工程は驚くほど流れています。ああいう流れの中で、当然、労働者の方は分断され、分断された労働に固定化されるのです。

同時に、資本家にとつてみれば、作業が単純

化されればされるほど、その人の労働は要求される機能を百パーセント発揮できます。機械の運転も定常化し、機能を百パーセント発揮します。つまりこれは、労働力の分断と固定化、労働者を完全に支配するのと同時に、剰余価値の収奪効率を高める、一石二鳥の支配構造です。

### 政治的行為としての合理化

ところで、私はいま資本主義経済と申しましたが、差別と切捨ては、経済的行為であるばかりか、政治的行為でもあります。たとえば、首切りとは、基本的人権を基礎とする憲法に違反しています。だが、憲法違反の首切りを可能にするのは、また憲法にちがひありません。憲法は同時に私有財産を「基本的に尊重」するからです。ブルジョア民主主義とはまことによくいったものです。合理化は、独占資本主義の政治の基礎であるのと同時に、経済の基礎でもあります。従来、合理化をわれわれはたんに経済的行為だと考えていました。不況ならば、やはり

物質的な裏付けによって労働者支配を完璧なものにすることができたのです。こうなると、熟練はどんどん排除され、その結果、切捨ては極めて容易になります。これが、合理化の全構造です。

したがって、あらゆる合理化に対して、労働者はいかなる立場においても、戦略的に徹底的に反対しなければならぬのです。かつそれは、資本主義経済の根幹につながるものです。

## 二 合理化・ファッシズムへの土壌

企業も苦しくなる、ないしは企業の経済的運営が下手である、そのシワ寄せが労働者にくる。もちろんこれはその通りなのですが、それだけではない。それを許している政治というものがありません。差別と切捨てを容認しない政治があるとすれば、当然別の経済構造がでなければなりません。そこでは、ブルジョア的な自由競争は認められませんが、差別と切捨てを認めない以上は、現在のところ、社会主義的な計画経済以外にはありません。

反合理化闘争とは、資本主義経済の基礎、資本主義政治の基礎に対する挑戦です。だから、資本家はこれを最も忌み嫌うのです。反合理化を条件闘争の意味でいっているのなら、資本

家はビクとも思わないのです。敵は生産手段と権力をもつていのですから。だが、これを戦略的に、合理化には一切反対するという構えで進めば、資本家は非常な脅威を感じます。そして、合理化とは純経済的なものである、と宣伝してきます。「自由競争というものは必然のものである、だからわが社も合理化はしなければいけない、ところでわが社は化学工業界の中で大変苦しいところにある、わが社が生き残るためにはここで数人の労働者ないしは数十数百、場合によっては数万の労働者に泣いてもらわねばならない」。これはやはり彼らの残忍な政治性が、ヌケヌケといわせるのです。丁度封建時代でいえば、大名行列の前を横切った農民を、猫の子でも切るようにスパッと切つたのと同じように、首切りを考えないといけないのです。それを、労働者は人が好いものだから、純経済的行為だと考えてしまふのです。

資本家が、そういう合理化をやつてくると、それでは労働者もおさまらないと思ふわけです。それでここに「福祉」という政策がでてきます。福祉国家という発想は、合理化と対です。合理化に賛成する人は必ず福祉国家といひます。いつか同盟の幹部とはじめてあつて議論をしたことがありますが、彼らは、ひたすらに福祉国家で押しつけてきます。やっぱり、生産力は高めねばならない、国民総生産は上げねばならない。田中角栄氏のいうのとどこがちがうのかと思ふく



限に發揮させるようなやり方が、一番効率が高いはずだ。ところが、合理化は人間のあらゆる創造性をすべて否定してかかるものです。だから、これほど効率の悪いことはないのですが、これを補うために集中管理は成り立っているのです。

マルクスはすでにマニユファクチュアの時に個々の労働者の生産力をできる限り低くしておいて、生産力全体を高めようとするものだ、と書いています。まさに現在はそのようになっていました。もしも、合理化を純経済行為と受けとるならば、合理化反対闘争はどうしても条件闘争とならざるをえません。そして、合理化に反対する者は、企業に反対する者である、そういうレッテルを貼られていきます。国土全体の収奪効率のびてきた、これに反対するのはまさに非国民だということになります。

日本列島改造論を読むと、昭和六〇年には原油供給が八億キロリットルに及ぶ、と計算されています。現在は二億キロリットルです。すると五十万トンタンカーが走り廻らないと間に合わなくなる、その五十万トンタンカーを入れることができる港湾は日本に四つしかないとなを押しつけています。陸奥湾、橘湾、志布志湾、宿毛湾。これに反対する志布志や宿毛の農民は非国民ではないか、といういい方です。しかも独占資本自身のこれだけの矛盾からいって、新全総はもはや地域の自主性とか地域の利益とはいって

思うか、と県知事は考えます。君らは何人いると思うの、多数に少数で、多数が勝ちというやり方が、今のファッシズムの常道です。差別と切捨てが、多数決によって決められていく、これが議会主義の本質です。民主主義をふりかざすファッシズムのやり方は、このところ、いわゆる「革新陣営」からも自民党そのものからも、全面的にうち出されています。

これは、企業の首切りのやり方と同じです。企業は生きなければならぬ。だから少数の人には泣いてもらいましょう、これはまさに切捨てるの論理です。企業の多数の人の生活を支えるためには、少数の人に泣いてもらわなければならぬというのです。資本家によれば、首切りは民主主義なんです。あなたは合理化に反対したから、泣いてもらいましょう、他の人はそんなことしていないから、この人たちの勝ち、まさに民主主義じゃないの、というわけなんです。だが、これこそまさにファッシズムなんです。そういう状況に、労働組合も入ってきたということなんです。労働組合の中に単純な多数決主義がまかり通る限り、労働組合は必ずファッシズム化します。七〇年代の日本は、この課題と正面向かぶつかっていると私は思います。しかも、その合理化は、農村から、輸送網から、情報網から、まさに全国土を覆おうとしているのです。だから労働者の運命は、農民や漁民の運命と同

おれんです。これは、瀬戸内海の各地を廻つてみても明らかです。コンビナートが来れば、自治体も赤字になってくるのです。なるほど固定資産税はいくらか入ってくるかもしれないけれども、同時に平衡交付金は削られるし、小学校は建てなければならぬし、余計な道路もつくらなければならぬ。みんな持出しなのです。おまけに、集中管理された大企業がくるのです。から、労働者はその土地の人ではないのです。日本カーバイドの人が魚津から鹿島に行き、魚津から水島に行くということなんです。だから、鹿島や水島の人間は日本カーバイドに関係がないのです。このように、地元には何の利益もないところで、新全総は言葉につまり、二言目には国民の立場、国家的な問題といっています。ついに効率は国家効率と化しております。企業の合理化に反対する者が企業に対する反逆者であるように、国家の効率に反対する者は、国家に対する反逆者です。そういうイデオロギーが、いま急速につくられつつあります。これはまさにファッシズムの土壌をつくるものです。われわれが合理化に戦略的に対決しない以上は、議会主義を通り越してファッシズムに至る、とはこのことです。

いまのファッシズムは、ヒットラー時代とはちがいます。昔の日本軍国主義もあまり効率が良いとはいえなかつた。だが、いまの日本が合理化でこういう大国になったのなら、発展途上

国もみなこういうふうにつくられねばならないと彼らは考えているのです。インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、みなそうです。企業の効率は、いまや国家効率を越えて世界効率になろうとする、これは当然のなりゆきです。これは、たとえば日本がインドネシアのお手伝いをしましょうといつて進出することです。議会主義は必ずやファッシズムに転化するでしょう。議会主義の本質は差別と切捨てです。もう一つ、現代のファッシズムの特徴は、民主主義の旗を掲げて民主主義に反対することです。自民党は、強行採決の時にも民主主義を守っているつもりなんです。だが、多数決を絶対視するならば、これはまぎれもなくファッシズムです。もしも、多数決だけが民主主義ならば、もともと議会はいらなくて、選挙だけやればよいのです。ブルジョア民主主義が議会主義をいうのは、多数派の権力を隠蔽しなければならぬからです。少数派が議会にいなければ、ブルジョア民主主義は格好がつかないのです。

この論理は、学園闘争においても、方々の労働組合でもいわれています。第三組合は少数です。第三組合が自主的に行動することは、民主主義に違反していることになる。日カバ、これも少数で民主主義に違反している。それから、われわれが志布志などに行つても、反対者はせいぜいその地域のたまたまコンビナートがくるところの人間です。県民はみんな何人いると

### むすび

革命というものは創造的な行動ですから、労働組合活動は創造的でないならばならぬのです。諸君が創意を用いるか用いないかが、さしあたり諸君が勝てるか勝てないかの瀬戸際です。西村さんのお話を興味深く聞いていたのですが、非常に創意に満ちているし、意外な盲点をつけています。逆説、また逆説です。真理はまさに

逆説にあり、です。そういう意味で、今日のよ



ゼネラル石油精製労組  
川崎支部ピラ  
「赤腕章」第327号より

# 日教組の現局面と 教育労働者の課題

鏡原俊郎

六〇年安保後、加速度的に変質しはじめた日本労働運動は、その主体総体を帝國主義的な右寄り「労働戦線の統一」の結実として、到来させようとしている。

総評が打ち出した組織防衛方策「統一四原則も、この十月段階では「大木メモ」としてむなしの変ぼうを見せている。自らが依って立つた存立基盤を自ら崩壊させつつ（存立基盤を補強し、再構築する能力の無さ故に）傾斜する総評の姿は、まさに、総評（民同）運動二〇年余の終幕前夜を思わせるに充分である。

この局面「事態進行は、何を「問いかけているのか？」、左翼活動家にとっては、きわめて深刻な事態進行であることは間違いないといえる。局面は（まだ流動しているが）時あたかも「労働運動とは何か」「労働組合とは何か」が深刻な議論の対象となり、実践的にも実態化されなければならない局面だけに……。

「二」では、民同労線の統一の仕上り（総評民同の解体）から官公労戦線の統一への動揺と流動局面が開始される事態進行局面に、自らの主体が立たされているという前提から、かかわっている教育労働者のいくつかの運動局面「教組運動の問題点に照準を合わせ、若干の問題提起してみたい。

## 教師の労働者性と その喪失の始まり

日共路線の同化

ポツダム体制と戦後民主化運動の中で、再組織化された教育労働者の闘いは、「全教」「日教」運動として出発し、昭和二三年（四七年）の「日教組結成」へと流れていくが、結成当時の日教組には、戦前の弾圧の中で組織され、闘い続けた「教労」（昭五年〜十年）の革命的・階級的な労働者意識を見出すことは勿論できない。当時の教師は、戦中の「聖職意識」に浸りきった者、わずかの間でも戦争体験、軍人体験をえた者で大半が構成されたのである。

運動にみられるように、「生活上」給与引上げと民主化」が活動の主たるものであり（二）「一」ストが同年に組織されたとはいえ、他組織との関係からみても）日教組は「労働者意識」の養成をきわめて重要な課題として問題にしなればならなかった。

戦前の「教労」組織が掲げた「労働者論」「解放のための教育論」は、全く芽をふくことなく、論争の末、四年後の昭和二六年（五一一年）に、内在する「教師の聖職意識」を意識的に払拭せざるをえず、「教師の倫理綱領」を決定する。

この時期は、産別中心の労働運動が崩壊し、

反共意識に色どられた「民同」運動「総評」が結成された（五〇年）のであるが、当時のレッドパージの嵐（労働運動の弾圧）、教育反動諸策の強行の中で、下部は左翼化を必然化し、「教師の労働者性」が定着化する。この教師の労働者性が、勤評闘争を組織化する重要な支えになるのである。

日教組が勤評闘争を闘いぬく時期は（五六年〜五八年）、総評運動がもつとも高揚を示す時期でもあるが、この勤評闘争の終息段階から、日教組の体質的右傾化（「路線的」）が開始されていくのである。

このことは、総評運動総体の体質地金が表面化したともいえるのだが、当時の国労の闘い、鉄連、三池に見られる民間公労協の左翼性がいまだ持続されている中で、五八年七月に宮之原体制を確立、つづいて八月に出発する総評の太田・岩井路線の下で、右よりに路線的転換（「労働者性喪失」）が進行していく過程には、大きく注目を払うべき内容があるといえる。

○政治闘争から経済闘争へ  
○議会闘争を重視して政転闘争へ（議会主義の開花）

○江田構改論の発表（六〇年）  
○護憲運動、教育基本法の民主的条項実現運動  
↓国民教育運動論の基盤確立  
この六〇年代後半、とりわけ六八年には、日韓条約をめぐる闘いがあり、「反戦青年委員会」

運動が始まることをみると、ここには、日本労働運動の底流にある「階級的な意識性」の分水嶺的な転期が存在したともみることが出来る。日教組は、昨年後半から「教特法闘争」にとりくんできたが、この内容が「勤評」以上の階級性を帯びた攻撃内容であるにもかかわらず、自ら進んで「教師の労働者性」を売り渡すに及んだ。こうして、五八年後半以来、たどりつくところにたどりついた感がある。

前にもちよつと触れたが、日教組は、昨年の「教特法」の成立にあたって、かの有名な二本建て方針（教職調整手当四〇%の受領、超勤手当要求）を対置して、実質的歓迎闘争を展開した。この過程には、特筆しておくべきいくつかの事態があったので、若干加筆しておきたい。

この闘いは、もともと教員に超勤制度が適用されず、その手当も支給されていないことから闘いの端が発していた。これまでの日教組の唯一の闘いは、裁判訴訟であった。ところが、下級裁判で次々に勝利し、七一年後半には最高裁も日教組勝利の判決を日程にのぼせていた。（教特法成立後、勝利判決。しかし実効喪失）

ここであてた文部省は、人事院を通して日教組に打診、日教組懸案の「文部省交渉の確立」をのむこと、「教頭職給料は当面見合わせる」と、「教職特別調整手当四〇%を代償に支給すること」また将来、増額すること……を出して

きたといわれている。日教組内の議論は白熱化し、本部がタイミング良く出してきた「二本建て方針」を疑い、二本建て案を骨ぬきにする修正案をわずかに一票差で否決する一幕さえ生じたのである（八二中央委員会。この時、具体案については再検討することとした）。しかし、次の中央委員会は、圧倒的多数で方針を確立するに至った。

この日教組方針の確立をみてとつたかのように、文部省は「教特法案」を国会に提出、（内容は、教職員は、労基法の適用除外とする）超勤手当は支払わず、他の労働者とは特殊な事情下におかれているものとする」とした。つまり、日教組方針は、打率五割方針であったのである。この過程の中で、特筆すべきなのは、日共諸君の態度であった。この間、日教組本部方針には何かと批判を加えてきた彼等が、しかもはじめは、教特法にかかわる日教組本部方針に反対していたのだが、態度を一変させ、賛成にまわったことである。

以来、日教組内日共は、組織内批判者としての立場を変え、「方針補完勢力」にかわりつつある。日教組大会でも、彼等のとる立場は「社会党支持」を打出しつづける選挙方針にのみ反対意見を表明し、日教組方針、運動（活動）における「同化政策」をつらぬいてきている。もともと、基本的な思考法に差異のなくなった似た者同士、小ブルの右傾化部分を組織化競

争するに及んでは、日共の勢力は日教組の権力を喰うのも当然である。だが、そこには(現時

## ILOと日教組体制内運動への道

日教組は、六〇年安保闘争が展開されている最中に、「ILO問題」で文相と交渉し、即時批准を申し入れ、その年の暮れ、ILOは日教組の提訴を受け、ここに日教組のILO問題での本腰入れたとくみが始まった。以来、五年間にわたる曲折があるが六五年四月五月の国会で八七号条約を自社共同修正で批准するに至ったのであった。

ILO機構のもつ性格、それは今さらいうまでもなく、公式的にはブルジョア社会機構内における「労働組合運動を保障する」として設けられたものである。

しかし、この日教組がとりくんだ五年間の経過を、国際的な社会構造の推移、日米安保条約、民主主義同盟と日本の社会、経済基盤確立(合理化促進)高度成長策との関係でみると、そこには、高度な社会規範管理支配機構との表裏一体関係を見出すことができる。

つまり、ポツダム体制平和共存の中で、国際資本主義機構は、ドル経済機構(IMF)を基礎にしての効果的な「労働力管理」が問われ、I

点での路線が続くかぎり)闘争はないし、何も起らないだろう。

LO機構は国際的な調整機能をもつものとして「正常な労働運動のために」付与されてきたものであった。日教組はここにおねだりして、「正常な労働運動」(枠内運動)の先陣を切るに至ったといえる。もつとも、ILO条項の適用は日教組のみにとどまるものでなく、総体として、総評官公労戦線全てがその範疇に入ったのだが……。

このILO機構が適用された背景には、なみなみならぬ日本資本主義の自信がかくされているが、何よりも、重要なことは、このILO機構への道体制内運動へのはじまりに至る道が五八年に自らが歩みはじめた道の、ある意味での一つの到達点であり、この道こそが、日本ブルジョアをして助成・育成せしめた「生産に協力する正常な労働組合運動」(資本主義体制維持補完部隊)なる、昨今スポットをあびる「労働統一」への道につながることをみておきたい。

団結権・団交権・争議権、それは、労働者が公的に認められようが認められまいが、本能的に指向するものであり、階級的な意識的な力に

の経過は、今さら書かなくても察せられるところである。

## 日教組と日共と「国民教育運動論」

修正案賛成批准促進を担い、東京都教組は「条例絶対反対」の立場を堅持せず、運用改善通過修正要求のポストで終息したが、この闘い

六一年の六月に出された「中教審答申」教育の帝国主義的再編路線は、教育労働者に対してさまざまな議論を提起する場を設定させ、教育労働者にとって「教育とは何か」を主体暴露する

「問い直さざるを得ない」契機を与えてくれた。戦前・戦中に生きのびたプロレタリア教育論解放教育の追求が、その影すら消えうせようとする(消されようとする)時期であるだけに、労働運動のある意味の転期と相まって、格好の問い直し場にならざるを得なかったことも事実である。が、前にも述べた五八年以降の中で開花した「議会主義と体制内運動」と表裏をなす、「国民教育運動」を組上にのせることは、教育労働者の課題でもある。

「国民教育運動論」は、現在満開している。その萌芽は、五〇年代初期にみることができ、「戦後民主主義」と「平和共存」という新たな土壌の中で、構造改革論、議会主義という肥料を得て、今日の満開期を迎えている。

日教組運動の中では、「日教研」の土壌が、とくに、六〇年安保以降、その格好の場となつて

きている。国民教育運動の今日的基点(基軸)、それは「何なのか」、それは、前述したが、「中教審」をめぐる議論の中に暴露されている。

つまり、議論の方法論(立場)と運動論としての帰結段階には、全くの空語が、階級闘争の展開にとつては、毒添物のごとく語られているところをみる事ができる。「国民の教育権」↓「父母との提携」↓「自由」↓「自発管理」なる運動論は、その最たるものである。

ブルジョアジーの頭脳と国家権力自らが、教育の帝国主義的新地平を、憲法・教育基本法の「平和と民主主義理念の土台上に止揚して」切り開こうとしている。その最中に、逆に「平和・民主主義・繁栄の理念」にガムシヤラにしがみつき、運動の新天地(基軸)を得たかのように「杉本判决」(教科書裁判)から発進する。

曰く、「教育は、国民の権利であり、教師や父母は、この権利を相たずさえて守る必要がある。また、児童・生徒は、教育を受ける権利を有しているし、教師は、国民から教育すること委託されているのであつて……」『教育は、

よつてのみ実態化されるべきものである。しかし、経過と現状実態は、政治との関係の中で、全く議会主義的思考から、自らの階級的位置を失うことの代償として措置されたのである。

ILO条項は、官公労働組合専従機構を固定し、組合官僚に一定の権力の座を与え、意識的な、階級的な下部の闘いを支配管理する、その機構と化している実態を多く見出すことができる。ILO条項のもとに出された「組合活動の制限条例」なるものが、その真髓たる側面を、あますところなく見せてくれている。

東京都の条例を例にとれば、そこには、前文で「正常な労働関係」が強調され、「許容される組合活動」機関会議のみについては「構成メンバー、日程表、会議内容」を「届出る」ことが義務づけられているのである。おそらく、全国的に同様であろう。

ここにもみるような「労働組合運動」なるものが、本来の「姿」であると、五〇年後半時点で誰が予想したであろうか。ここには、「労働組合は常に権力と対峙し、階級的な利益と解放のために闘う」と表現していた昭和五年十年の日本労働組合運動の思想的な一片のカケラも見出すことはできない(もつとも、労働組合は議会選挙のためにのみ、その重要な存在価値を見出し得る人々には別だが……)。

「ILO闘争」から「組合活動の制限反対闘争」に至る過程で、日教組は議会プレッシャー闘争

教育基本法・学校教育法にも記されているように、国家権力によって左右されるものではなくて、その中立的な位置は守られるべきである……」

「杉本判决」に今日的発進基地を得た「国民教育運動論」の立場は、自ら教育を神聖なものにし、同時に、教師の地位を、「専門職」聖職なる域にまで格上げする。

日教組の総抵抗、総学習運動の論理と、最近とみに日共諸君が主張する「学校共同体論」(教師集団の決定を最高のものとして、学校運営全般にかかわる)は、今日職場でさまざまな問題点を浮きぼりにしている。その端的表現が、最近の「立川二中問題」であつたし、古くは、教育の自主編成運動を権力との対決として貫徹した伝習館の闘いであつた。

伝習館、立川二中問題に関する日共の一貫した主張は、権力と対決し、教育現場に具体化される「差別・選別の教育」及びその「構造」と闘うことは、ハネ上りであり、教師集団・父母の意志とは反している……である。

現在、東京の教育現場で問題となつている、本務外業務排除超勤拒否の闘いに関連する、「夏季施設、プール指導・拒否闘争(職場闘争)」を例にとつた日共の論理を紹介しておこう。日共の諸君は、「夏季施設や、プールを教師が拒否することは、父母や子供の要求に反することであり、拒否の後にくる社会教育移管は、反動教育に格好の場を提供することになる」と

主張している。  
ここには、教育労働者の職場を闘いの場に、「教育」を革命の力量に動員しようとする階級的な視点は徹然も存在していない。そればかりかプール指導やクラブ活動(課外)などは、自ら進んで引受けるものとして、教師集団の決定する

### 闘う教育労働者の課題

現在の教育現場に教組運動に存在する諸々の問題は、今日の「労働運動における問題」と全く同質であるが、よりイデオロギッシュ化されて集約されているように思える。

総評内左派としての日教組の体質は、プチブル化された「左翼性」でしかなく、組織実態的には、戦闘性、階級性を喪失した「右翼」としてある。総評民間戦線の解体につづく官公労戦線の右寄り統一への傾斜(攻撃)に対して、もちこたえる状況には、少くともない。

このような状況の中で、闘う教育労働者の前には、何が突出されているのか? われわれに課せられた課題は、教組運動の諸課題にただ階級的に対処するのみにとどまるものではないだろう。日教組をして、都道府県教組をして、総体として革命的な階級的な闘いを志向するなど、現状からは全く幻想でしかないし、また、その「指導」を期待するなどナンセンスにすぎな

ものを、教師総体におしつけ、超過勤務を実態化している様さである。曰く、「文部省や、教育委員会のおしつけでない、自発的教育活動は超過勤務ではなく、国民の子供への奉仕である」と。つまり、積極的な体制補完論が存在している。

闘いは、都道府県教組の各分会(職場)、支部段階の部分から、活動家集団の形成とそのオルガナイザーの目的意識的活動によって、つくり出されなければならない時期に入ったというこ

とができるだろう。闘う教育労働者の目的意識的活動、その内実が問われるのだが、伝習館の闘い、被差別部落問題の闘い、あるいは日常の諸々の闘いの中に、闘う教育労働者の主体形成の重要な課題が内包されているといえるだろう。われわれが、求める内実、それは、六八年以降の「反戦青年委員会活動」がつくり出した新たな「運動の質」を継承しつつも、反戦青年委運動を止揚するものとして、「組合運動」の中で闘いとられなければならないだろう。

闘う教育労働者にとって、教組内に蔓延した議会主義的構改思想、ないしは、それと表裏をなして、相互連関的にはびこった「国民教育運

動論」「学校共同体論」と対決し、粉碎しぬく課題は、重要な問題である。この過程には、われわれ自らが、革命的、階級的な闘争主体を、思想的に、組織的に(実態的に)、形成する闘いが付与されなければならないだろう。

ここに、また、大きな問題が課せられてくる。われわれにとって「教育とは何か」、階級闘争にとって「教育とは何か」が問われる。いえることは、闘う教育労働者のみが、その答を出し得るということであり、「教育」を階級形成に動員する「教育運動論」の確立と実践的な闘いは、避けて通ってはならない課題であるというのである。前述したが、今日、教組運動の新たな地平を築きうる集団、それは、教組の公的機関によって形成されることはないだろう。

各地区、分会、全国で闘う教育労働者の活動家集団の連帯と共闘のみがそれを担いうるし、それはまた、他の闘う労働者集団・プロレタリア活動家集団との連帯・連携によって内実が強化されるだろう。

現在、「労働組合とは何か」が問われていることを考えると、われわれ教育労働者の認識の中にも、昭和五十年の「教育労働者組合(教労)」の総括的学び直しが問われ、新たな観点からの組織的提起も準備されざるをえない時期が訪れつつあることを付言して、問題提起としたい。

都教組新宿支部元書記長  
都教組活動者会議世話人

### 特集 教育労働者の問われているもの

## 「オール3」評価は権力への迎合か

立川二中間題にみる日共的醜態

吉賀 賢(東京都小平二中) 都教組北多摩東支部

### ひと



んじやないですか。子供のたぬ、子供のためっていつてるけど、やっぱり教師のメンツ、学校のメンツ、大人の判断が先に立って」  
その子供たち、生徒の多くがこの人を受け持った。この先生は、先生としてはいやだ、といた。音楽室で、生徒が「私、ほんまはあなたのこと、嫌いなのよ、この人の肩を叩いて」  
「廊下を歩いても、手探りで生徒を、黙って通しませぬ。チョッパ出すんです。これ、私のクセなんです」

「オール3」評価で波紋を投げかけた立川二中間論

こずき 子晶  
あき木 鈴木

「私の生活を、子供たちが、先生に教わったように、思っています。口先だけの先生、子供は、すぐわかるんです。六年間、道草草々に職員会

議を挑んだら「新米は一年間、黙っててもいい」といわれた。その職員会、さきさん、つるし上げられた。「有名な愛取」を陰口もきかれた。あまの悪通しのよい世界では

ないよ。私、全然、大人って感じ、自分にならないうつわいい年を、社会常識の生きようじないよ、よくいわれます。すい、真面目

マスコミの報道の結果、立川二中間題はすでに一般的に知られている。しかし、マスコミはマスコミであり、問題の核心にはかならずしもふれていない。まして、これにからんだ日共や、その影響下の教組の醜態には一切ふれられていない。そこで以下、こうした視点に立って、たまたかにかかわった経緯をとおして、記述してみたい。

### 事実経過と問題点

七月十一、十二日の二日間におこなわれた立川二中の成績交換で、鈴木晶子さんが音楽を担当する一年四クラスのカードが「3」と「4」だけであり、三年は七クラスの全部が「3」だけだったというのだが、こののはじまりである。  
七月十二日の職員会議で、一年の職員からの提起によって緊急議題となり、多くの職員から再考を要請された。しかし、彼女の決意が固く、やりなおしのみこみがなくなるや、急速に、要請は敵意をもった攻撃へと変質していったのである。  
ここから終業式まで、厳密にいえば終業式の翌日、二十一日の緊急全校父母集会の終了までを第一段階とすることができよう。  
この段階での学校側の基本姿勢は「評価のやりなおし」と「二学期以降の『正常化』」におかれていたはずだが、その間で学校側のとつた行動は

奇怪という以外にない。

その第一は、純然たる校内問題を一挙に社会問題にまで転化するといふぐちを作ったことである。成績交換の翌日、七月十三日、また父母たちはなにも知らされず、したがってなんの反応もでない段階であるにもかかわらず、早速教頭がPTA会長を訪問して、この次第を報告したのである。こうして、一教師のおこなった、かわった教育実践といわばうちわの問題が外部に通報されたのである。その結果、教育方法の問題として教員自身のあいだで煮つめることもなく、七月十七日にはPTA役員会と、一年と三年の学年委員会でも問題化されたのである。そこでは、鈴木さんの精神状態が疑われ、教員資格が云々され、ついには罵声と嘲笑のなかで彼女の「進退問題」での採決までおこなわれ、そのうえ、学年委員長が「この決定に不服な親子は二中外へゆくように」とまで警告するのである。

ここで注意しておくことがひとつある。それは最初にこの問題を取りあげた新聞は七月二十一日の毎日の朝刊であるが、しかもその後、担当

記者と私がたびたび接触し話しあっているあいだにも、当然ながらその取材源を知る機会はいえなかった。しかし、その後いろいろな情報を集めた結果、PTA役員会で「連合赤軍のような鈴木先生は新聞でたいてもらったらどうか」という意見がだされ、かなりの賛成をえたといふことを知った。あとでみるようにこの問題をマスコミが宣伝したこと、が、学校側の彼女に対する敵意を憎しみにまで激化させるのだが、マスコミ問題も実は学校側で種をまいたのである。

その第二は、学校側が最初からこれを教育問題から切りはなし、徹頭徹尾行政問題に矮小化したことである。校長発言の推移を例にとっても最初「1」と「2」はいい。「3」も「5」だけいいから差をつけてくれ」といながら、PTA役員会で鈴木非難が爆発するや、今度は「二学期以降、五段階評価を約束せぬかぎり、担任も教科指導もやらせられない」というのである。いずれの場合もその根拠を、五段階評価を決めた職員会議決定の「違反」に依っているのである。そこでは、教育的観点は欠落

しており、およそそれらしきものがあつたとすれば、「本来」5」をもらえる子に「3」をつけるのは差別だ」といふ程度である。

七月二十一日の全校父母集会で、鈴木さんがオール「3」評価の事情を説明し、あわせて二学期以降の五段階評価を約束したとき、問題は一挙に解決したはずである。すくなくとも大多数の父母はそう理解した。だからこそ、彼女が説明し終えたとき万場の拍手をもっておこられたのである。しかし、このときから第二段階がはじまるのである。

二十一日午前の三年担当教師の学年会で多数の教師が担任更迭を主張しているのだが、二十四日の職員会議も学年に一任するといふ程度であり、更迭を決定するにはいたらなかった。それが八月十一日の学年会では、多数決で更迭を決定し、それをうけて十五日の職員会議もそれを確認し、さらに口頭ながら、校長から「これは職務命令である」と宣言されるのである。なにゆえ学校側の姿勢がこれほど激昂したかは知るよしもないが、その間、PTA幹部ら何人かの父母が再三にわたって市教委を

訪れて鈴木処分を要請しており、八月七日には、実行委員十八名が署名した「担任更迭要請書」が学校に提出され、さらにおなじ七日、彼女のクラス三年五組の実行委員三名が「二学期も鈴木担任なら子どもを転校させる」と通告しているのである。現に八月十四日、留任を要請する父母代表に対して学校側も鈴木更迭の理由として、①生徒・父母・教師のあいだの溝をうめるため、②担任を続けるのであり、すでに更迭の理由から「決定違反は消えて、生徒や父母の動向にしばられているのである。

このようにPTAの幹部や一部の父母の動向が学校側の態度に強く影響しているのがうかがえるのだが、その反面、三年五組の父母や生徒の大多数が署名した留任要請に対しては、「担任問題は校内問題であり、部外者からとやかくいわれるすじあいでない」と拒否するのである。

こうして、本人はもとより、彼女を支持する多数の父母や生徒の意向を無視して一方的に担任更迭を強行した結果、八月十五日は予想どおり後任に指定された学年主任と鈴木さ

んと二人の担任が現出したのである。ただ、八月十五日での二人担任事件は、なりゆき上ある程度やむをえなかつたといえるのだが、九月一日にも同じ事態を再現した学校のやり方は、無能という以外いようがない。その後も鈴木さんの態度には基本的変化がないのだから、強引に強行すれば、二人担任以外にはありえなかつたのだ。事態を憂慮した市教育長の折衷案「(八月七日に急逝した江原教頭の後任として九月一日に着任する)新教頭を担任とし、鈴木教諭を副担任とする」ことさえ否決した八月三十日の職員会議は、まさに無謀以外のなにもでもない。

鈴木さん自身が妥協した以上、校長は万難を排してでもこれを実現すべきだつたのだ。すでに若干の新聞報道があつたにもせよ、一日以降平穩に授業がおこなわれれば、それで終つたのである。夏休み中の多少の混乱など、すぐに人々の記憶から消えているはずである。折衷案を否決しているのは、この時点で、九月一日の混乱は確定したのであり、したがって第二段階もこの職員会議とともに終つたのである。

九月一日から四日までを第三段階といえるのだが、まず一日の学活では二人の先生から担任を主張され、ヤジと拍手の入りみだれた二十分が終つたのである。このあと、ただちに職員会議が開かれ、延々八時間にわたる追及の結果、鈴木さんもついに限界にいたるのである。翌二日は学年主任だけが学活にいったのだが結果は予想どおり、二十四名の生徒がボイコットしたのである。翌三日は予定どおり、三年五組の父母会が開かれ、学校側は学年主任の担任を提案したが、父母の反撥で後退し、担任は新教頭、副担任は当分決めない」という妥協案になつた。すでに前日、鈴木さんより「学活にはゆかない」という発言もあつて、生彩を欠いた父母側は、ついにこの妥協案をのんだのである。

こうして、当の鈴木さんがまずくずれ、父母も妥協せざるをえなくなつたのだが、子どもたちは最後までもちこたえた。しかも、ほとんどの場合が、夜半までも続いた父母の説得をもしりぞけて。九月四日月曜日、前日の確認どおり新教頭が学活に行つたところ、四

労働争議地

図書月販京都

差別映画「橋のない川」の製作上映に加担した日共系の図書月販KKでは、京都支社で多数の労働者の信託をえて組合書記長に当選した嶋田君に対して目茶苦茶ないがかりをつけて首切り、更に、日共が支配する出版労働協に加盟する組合中央本部はこの闘争にサボリつづけるという犯罪をおこない、日共労資一体になって労働者を弾圧している。基本給は極端にひくく(嶋田君は三万三千三百五十円)他は歩合給で残業手当なしという状態のなかで、労働者の不満はつよく、六月十五日新書記長となつた嶋田君に対して会社幹部は彼の選刻をとり上げ、二十七日に組合書記長辞任をせまり、拒否するや直ちに解雇通告するというひどき。七月六日には嶋田君を会社からおいだし、職制監視の下で組合大会をひらかせ彼を役員から無理引きづり下してしまつた。組合中央もこの資本の暴挙に見て見ぬふりをしていふ。(連絡先) 京都市南区西九条唐橋町三三京都地方地域労組内島田修解雇撤回闘争委員会

住友独占の倒産攻撃を打破!

全金大阪シャイリング

72春闘のさなか倒産攻撃をかけた大阪の全金九条シャイリング支部は三月月の闘いで、親会社の住金物産を引きづりだし、労働条件は絶対下げないことを条件に、企業再開を約束させ、完全に勝利した。九条シャイリングをはじめ全金港ブロッコは「うちは無関係」とにげまわる住金物産に対して連日御堂筋に面する住金物産ビルへデモ。一階の住友銀行の窓口は、一円をだしたり入れたりする借金労働者で混乱。汗と油にまみれ、赤ハチマキ、ゼンケンの労働者の歌とシユプレビュールがビルの谷間をこえてひびきわたつた。中国へ鉄鋼をうつてもうけている住金物産に「中小企業を食い物にする軍国主義者」、「二七の日中友好」と追及。一度は組合の評判が悪いからと一度まとまりかけた交渉をひっくりかえしてみたものの、遂に連日のデモにダウン、会社再建を約束させられた。

日にとびだした二十四名中の十四名がボイコットし、残る十名も鈴木担任を要求した。いったんとびだした十四名も、こんどは父母とともに学校にとつてかえし、父母をまじえての団交になったのである。この日のボイコットは、さすがに学校側もこたえたもようである。この団交の結果、

①鈴木先生を副担任にあてる、②生徒が必要とするときはいつでも、鈴木先生を学活に出す、という二項目を容れたのである。こうして五日以後は一応平常授業にもどつたのであるが、今度は更迭を要求していた父母側がおさまらなくなり、クラス替えを要求してきた。結果的には、学校側がこれを全面的にうけ容れ、三年五組から九名の生徒が他の四クラス（六クラス中、二クラスの担任が異常なクラス替えに反対し、受けいれを拒否した）へ移されたのである。

中学生のストや団交自体、ほとんど前例のない事件だが、担任を忌避する父母の要求で年度途中の組み替えというのも、教育史上多分前例がないのではあるまいか。いづれにせよ、これは今後の民主教育運動、こ

とに国民教育運動にとつての画期的事件とさえいえる。なぜなら、公立の義務教育においてさえ、父母と子どもは教師を選択する権利が認められたのであるから。なお、ここで特に追加しておきたいことは、都教組のつた態度である。

問題の発端以来、ほとんどなんの反応もなかった都教組も、主として小松情宣部長と及川副委員長（要するに社会党系）の努力で、八月末にようやく現地調査（オルグや抗議ではない）をおこなっている。しかも直接学校に行つてではなく、鈴木

### 物質優先・人間否定

#### 評価は「進歩と能率」の帰結

鈴木さんのオール「3」評価に端を発したこの問題は、立川二中に深刻な議論をまきおこしたのではあるが、問題は、それが教育問題としての議論でなかつたことである。部分的にはそうした議論がみられたとしても、論争の焦点はつねに組織論、つまり排除と報復におかれていたのである。

そこで、ここでは校内での議論はあまり役立たないので、外部の、それも比較的まとまっている都教組北多摩支部の「東ニュース」を素材にしたい。それも紙数の関係から、残念ながら部分的な要約にとどざるをえないのである。それは

①「学力そのものは評価できるの

か」]のような学習到達目標をあげばよいのか」など、充分明らかにされてはいないが、人格的な問題は「学力とは別だから」「態度がいい」「まじめ」などというのは評価に入るべきでない。②学力は個々に評価することは可能である。「評価できない」という意見や一律評価は、親の要求に対する教師の責任放棄だ。③「職場の教職員集団や地域の父母、大きくは全国的な教職員と民主勢力の団結の力に依拠し、これ（五段階評価）を変革する方向をきりひらこうとはせずに、教師加害者論に立つて、真の学力を身につけさせ、正しく評価する努力を怠るのは、結果として権力の策謀に手をかすものだ。④当該職場の仲間の心労はたいへんなものだ。地区協、支部、本部の指導を信頼し、まわりはだまってお守りして欲しい。いたずらに抗議の声をおこすと、S教諭を守る会をつくるなどはつしめ。

「S=1st」という科学的知識であれ、また「中国から中近東を経てヨーロッパへ向う隊商の経路を」「シルクロード」という「などという人文的知識であれ、それが知識や技術であるかぎり、測定可能な指標をもつ。そこから、「学力は、その到達目標を明確にすれば、個々に評価できるし……」「評価できない」などという意見は、親の要求に対する教師の責任放棄に等しい」（東ニュースNo.38）という論理がでてくるのである。

要するに知識の量、あるいはその抽象性、あるいは有用性という意味での質においても、その観点を限定すれば（その到達目標を明確にすれば）、評量（価値比較）できるといふのである。しかし、その基準や観点がどこまで妥当なものかどうかはいままでほとんどあきらかにされていらないのである。ソニーの研究室でトリニトロンを考案した技術者の研究と、数十億電子ボルトのサイクロトロンで素粒子の軌跡、つまり物質の本質を究明している技術者のそれとを比較した場合、おそらくだれでもがすぐに、後

### 労働争議地図

#### 全金住友重機支部

昨年九月、全造船機械の浦賀、玉島両分会の丸がかえに失敗し、組織分裂を強行した住友資本は、同一企業内の全金住友重機支部（愛媛県新居浜市）の執行委員多数派をだきこみ、全金脱退御用化を再策してきた。八月十二、二十四日の役員選挙で全金本部は御用幹部を統制処分にしたが、御用幹部は逆に全金支持の執行委員を統制処分するという暴挙をおこなった。

### 御用幹部・守衛をつかって本部役員を阻止

九月一日の任期切れには全金本部役員は組合事務所立入りを守衛を使って阻止するし、資本御用幹部一体となって弾圧にのりだした。こうして事実上の分裂となつたが、活動家に対する資本の差別攻撃をみすごしてきた従来組合員大衆に対する組合員大衆の不信は根づよく、全金に組合員大衆を結集するというところまでには、まだいたっていない。しかしこの厳しい状況の下で、職場活動家の結果はすすんでおり、全金の旗を守りぬく部分は成長している。

### 14日間の全面ストライキ

#### 全国一般 大阪製油労組青年部

七二年春闘において、大阪製油経営者は「不況」を理由に、「このままでは賃上げが出来ない、しかし連操三交替（人員をそのまま二直を三直に分ける）をすれば、八千五百円の賃上げをする」という、まったく労働者をバカにした賃下げ、合理化攻撃をかけた。その中で組合員は、「合理化三交替撤回、満額獲得」をスローガンに一致団結し、十四日間の無期限ストライキで闘い抜き、合理化三交替撤回、一万五百円の賃上げを勝ちとった。

### 労働争議地図

しかし、経営者は春闘後も連操三交替を捨て切れずに、職場委員会、連操三交替会議を重ねる中で、手取りをそのまま、労働時間を七時間（二交替の時は実働八時間、三時間残業）というわれわれの一番大きい要求と引換えに出され、組合大会で決定した。しかしながら、七二年春闘では、平均年齢が高く組合結成から十年間ストライキを知らない労働者が「聞えよとれる」という自信をつけたのは大きい。堺のみなさん、ご支援を！

件の帰結とみられている。しかしこの、経済的、物質的豊かさのなかにわれわれを矛盾と混乱に陥し入れる陥穽があるのである。

たしかに、馬や駕籠より電車、自動車、航空機の方が格段と便利である。ランプや行灯より、ゼットライトや蛍光灯がよいにきまっている。こうしてひとは、歴史を科学や技術の進歩・発達の歴史としてとらえ、進歩すなわち善、進歩すなわち価値としてとらえてきたのである。しかも、マルクスによつて確立された、

唯物史観が、実はこの進歩史観に裏うちされているところに、今日のわれわれ、つまり労働者解放のためにたたかうものの苦悩が根ざしているのである。すくなくとも従来のマルクス主義では、科学や技術は善、もしくは価値であり、悪いのはその利用方法、すなわち生産関係にあるとされてきた。しかし、生産関係が変更され、資本の私的所有が廃絶されても、差別や不平等や産業公害は消滅しなかった。それは科学や技術を構成する基準が、人間にはなく物質におかれていたからである。そこでは、能率が至高の目標となり、

それを保証する支配と秩序が絶対条件とされるからである。社会主義革命からすでに半世紀以上を経たソ連において、労働支配のハイラルキーが厳然として存在し、生活のためしおぶし働く賃労働がいまもって存続している理由もここにあり。したがって、社会主義革命はひきつづいてただちに、物質と能率の価値観を否定する文化革命に継承されてのみさらには永遠につづく連続革命に継承されてはじめて意味をもつのである。

もしこの観点を失わない、生産関係の変革をもつて社会主義革命の達成をみたり、すくなくともそこに完結的区画をみるとするならば、それは、先行した諸革命と同列であり、人民を抑圧する支配者集団の交代でしかないのである。価値は人間の属性でもなければ、指標でもない。価値とは、外界あるいは客体が、人間あるいは主体に役立つ度合である。それがたまたま、特定個人という主体の外被をとおしのみ現象するとはいえず、それは、主体そのものの属性ではない。あたかも、使用価値をとおしてしか体现

できない交換価値が、実は使用価値とは全然別ものであるのと似ている。もし特定個人に体现された価値をその人間の価値とみるならば、それは自己以外の人間を客体——人的資源——とみる視点であり、卑劣な利己主義以外のなにものでもない。たしかに、科学や技術は人間にとって価値をもつ。しかしそれは、蓋然性としての価値ではない。これを真の価値にするかどうかは、それを活用する主体に、その人間性にかかっている。したがって、科学・技術の価値は、それを活用する主体との相互関係でのみ現象するのであり、人格こそまさに価値の母である。価値のよつてたつこの基本的関係を見失ない、人格と学力は別ものなど主張することこそ、人類を滅亡へ追いたてる号令となるのである。

鉄鋼産業を中心に進められてきた四直三交代制度導入、それに見合う形で労働組合の御用化が神戸製鋼尼崎製鉄所においても同様に行進した。神戸資本は、四直三交代制の導入と年休を強制的に指定し、労働者を四直三交代制度に組み込む攻撃をかけてきた。一方これら一連の全面的合理化攻撃に積極的に協力してきた神戸労働組は、さらに役員選挙の職場委員代表四十六名による推薦選挙制をしき闘う労働者の指導部への進出を阻止してきた。こうした中で同労組の上田義孝さんら四人は、労使相方に裁判闘争を中心に関わりを開始した。推薦選挙制とは組合執行部選挙に立候補すると常議員会で推薦をうけてのちはじめて一般組合員の直接無記名投票に立候補できるというものである。九月二十九日神戸地裁尼崎支部は推薦制は組合員の被選挙権を奪うもので、当選は無効との判決を下した。現在右翼的労組の多くが推薦制を採用して批判的部分を弾圧しているなかで、この闘いの影響は大きい。

労働争議地図

神戸製鋼

「推薦制役選は無効」をかちとる

「賃金不払」は不当労働行為

全港灣人文社分会

七一年三月以来、低賃金粉砕査定給粉砕をかけた、五七〇日以上も闘い続けてきた人文社闘争に、地労委命令で一つの勝利がもたらされた。「会社がロックアウトを理由に組合員全員に対して行なった賃金不支給の措置は、合理的な理由なくしてなされたものであり、組合員であることないしは正当な組合活動を行なったことを理由としてなされたものと判断するのが相当であつて、不当労働行為と言わざるを得ない」……これは、二十六才三万四千円という低賃金を打破しようと、人文社分会が逃げかかれる近藤社長に要求し、警察の弾圧にも断乎として闘い続けてきたことの当然の結果である。だが、人文社は、人文社出版センターなるトンネル会社をつくつてまだ逃げ廻り、地労委命令にも応じようとはしていない。

労働争議地図

人文社分会では、このあとさらに四名の不当解雇撤回闘争も勝利に導こうと、全港灣建設支部、地域の仲間とともに、近藤社長おいつめを計っている。

は、教育はただちに、人間に敵対するのである。さよほど、社会が目的をもつたとき、人間に敵対するようには。

ひと昔まえ、スプートニクの打ちあげにあわてた米国が、ソ連の教育の研究のうちこんだことがある。それは、ソ連の教育が、アメリカのそれより能率的だったからである。全国的に計画し実施される官僚体制は、無計画的民主主義に比し、能率的にまさるからである。よく、「非能率的な官僚主義」というが、それは、部分現象に眩惑された皮相な理解である。

世界最強の帝国主義も、教育の能率では、社会主義ソ連に劣つたのである。そして今日、わが日本国は、教育の能率ではソ連に比肩しうる唯一の国である。立川二中の問題は、そういうわが国にはじめておこりえた事件である。

公害に抗議するな!! 組織の反人間的属性

以上、私は評価とか、したがってまたその評価を必然化する教育とはなにか、という観点で論じてきた。きわめて粗雑ではあつたが、科学や技術に至高の価値をみつめ、したがってその習得の程度と測定に絶対的な意義をみる教育観を否定してきたつもりである。

それは、教育を社会的営為そのもの、つまり社会生活のなかから、おのずから獲得する主体的認識の総体としてとらえず、先験的価値体系の移転としてとらえるみかたを批判したのである。子どもたちの習熟の度合を、価値移転あるいは価値体现の度合とみる教育観を否定したつもりである。

そこには、一面では価値を扱う教育労働を、他の諸労働、たとえば物を扱う諸労働より優越させる意識に執着しながら、他面では教育を、価値移転における売手と買手との商取引関係にまで矮小化する意識を読み

とれるのである。「子どもたちのために」とか「子どもを犠牲にしてはならない」などということばも、表面的には聖職教師のご託宣かのようにみえながら、その裏側には「お客が第一」とか「消費者は王様」というこすからい商人のうす笑いが感じられるのである。

この視点に立つて、引用の③を読みみかえてみよう。「お客の嗜好や需要を調べたり、開拓する努力を怠り、また全国的な連合カルテルによる利益に期待しないのは商人の敵である」とは読めないだろうか。

ここで私は「学力を身につけ、正しく評価する努力」を「嗜好や需要の調査や開拓」と読みかえ、「民主勢力の団結の力」を「連合カルテル」と読みかえたが、これは容易に読みかえられ、それなりにすじもとおっている。しかしどうしても難解なのは、「教師加害者論」権力に手をか

「す」という発想である。これでは、権力が現在の教育体制をまったく否定している、とさえとれる。おそろく、それが「ニュース」の真意ではあるまい。多分私が勝手に読みかえたように、「教師の敵だぐらゐの発想であろう。それによれば「権力は教師の敵だ」、教師加害者論も教師の敵だ」「したがって「教師加害者論」は権力の手さきだ」と、いとも簡単な三段論法になるのであろう。

さて、まだむずかしい問題が残っている。教職員組合は個々の組合員の利益を擁護しなければならぬ。それは、組合員と権力との関係でもありうるし、同時に組合員同士の関係でもありうる。その両者を同時に兼ねそなえた事件の場合、組合はやはり混乱するようである。さきの引用の④は、このようには読めないだろうか。「内部から公害を告発する労働者をかかえた企業では、企業や労働組合の心労は大変である。上部組織の指導を信頼し、まわりの組合や労働者はとやかくいわず、だまつて見守って欲しい。いたずらに抗議の声をあげたり、告発者を擁護するなどつつしめ」というふうには

水保病において、イタイイタイ病において、さらには安中のカドミウム事件その他の公害事件について、産別組合や上部組織の態度は決して中立派とはいえないにしても、これほど見事な体制迎合はみせなかった。この北多摩の東西支部こそ、日教組の中核としての東京都教組の、そのまた中核部隊として自他ともにゆるしている、という支部のひとつである。われわれ都教組組合員は、かかる榮譽に感泣すべきなのであろうか。

組織とは、本来目標を実現するための手段にしかすぎない。と同時にひとがなんらかの社会的目標の達成を志向するとき、それは組織的運動を不可欠とするのである。しかも、いったん成立した組織は、往々にして、構成するそれぞれの主体とはかわりなく、自己運動をする属性をもつ。それは組織のもつ自己保存の本能に起因する。情況が緊迫化した場合、内部意見が対立した場合、多くの場合、それはきびしく収斂する傾向をしめし、情勢がゆるせば拡散あるいは稀釈化の方向に走る。いずれの場合も反対意見は処断されるのだ

が、前者の場合は、右翼日和見として、後者の場合は、左翼日和見として切りすてられる。本年三月の「連合赤軍」事件を前者の典型とするならば、今回教組にみられる態度は、さしずめ後者の典型といえよう。このような混乱と矛盾も、結局は組織のもつ属性の帰結であり、その組織に依存せざるをえないという意味では、人間存在のもつ矛盾であるともいえる。しかし、この矛盾の解決なくしては、労働者の解放や人間の解放など、おそろく、砂上の楼閣にならざるをえないであろう。

その解決のいとぐちこそ、組織に拘束された自らを問いなおし、自己自身のうちの「加害者性」の告発からのみつかみうるのではないだろうか。最後に、私が今回のたたかいのなかで、子どもたちから学んだ教訓をひとつ紹介しておきたい。九月二日に鈴木さんから「先生はもう続かない」といわれたとき、すでに子どもたちは動揺はじめていた。しかも三日の父母会が妥協したあとは、かなり深刻な状況になったようである。問題は四日の行動についてのくい違いであり、あるものは

原則に立ち、理不尽な学校の圧迫に抗してボイコットを主張し、またあるものは、すでに先生ばかりか父母まで妥協したいま、ストの強行は冒險にすぎると主張した。いずれにせよ、「生徒である以上、勉強だけはしなければならぬ」という意見は共通していたのである。

長時間にわたる深刻な討論のすえゆきついた結論は、①決意できるものはボイコットに参加する。②他のものは残り、クラス内外の生徒に働きかけて獲得する。③才能あるA君は残留し、全教科のノートを取り、放課後の自宅学習会に役立てる。万が一永く場合、金を出しあつて場所と教師をもとめて学習を続ける。というもののようである。

この確認にもとづいて、四日の学活のあと、十四名がボイコットし、十名が残留した。そこには「日和見」だの「はねあがり」だのというきめつけはひとつもなく、相互の連帯と信頼をのみみることができたのである。

教育をもし価値の授受や移転とみるならば、ここではすでに、その主客の転倒がみられるのである。

この子どもたちが、このたたかいのなかで学んだものこそ、おそらくは彼らの教育体験のなかでの他のすべての合計に比してさえ、さらに価値ある体験となることだろう。

### あとがき

あたえられた紙数はこえたようだが、それでも努力はしたつもりである。論理的要点はおさえたつもりだが、内容的にはかなり不十分なものとなった。

いつものことだが、このたたかいのなかでも、ずいぶん多くのことを学ぶことができた。特に、日共全一支配下の都教組北多摩東・西両支部の見解は、今後のわれわれの運動にとつて有用な資料となるだろう。本稿では「東ニュース」No.38の、それも要約しての引用とせざるをえなかったが、このあとのNo.40では、九名のクラス替え要求に関連して興味ある論理を展開している。

同様のことは「赤旗」に掲載された西支部永井委員長の談話にもいえるのだが、特に九月某日の「赤旗」の主

張はみごとである。それによれば、鈴木さんの行動は革新市政（立川は共産党の阿部行蔵市長である）を混乱させるためのトロツキスト教師による破壊活動だそうである。

このほかにも、たたかいの最初からかかわってきたわれわれの手もとにはかなりの量の資料がある。現在のところ私たちには、これらをまとめて集約し発表する能力がない。しかし幸いにして東京学芸大学学生雑誌「教育文化」が、臨時増刊号で特集することになった。そこで私たちがこれに全面的に協力し、資料の提供だけでなく経過の文章化にも協力している。そして、十月に、「立川二中闘争の総括特集」といえる増刊号がでた。ただ残念ながら、これは東学大の学生を対象とした雑誌であり、全国の、しかも教育労働者の仲間の目にははいらぬだろう。そこでもしご希望の向きがあれば、都労活で転記してもらふことになったので、下記の都労活までご連絡下さい。

B五版約百頁（写植印刷）で三〇〇円の手定である。送料は一冊九〇円。五冊まで九〇円、十冊以上は「教育文化」負担ということである。

## 労働争議地図

### サラシの市新

サラシの市新として知られる市新株式会社は、七二年二月以来希望退職案を労働組合に出したり引っこめたりしていたが、八月十日になってついに企業閉鎖、全員解雇という暴挙を押しつけてきた。これに対して、繊維労連市新労働組合は、闘う労働組合をつぶすことが目的だとして、長期的に首切り撤回を闘い抜きつつある。

## 無茶な500名の全員首切り

市新はユニチカの系列下であり、取引銀行は三和銀行のみ。しかし、資産約五十億円のうち負債はわずか八億円で、「健全」な経理内容である。この間ユニチカは、「労資間が不安定で仕事が出せない」と称し、五月以来発注済みの原反、製品のみきあげを行ない、旭化成、倉紡、数紡などの独占資本もこれに同調して発注をとりやめていた。三和銀行は、「人員整理の名簿をつくらなければ融資しない」と市新に首切りを迫つてもいた。市新労組では、こんな無茶な首切りがあるかと、最後まで闘つていく方針である。（連絡先）大阪府和泉市和気町四三〇番地

## 2交替制導入反対への弾圧続く

### 大阪フィルタ工業

大阪フィルタ工業に試用となつた森さんは、一ヶ月後に解雇されたが、地位保全処分です争つた結果、それから三ヶ月後に勝訴を勝ちとつた。

大阪フィルタ工業は、全国に四社しかないタバコのフィルタメーカー。タバコの需要増に伴つて、フィルタ生産量も増大してきたため、七一年四月から職場に二交替制を導入。約四百人の労働者のうち、三分の二は地方からきた中卒の女子。つねに欠勤率が二〇％あり、平均勤続二年という環境の中で、大阪フィルタ側も「自衛」と膨張のために、二交替による合理化を計ってきたわけだ。この二交替に反対して、七〇年暮にM君という男子労働者が解雇された。その彼と知り合いであったことが会社社にわかつて、女子寮への入寮申請にケチをつけられて、森さんは不当解雇されていた。

## 労働争議地図

専売公社の天下りが管理権を握り、職場には労災が絶えない中で、「森さんを守る会」は闘争をひろめつつある。

# 部落解放を阻害する 日本共産党の誤まりを指弾する

—「吹田二中問題」を事例にとり上げながら—

吹田市民主教育研究会 事務局長 久保井規夫

## 一 はじめに

本年六月末から、大阪府吹田市中において、吹田二中の土肥良子教諭の引き起した差別事件に対する部落解放同盟の糾弾闘争が展開されてい

策動をする中で、非常に事態は混乱しています。以下、この「吹田二中問題」を事例にとりあげながら、六九年三月の、「矢田教育差別事件」以来、ますます露骨に部落解放同盟を敵視し、民主勢力の統一に「分裂のクサビ」を打ち込む役割を果している日共路線の誤まりを厳しく指弾するものです。

ただけに、解放教育を積極的にすすめる教師の今だに少ない現実の中で、部落の父母は彼女の言葉を信じ、素直に喜び、吹田二中へ就職できるよう努力を傾けました。しかも、土肥良子が採用されたのは、部落解放同盟の運動の成果である同和加配教員としてであり、具体的教育活動として「促進教育」（勉強のわからなくなた子どもにわかる権利を保障する）が提起されていたのです。

## 二 部落解放運動を自らの就職の踏み台にした差別教師

まず、「吹田二中問題」の発端について述べよう。本年三月、教員として正式採用されないことを知ってあわてた土肥良子が、「教員に採用されるため部落解放同盟の推薦がほしい。促進指導・補充学級など同和教育に積極的にとりくむので、ぜひ頼む」と述べて、誓約書まで書いておきながら、自らの就職という目的を

達するや否や、ガラリと一変して、「同和教育ナンセンス」の態度をとったため、部落の人びとから「部落解放運動を喰い物にした」と激しい抗議をされたものです。とくに、土肥良子の場合、過去一年間、部落において学童保育にとりくんだ実績をもち、「部落解放運動と連帯してがんばる」と明言してい

求にさえ、出席します」と口先きで約束しておきながら出席しないという有様でした。あまりのことに、部落の父母・子ども・部落解放同盟の人たちが、土肥教諭に対して抗議し話し合いを求めたのです。

## 三 党利党略のためには差別教師の後立てもする破廉恥な日共

驚いたことに、土肥教諭と一部教師は、このような部落の人たちの当然の抗議に対して、「教育への介入」と決めつけ、話し合いを「監禁」とか「強要」といい、暴力事件までデッチ上げて部落解放同盟の人たちを告訴する始末でした。

このような日共のキャンペーンは反論のねうちがないほどにでたらめな内容で満ちあふれていますが、とくに、私たち事実を知る者の間で物笑いのたねになっているのは「誓約書」問題です。すなわち、日共は、部落解放同盟と土肥教諭との間にかわされた「誓約書」をとり上げて「誓約書が採用の条件となっていた。教育への介入だ」などと決めつけて、

そもそも「誓約書」は運動をすすめるためのものであり、「採用の条件」などとは無関係です。まして、部落解放同盟が土肥教諭に書かせたようなものでなく、土肥教諭が、それこそ「自主的民主的に書いたものです。解放教育の推進について、土肥教諭と部落解放同盟の両者が一致した相互理解の私的な産物です。もし、世俗的「変身ブーム」の波のついで土肥教諭が一方的に誓約を反古にしようとするのなら、すなわち相互理解に変化が生じたのなら、当然、相手である部落解放同盟と話し合うのが道理というものです。土肥教諭が、本当に「自分が正しい」と確信されるのなら、尚更のことでしょう。

待をもっていることを忘れてはなりません。この部落の父母の要求と私たち教育労働者の要求が「一人もとりこぼさない教育を」という共通課題のもとに、教師の定員増・同和加配教員獲得の運動となって強く共闘されているのです。この運動の成果である同和加配教員として土肥教諭も吹田二中に採用されたのです。

部落解放同盟を私物化するために同盟幹部の失脚を策す日共は、この時とばかり、土肥教諭らを胸上げしながら「真相を知る会」なる集会をひらいたり、日共機関紙「赤旗」「民主新報」を駆使しての部落解放同盟に対する非難中傷の大キャンペーンを展開しはじめました。その内容たるや、「婦人教師を一昼夜監禁」「教育人事に介入・採用も意のまま」（七月一日付「吹田民報」）とか、「無法地帯の吹田二中」（七月十七日付「吹田民報」）「解同府連幹部の教育支配」（九月十一日付「大阪民報」といった低俗な見出しでいっぱいです。そし

て、あることないことを書きたてながら、部落解放同盟を悪しざまにのしつて、部落に対する市民の誤まった偏見に依拠し助長しながらでも自分たちを有利にしようとする卑劣きわまりないものです。

また、部落解放同盟が土肥教諭の就職運動を展開したことをもって、「教育への介入」呼ばわりするに至っては、まったく笑止千万です。私たちは、部落差別によって部落住民の生活が破壊され、教育の機会均等が侵され、就学前教育も進路も保障されず、学習意欲も失なうといった中で、部落の子どもたちの学力が低い現状にあること、それだけに部落の父母が教育への強い要求・期

深くすすめねばなりません。日共の如き誤った論理は、人事を行政権力の手にゆだねてしまい、行政権力が民主教育推進への正しい積極的人事どころか、行政権力の思いのままの定員・採用・配転をすることを容認し、人事をもつて教育労働者への弾圧・分裂の攻撃を加えることに道を開くものです。いくら「部落解放

同盟にくし」といつても、日共は運動のイロハを見誤るようなことはないようにしてほしいものです。

もし、「赤旗」「民主新報」が、キャンペーンを展開するのなら、土肥教諭のもたらした問題点にも目をそらさない姿勢があつてこそ、「真実の友」という自称に値するでしょう。

すなわち、①採用試験に合格しても採用が正式にされない現実を前に、その現実を打開する方向で努力するのでなく、「おのれだけ」はうまくいくと採用されたという劣情をもったこと。

②部落の人びとの切実な教育要求と部落解放運動の成果に目をつけて、就職を有利にするために利用したこと。

③その立場にありながら、確固たる理由もなく促進指導の任務を放棄し、また、それに指摘するとりくみの努力もせず、「サボリ」を決めこんだこと。

④話し合いの結果の相互理解である「誓約書」を一方的に放棄しておきながら、話し合いを拒否するばかりか解同幹部を告訴によつて検察権力に売り渡したこと。

⑤吹田二中問題をめぐつて提起された子どもたちの質問・要求に何らこたえず、教師としての責任を放棄した

こと。などなど見すべしことのできない事実が存在する。土肥教諭の後

### 四 なぜ日共は部落解放同盟を敵視するのか

日共が、友好連帯の絆を深めていた部落解放同盟の人々の支持を失なつたのは何故か、ここで説明しておきましょう。

一言でいって、日共そのものが、「革命は幾百万の人民大衆が行なう」というマルクス・レーニン主義の根本原則を歪めて、エリートの議員万才のブルジョア議会万能主義を最高の闘争形態として位置づけ、

人民大衆の要求・人民大衆の行動・人民大衆の高まりをもつて闘う大衆闘争を軽視するという誤まつた右への日和見主義路線に転落してしまつたことに、その根源があります。

だからこそ、あの「同対審答申」「特別措置法」獲得の闘いを、日共は正しく評価できなかったのです。この闘いこそ、部落解放同盟が五〇年に及ぶ苦しい闘いの中から、権力に

立てする限り、日共は、これらの事実責任を負うべきです。

よる分裂政策を見破り、真の敵である権力に対して鋭い闘いを展開し、行政権力をして「部落問題の解決は国の責務である」と言わしめ、運動のイニシアのもとに行政措置をとらしめる方向にまで追いつめたものです。

しかし、日共は、「同対審答申」を「毒まんじゅう」呼ばわりし、部落住民の血と涙の闘いをあざ笑いさへした。人民大衆の闘いこそが真に権力を追いつめ、戦りつさせるといふ歴史にも明らかだが、日共指導部は理解できなかったのです。権力との正面からの闘いを逃避し、自民党と共存するブルジョア議会主義のみ

に闘いを見出す日共にとつては、自らがそれだけの大衆闘争を組織することができないだけに、無理なきことではあります。

ところが、日共は、まさに階級的自覚をもつて立ちあがつた部落住民の闘いに応じて、自らの誤りを克服しようとはしなかつた。

唯我独尊、式に党ドグマ(独断)を部落解放同盟へ押しつけることに狂奔してきた。思い通りにならぬ同盟幹部の失脚を策し、事あるごとにデマリ、非難中傷を加えることに血道をあげてきた。

日共路線に疑問を述べた部落解放同盟に所属する日共黨員に対しては、除名して意見を封じるばかりか「反党分子」のレッテルをはり、手段を選ばず部落解放同盟からの排除を企

だててきた。さらに、部落解放同盟が思い通りにならぬとみるや、分裂組織である「正常化連」なるものにテコ入れて部落解放運動を分裂させる。部落解放の課題にむかつて労働者階級が統一をめざす「同対審共闘会議」に対しても、部落解放同盟が中心になつてゐるからと拒否し、誹

謗攻撃する。などなど、日共の卑劣なふるまいは目をおおはかりです。部落解放同盟と日共との不幸な対立の一切の要因は、このような日共の反人民的な党セクト主義・修正主義路線にあるのです。

### 五 部落解放運動が労働者階級の闘いであることがわからないか

特に最近の日共は、部落解放運動が労働者階級の闘いであることさえ忘れさるほどに狂つています。

日本の支配層は、働く者への搾取と支配を強めているが、とくに前近代的な身分遺制による差別をうけて

いる被差別部落の人々は、就職・教育の機会均等、結婚などの基本的人権を著るしく侵され、働く者の受け

底辺にあえいでいます。独占資本主義体制をしく支配層は、部落差別を助長・利用しながら、「下を見る」

「ちゃん」と低賃金・低条件で働く者がいるんだ」というかたちで、働く者全体の生活と権利をはずめて搾取をほしひまにするという徹ししい差別のしくみをつくり出してあります。これが今日の部落問題の現状であり、従つて支配層こそ部落差別の元凶であり、また部落差別は働く者全体に

放同盟綱領に明示されたように、「部落解放なくして民主主義はありえない」と、部落解放の闘いは全労働者階級の闘いなのです。

あきれたことに、今日の日共は、部落解放同盟憎しのヒステリー的な党セクト主義にとらわれて、この

ような階級的立場さえ見失ない、労働者階級の党」という自称を自ら恥ざかしてゐる始末です。

六九年三月のあの「矢田教育差別事件」においても、日共は、部落解放をめざす同和教育を「しいたげられた者の立場から権力を追いつめ、闘う教育」として位置づけることができなかつた。同和教育(解放教育)を如何にすすめるか、官製同和教育の誤まりをどう克服するかという積極的姿勢はかけらもなく、ただ「お上からのおしつけ教育」「労働条件

しめつけの教育」として同和教育を歪めただけであつた。もはや、これ

### 労働争議地図

#### 新東淀川病院

新東淀川病院で働く中尾さんと竹中さんは、ささいな理由で始末書提出の強要と三〇〇〇円にのぼる差別昇給の処罰を受けその上、竹中さんには一方的な配転が押しつけられた。処分の理由は、定刻より何分早く帰つたということと時間中に歌をうたつたというもの。

この理由にもならない理由による処分に対し、中尾さんと竹中さんは直ちに抗議し、阪労活の仲間の支援を受けて断呼として闘いに立ち上つた。そして処分を全面的に撤回させることに成功した。当院では、労働者の「患者への奉仕第一」という善意を悪用し、医者という社会的特権を背景に、職場の一切の不満を押し、労基法で定める残業及び夜間勤務割増手当すら払わず、半強制的に三時間の夜勤を月に十回も続けさせている。

この仲間達は、このたびの闘いを機会に、中・小病院に共通する無権利な職場の解放をめざして、労働組合づくりに取り組んでいる。

### 「歌をうたって処分」を撤回さす

#### 全金大阪 日本鉄工支部

### 「赤字閉鎖」実は全金つぶしの攻撃

鍛圧機メーカーの日本鉄工株式会社は、一〇〇%久保田鉄工資本支配下にあり、同系列会社のすべてが、同盟系か無所属なのだが、日本鉄工のみは、全金傘下であり、八尾地区労の議長組合として、活発な活動を続けていた。

本年九月二十五日、突如、累積赤字を理由に、企業閉鎖、全員解雇を発表したが、組合側の入手した会社側文書には、「企業閉鎖は組合の体質改善のため(これは公表できない)」と明記されてあり、労組つぶしが、最大のねらいであることが判明した。

ただちに、日本鉄工支部を中心に、全金東大阪地協、大阪地本、地区評と、地域の仲間も結集し、資本の攻撃をはねのける闘争体制を確立し、決起集会、久保田鉄工本社への包圍デモを展開し、また同労組の連日の抗議行動にも重複陣は逃げ廻り、

全金、地域の労働者と共に長期の徹底抗議を闘いぬく支援体制を固め闘いを続けている。



とに對し、吹田市教組の諸君が「当然のむくい」を「ざまあみろ」というのでは、組織内の矛盾と敵権力の攻撃とを混同しています。このような対権力闘争における原則は、吹田市教組では、これまでも確かめられてきたことです。ただ、皮肉にも「日共の誤まり」を反面教師として確かめる不幸な事象を通じてではありません。

昨年十二月、沖繩闘争の中で死亡し、あるいは不当逮捕された吹田市教組の永田・三谷両組合員に對してその闘いが日共の氣に入らないからと「大死にした」を身滅ぼしたのだ」とののしつて、訓告を受け思想転向をせまられ、担任を奪われた三谷組合員を守る闘いを否定した日共系教師が、まったく吹田市教組から孤立し、その一人である中森君への發言撤回・謝罪要求という組合員會決定となつてあらわれたことは好例です。この時に破廉恥にも中森君を擁護するために吹田市教組青年部選挙で選挙委員長をだき込むという不正を働いた日共系教師は、不正が発覚し再選挙のあげく全員が落選の審判を受けました。

### 八 日共路線の破綻は明らかである

とくに、反戦平和に對する日共路線に賛同しない教師に對して、組合會議での發言を故意にねじまげて、「暴力讚美教師」と勝手なレッテルをはりながら、名指しで誹謗中傷した「吹田民主新報」六月二十日付をみて日共に對する吹田市教組の怒りは爆発した。日共と意見が異なる特定教師を行政権力の手で排除させるために、吹田市教組で孤立させるために、非難中傷して学校不信、教師不信をある日共の汚ない企てでは徹底的に糾弾され、吹田市教組として日共への厳しい抗議が決定されました。このたびの吹田二中間問題においても、日共は「赤旗」「民報」をつかつて、思

ブルジョア議會会万能主義となつた日共が、国会解散・総選挙近しい情勢の中で選挙の票田・活動拠点として吹田市教組など労組の私物化をあせっているのは見えています。日共が、吹田市教組において次々と策動に失敗し、破綻と転落のあえぎの中ですががりついたので、すでに破綻すみの「解同問題」すなわち、

い通りにならぬ吹田二中間教師集団に對して「反戦系教師」「教育破壊のやから」とレッテルをはつて父母をまどわし、反動勢力の介入を誘発しようとしています。私たち対権力闘争を闘う者は「誰と闘うのか」「運動内部の矛盾と敵権力とを混同してはならない」という私たちの立場をふまえ、「ぼくら如何に苦しくとも友を売るまい」と固く念じ、日共の如き「意見の異なる者を攻撃するには、父母大衆をまどわし行政権力ともゆる着する」という誤まりを見ぬき、厳しく糾すべきです。

吹田二中間問題であつたわけですから、すでに「矢田教育差別事件」や足元でおこつた「岸部小問題」にみられるように、日共の部落解放同盟・教職員組合への不当な介入攻撃は徹底的に糾弾されています。ただ、日共は今だ根強い誤まつた差別意識と解放教育実践の弱さを踏み台にして、大規模な誹謗中傷キャンペーン、告訴

分裂組織「正常化連」へのテコ入れなどあらん限りの攻撃を加えてきているにすぎない。また、日共は、教育を反動勢力との闘いの立場からとらえない誤まつたサラリーマン教師意識、体制内反動教育を美化しながら「人民解放の観点から中教審路線と真正面から闘う解放教育」を「ナンセンス」あるいは「おしつけ」呼ばわりして、組合員の中に劣情と混乱を組織しようとしているにすぎないのです。

吹田二中間問題においても、日共は正しい解決を阻害して不当配転まで誘発させたわけです。そして、上ベ

だけに、反戦平和に對する日共路線に賛同しない教師に對して、組合會議での發言を故意にねじまげて、「暴力讚美教師」と勝手なレッテルをはりながら、名指しで誹謗中傷した「吹田民主新報」六月二十日付をみて日共に對する吹田市教組の怒りは爆発した。日共と意見が異なる特定教師を行政権力の手で排除させるために、吹田市教組で孤立させるために、非難中傷して学校不信、教師不信をある日共の汚ない企てでは徹底的に糾弾され、吹田市教組として日共への厳しい抗議が決定されました。このたびの吹田二中間問題においても、日共は「赤旗」「民報」をつかつて、思

吹田二中間問題であつたわけですから、すでに「矢田教育差別事件」や足元でおこつた「岸部小問題」にみられるように、日共の部落解放同盟・教職員組合への不当な介入攻撃は徹底的に糾弾されています。ただ、日共は今だ根強い誤まつた差別意識と解放教育実践の弱さを踏み台にして、大規模な誹謗中傷キャンペーン、告訴

# ぶがに魂

分裂少数派から多数派へ

全金神鋼三年間の苦闘

B六版  
二〇二頁  
三九〇円  
(別八〇円)

佐藤芳夫氏(全造船石川島分會委員長)二組を統一の相手とせず、解体の対象として把え、現場労働者の八割を組織するに至つた方針の正しさに敬意を払います。……  
神鋼機器に働く仲間の皆さん、労働者として連帯の握手を交しましょう。闘う組合には、益々明るい展望が開けてきました。  
(本文、序より)  
主なる推薦者(敬称略・五〇音順)  
浅田光輝 春日庄次郎 小山弘健  
佐多稲子 清水 一 芳賀民重

## 反帝労働運動研究会

山口義行 08582(2) 8020  
鳥取県倉吉市下田中  
樋口篤三 03(743)3831  
東京都太田区本羽田1-25-9-502

### 取扱い所

たいとう社、阪神現代社、模索社  
ウニタ書店、ウニタ書店他  
東京 曾根崎書店、ウニタ書店  
名古屋 金栄堂他  
福岡 イカ  
神戸

## 労働争議地図

労働者は、昨年十月小泉に對して五十万円の損害賠償を求め裁判を起し、現在まで闘い抜いている。民同の「労使正常化」路線の思惑を越え、日共の妨害をはねのけて、閥根闘争には多くの特定局労働者や、元全通活動家が結集している。

## 特定局長に損害賠償請求

### 全通閥根分会

山形の米沢市閥根特定郵便局長小泉庄蔵は、局の労働者を私物化した奉公人のように扱い、とくに全通組合員には公然と差別待遇を行なつてきた。「全通を脱退しなければ親せきのつきあいを村八分にしてやる」といつたおどしや、全通組合員だけが外勤や徹夜勤務につけさせられる、超勤手当の差別支給など、数えあげればキリがない。

そして昨年、全通の佐藤寅雄氏は、小泉の命令によつて全然未経験の職務にはりつけられ、それに必要な訓練は故意に受けさせず、手をかそうとした他の職員までもがいじめ抜かれた。このため、佐藤氏はノイローゼとなり、六ヶ月の入院治療を受けなければならなかった。

## 工場閉鎖で労災患者をも解雇

### 全金三豊支部

「しがらき焼」の町、滋賀県甲賀郡信楽町にある三豊工業滋賀工場で、首切り合理化・工場閉鎖の攻撃に抗し三十一名の労働者が闘いを堅持している。神鋼フェウドラの子会社である三豊資本は、今年一月、経営不振を理由に大巾な人員整理合理化案を提示した。全金三豊支部は直ちに体制を整え数度の団交でむかえうった。その過程で神鋼資本の露骨な意図(三豊工業自体をつぶして反合闘争圧殺、が明らかになった。

また、三豊工業は操業以来、劣悪な労働環境のもとで労働者をこき使い、じん肺、難聴、骨折、関節炎、むちうち、手足切断……と無数の労災、職業病患者、身体障害者をつくつてきた。自らの利益追及のためには平気で会社もろとも組合をつぶすだけでなく、廃人同様に放りだすという人殺し企業、神鋼三豊資本のやり口に、労働者の怒りは頂点に達している。  
(激励先) 滋賀県甲賀郡信楽町 江田 全金三豊工業支部

「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(義務教育諸学校等とは、小中高盲ろう養護の各学校)という長...

〈はじめに〉

あつた。

この間、それまで「超勤制度確立」をめざして各所で超勤訴訟(超勤手当を払えという要求)を起こし、そのほとんどが地裁一最高裁で勝訴の見通しを持っていた日教組の本部の...

〈一〉「教特法」出現までの

若干の経過

一昨年(七〇年)十二月、日教組八二回中央委員会は、超勤問題で、

「教特法」をめぐる問題について

その経過と現段階

東京都教組葛飾支部 上平井中分会長 柴田迪春

本部が従来と異なる方向を出したという注目を集めた。しかし、官僚機構化し、硬直化した現在の日教組の中で、しかも上意下達に馴らされて、思考停止状態にある多くの県...

- ①は従来「教員が労働者である」ことをうすめるおそれがあるとして日教組の中では忌避されてきたもの...

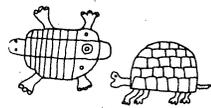
若千わき道にそれるが、一九六五年を中心に、公務員組合、公労協が労働三権のうち、団交権、争議権を

特集 教育労働者の問われているもの

かみのだんがん

うれいですが きょうは一時金の支給日。袋を手にするまでなんとなく気分はずむ日である。中味を数えてみて「これがあれで、これはあそこ……」と嫁入り先の決まっている聖徳太子をのけていくうち、げんなりしてくるのもこの日だ。

ようになったりする。(中略) ようするに「金のために働いている」労働者の悲喜が集約される日だ。そこから「来春闘でがんばろう」と思うか、あきらめてしまおうか、労働組合の存在感が問われてくる日でもある。



このように、日共の思うようにならぬからと、ともに反動権力と闘うべき労働組合を「反共団体」と一方的

る。全金田中機械や吹教組の場合がそれである。……全金田中機械や吹教組の場合、反共一般でなく、党の「解体」をめざすものとの連合であり、もつとも悪質な反共である。……この反共攻撃とのたかいは、本来提携協力すべき労働組合に対して表面上たたかわなければならぬことになるからである。……

に決めつけて攻撃する。しかも、そのために反動権力を喜ばして労組がどうなるうとかまわぬというのである。日共路線に賛同しない労組員に對しては、トロツキスト・毛沢東盲従・反戦・朝田一派・右翼社民etc. などと好き勝手なレッテルをはりつけて非難中傷し、思想信条を越えて要求で団結した組合に思想差別を持ちこみ、特定組合員の排除と組合攪乱を策動する、誰がみても明らか、このような日共の誤まれる態度こそ、最近、部落解放・反戦平和などの大衆闘争にひき起されていく混乱の要因です。

ような日共の部落解放同盟・労働組合への攻撃に對して、強く抗議する。また、政党と大衆組織との正しい関係を守りすめたいが故に、今や誰と闘うのかさえわからないほどに狂われた日共に對してではあります。一日も早く日共が自ら自己批判されて、人民大衆の立場に立ち戻られるよう強く望むものです。九月十二日に行われた吹田市教組の日共への抗議決定、九月二十一日における総評大阪地評大会での日共代表あいさつの拒否などは、以上の如き日共の誤まった路線に對する大衆的審判といふべきものであることを申し添えておきましょう。

(七二年九月三十日記)

労働争議地図

全通小樽支部

七月下旬、小樽一渡島管内上磯町・茂辺地郵便局の労働者が函館東郵便局へ配転を希望したところ、白川局長は「全通を脱退したら希望通りにしてやる」と脱退を強要、又両局長の連絡の上、瀬川函館東郵便局長も「全通脱退」を受け入れの条件にしている。

「郵政版マル生」に時間外拒否闘争

全通小樽地本東渡島支部と同地本西渡島支部は、これは「郵政版マル生」であり、不当な組織への介入であり、不当労働行為であるとして道労委に提訴する一方、瀬川函館東郵便局長に団交を申し入れたが、再三の申し入れにもかかわらず、局長は団交を拒否。このため八月一日から組合は時間外労働を拒否し抗議行動を続けている。このため函館東局では、市内の半数にわたって一日二回集配ができず、一日一万二千通のうちの三割近くが翌日まわしになっている。当局はこの事態を引おこしながら、なおアルバイトを使って組合の闘いに挑戦すると同時に、組合切崩しの意図を変えてい

自らに認めさせるといふことでILOに提訴した。ILOも調査団を派遣していわゆる「ドライアー報告」なるものが出された。だいたい他力本願そのものに問題があるが、結末は国公法・地公法の改悪となつてはねかえつてきている。ILOが乗り出したウラには、国際資本が日本経済の高度成長を支えている低賃金と低賃金構造の基の一つになつて、賃金決定方法（公務員賃金は民間見合いで決められる形をとっているがまぎれもなく全体の賃金ベースの尺度となつている）に関心があつたこと（GNPと個人所得の差を見ても明らか）があげられる。

前に戻るが「教育労働の専門性・特殊性」とは「教員は特別なんだ」と言っているのと同じである。自分は特別なんだと思うこと、思われること（優越感にしろ劣等感にしろ）がどういふ結果を生むかは日々子供に接している教員はよく知つてゐるはずである。

さらに、「教師は他の労働者と違うんだ」から「教師は労働者と違うんだ」にすべり落ちるにはそう長い距離を必要としない。現に全国的に

みれば（都教組も）各職場での実態は、教員自ら労働者であると思わせるようにはなつていない。

「教育労働の特殊性・専門性」を打ち出したのは前記②の前提として、それが必要だからに他ならない。中央委員会議案には、「教育労働の特殊性から、教員には測定困難な超勤がある」として「家庭訪問・生活指導……研修」をあげている。そして、

②イロには、労基法三六・七条に基づき超勤手当を要求し  
ロには、「包括超勤手当」として、本俸の四〇八〇を要求する。

という方針を打ち出したのである。これが、いわゆる「二本建て案」である。

### （二）日教組原案の問題点とこのあとの経過

ここで少し長くなるが、「組合レベル」の原案批判として「都教組修正案の提案理由」を引用する。「超勤手当制度確立について」の日教組中央委員会議案は重大な誤

りをおかしている。

すでに二十年ほど前のことであるが、都教組では、宿直中に出火したことへの責任を問われて懲戒処分が発令されたことに端を発して、日宿直は教員の本務ではないという処分取消訴訟を行ない、そのことの確認のための団交をねばり強く展開した。その結果、本務であるかどうかは別にして、宿直を命ずることは条例規則であらうかだといふ当局の執拗な言明をとらえて、それならば明らか

に超勤勤務ではないかと迫り、その通りだといふ言明をちとつた。それでは割増賃金をよこせといふことになり、最終的には、午後五時から翌朝八時までの超勤といふことになつた。それでは二割五分増しだけでなく深夜手当の五割増賃金も出さなければならず、十五時間という長時間になつて金額が膨大になるばかりでなく休憩時間や仮眠時間などの問題があり結局、午後五時から十時までと、午前六時から八時までの七時間の断続勤務といふことになり、途中の八時間は睡眠時間であり、したがつてその間は一切の責任を問われないといふことに落付いた。

そのため高給者が一泊すると当時で千円近い宿直料にさえなつた。（全国的には二百円前後の時代）それによる超勤手当がはね上り、当局はとうとう警備員設置にふみ切らざるを得なくなつた。これが日宿直全廃を十数年前にかちとつた東京のたまたかの経過のあらましである。

この例に見るまでもなく、超勤手当制度確立のたまたかの真のねらいは、「定員増」「時間短縮」をかちとるためであつて、けつして必要以上に働いて賃金を得ようといふものではないのである。

「超勤手当制度確立」のねらいが「定員増」「時短」をかちとることだといふ指摘は正しい。なぜなら、まず自分が労働者であるとするなら、自らを決して安売りしてはならないからである。

性にもとづく教育活動）があるので、とらえにくい、もしくはとらえてはならない四四時間以上の労働がある。だからその分は包括超勤手当として特別手当を支給せよ、という要求になつてゐる。そのことはとりもなおさず四四時間以上働きますといふことを積極的には認めることを意味する。しかも、自主性・自発性の中味として例示しているものは本来勤務時間中に消化されてしかるべきものであり、これを勤務時間外にも行うという前提は相当多量の超勤を是認するといふ結果になる。」と述べている。

この「修正案」は先に述べたように、この中央委で少数否決された。同じ月に召集された通常国会に、文部省は翌年二月八日に出された「人事院勧告」を受けて「教特法案」を提出した。その内容の骨子は、「日教組案」のうち、「測定可能な超勤手当」要求の拠り所である労基法三六・七条を「案」とは逆に「教員の労基法三六・七条適用除外」とした以外ほとんど「日教組案」と似通つたもの、といふより、本質的には違わないものであつた。

そして、七一年三月五日の日教組中央委は「包括超勤手当」を受け取ることを前提として、今度は「手当支給による無定量超勤の歯止めをどうするか」にスライドした。このときはさすがに各県教組も多少不安を感じてか「ここで決定しないで継続審議にしよう」といふ大阪の緊急提案が、わずかに投票差で否決される場面もあつた。

またこのときは、会場外でのピラまきも、都教活、現教研他、数種あり、都教労反戦が数十人で一時演壇占拠するといふ行動もあつた。

その後、日教組は型通りの国会動員（ほとんど都教組）をやり、文部省との裏交渉に合せて「法案成立」へとコトを運んだ。

この国会審議の経過の一端を「教特法案国会速報」（五月二十一日、都教組情宣部）でみてみよう。  
五月十八日の参院文教委員会では、中略：安永議員のダメ押し質問に対し、文部省はしぶしぶ「超勤命令の範囲」を次のように明らかにした。  
超勤を命じ得る職務の範囲  
1 児童生徒の実習  
2 修学旅行、遠足、運動会、学

### 労働争議地図

#### 労信販労組

東京労働者信販生活協同組合に働く労働者で組織する労信販労組は、今春闘で管理職手当撤廃を要求してかかげ闘ってきたが、理事会とグルになつた日共が組合を分裂、二組を結成し、闘争を敗北させた。

理事会は一組に対して72春闘で団交拒否を一方的に通告。二組が妥結後も一組は賃上げ分を供託して闘っている。共済会役員を二組から一方的に選出し、一組の意向を一切無視して春季旅行をおこなつたことに対して一組では、一組割当分三万五千二百円をさしおこした。これに対し、理事会は組合の委員長、書記長を「横領着服」とのいかりをつけて、七月二十四日に懲戒解雇をした。

### 御用組合をつくり闘争つぶす日共

労働管理の「労働者福祉活動」のためにただただひたすらにゴマスリをつづける日共に対してこの欺瞞性を暴露し、一組は解雇撤回のため闘っている。

### 鳥羽君除名提案を粉碎

#### 合化東セロ労組

七〇〇時間のストで闘われた東セロ労働者の首切り切捨て反対闘争は、中労委幹施案「広い意味の雇用保証」日本中のどこか就職難地帯に首切りではない、といふ論理で崩されていった。具体的には、本人の意志に反して指名解雇を労資協調化するものであつた。その結果、組合方針には従うとして闘わないう日共は東セロを追い出されてしまった。一方あくまでも東セロをやめない、闘う組合を作るという鳥羽君に対し、合化中央と御用幹部は「東セロをやめないのは組合方針違反」として大会に鳥羽君除名提案を行った。しかしながら、合化中央、御用幹部の裏切を徹底的に暴露し、闘う組合作りを訴える支援共闘会議の行動に、浜松支部の良心的代議員がこたえ、鳥羽君除名提案は粉碎された。

### 労働争議地図

（連絡先）東セロ（鳥羽君を）支援する共闘会議・東京都足立区新田二一八―三三三〇三・鳥羽明彦

芸会、文化祭等の行事、その他  
学校で計画する行事。

- 3 学生の教育実習
- 4 職員会議
- 5 身体検査
- 6 入学試験
- 7 学校で計画するクラブ活動
- 8 図書館事務
- 9 非常災害

満員の傍聴席からは「これじゃな  
んでも命令できるじゃないか」と、  
抗議の声が一斉にわきおこった。

私たちはさきに「無定量勤務を強  
いる教特法」と、その不当、不法性  
を指摘してきた。ケチな政府、文部  
省が、なぜ強行採決までして教特法  
を成立させようとしているのか、な  
ぜ教育長会や校長会がこの法案成立  
に熱心なのか、その狙いがこの「九  
項目」によってますます明らかにな  
った。そして、われわれの指摘が決  
して杞憂でなかつたことが事実とし  
て証明されたのだ。…後略…

こうして「教特法案」は成立して  
いった。  
日教組は、法案成立後、六月三日  
の第一回会議を皮切りに文部省と数  
回の打ち合わせを行い、七月一日、

主として、「超勤を命じ得る範囲」  
の「調整」と、法実施の際の取り扱  
いの「確認」に關し「合意」したそ  
の内容は、「超勤の範囲」は五項目  
①実習、②学校行事—修旅的、学  
芸的、体育的、③教育実習、④職  
員会議、⑤非常災害等」とし、「法  
実施の際の確認」は、これが、各県  
の条例制定の際「確認書」となった  
ものの「モデル」である。この「モ  
デル」が「モデル条例」とセットで  
各県におろされた。

以上が全体的な経過の概要である。

### 〈三〉 都教組段階の問題

都教組は、日教組中央委での「修  
正案」提出のズジから言えば、条例  
化段階で、当然条例化そのものを  
「阻止」する闘いが組まれて然るべ  
きであった。しかし、都教組執行部  
は七〇年から七一年にかけて、執行  
部内の社共の比率の逆転（七〇年、  
社多数、七一年、共多数）という変  
化があつて、本部分針そのものが変  
わつていくということがあつた。七  
一年九月の定期大会では、社系が精

一杯で作つた執行部提出の「教特法  
闘争」の総括が、「全面削除」とい  
う日共系の「修正案」によつて葬り  
去られるという場面もあつた。従つ  
て、その後は「教特法条例化闘争」  
という具合に「条例化促進」へと向  
かうのである。

だいたい「教特法」については、  
日共は早くからこれを是認する方向  
を出していた。（七〇年十月「赤旗」  
を出していた。（七〇年十月「赤旗」  
を出していた。）  
以上が全体的な経過の概要である。  
実態が現実にあること。そのことの  
上には四〇%を認めることが必要であ  
り、測定困難な超勤（実際に勤務し  
ている）に対し、四〇%を受け取るこ  
とこそ真の労働者性である」という  
ものである。金さえもらえればいく  
ら働いてもいいというのが「労働者  
性」であるとうゆのでは、自ら既に  
「聖職者」をはるかに超えているわ  
けだが、これが、論理でなく、「多数  
という形」でまかり通つていくとき  
そこでは労働運動、階級闘争の基盤  
は根底からくつがえつてしまふ。  
こうした状況を背景に、都教組本

### 労働争議地図

#### 全造船機械労組 石川島分会

### 私製タイムカードで打刻続ける

八月十七日から石播重工東京  
第二工場では「新勤務制度」が  
実施された。この制度は、従来  
の入・退場管理をタイムカード  
で、行つてきたものを「面着制」  
に切りかえ、門前八時入門で運  
刻にならなかつたものを、作業  
現場で八時から行なわれる体操  
参加によつて、職制が確認する  
というもの。作業の「あたり」  
「かかり」も一段と厳しくなつ  
た。これは、石播重工労組東京  
支部（同盟、一万二千人）の、  
「要求」で実施されたのだが、  
石川島分会の戦闘的労働者は断  
乎反対「国交で実質延長の合理  
化だと追及しているのに、ろく  
な答弁もできず一方的に実施す  
るのは「団結権侵害」として  
私製タイムカードで、従来通り  
打刻を貫徹へ社外工のレコーダ  
ーが残っている。石播資本は、  
暴力でこの闘いを圧殺しようと  
組合員の浅田君を怪我させた上、  
遂にデッチ上げ暴力で解雇攻撃  
を加えてきた。今年、これに  
屈せず、スト・就労闘争で連日  
闘いをつよめている。

部は、七一年十一月二十六日の第一  
回交渉以来、七二年二月八日まで都  
合八回の小委員会交渉を、都教委と  
の間で行つた。既に四六都道府県中  
東京以外殆んどが、条例化と四〇%支  
給を実施している中で、しかも日共  
が「四〇%是認」方針を出しているこ  
ともあつて、都教組も権力側に完全  
に足もとを見すかされてきた。日共  
としては、「四〇%もらい得」のたてま  
え上、「教特法」で言うところの  
「四〇%の四七年一月一日からの支給  
をこれ以上延ばせない」という事情  
もあつた。また、都議会の会期の問  
題もあり、ここで「四〇%」をパアに  
できないということもあつた。

結局、「小委交渉」の中味は、①  
既得権の確保（ウロヌキ）、②一日  
七時間半、週四一時間十五分の勤務  
時間の確認、③超勤項目の限定（都  
教組は、①修旅、②非常災害、とし  
ていた）、④超勤の際の事前の合意  
にしばられていた。

しかし、「四〇%」に拘わらざるを  
得ない本部は、③の限定項目に、都  
教委側の出した③職員会議、を入れ  
た案を吞まされてしまった。つまり、  
「限定項目」は、都教連（高教組、

都教組、特殊教組）として、①生徒  
の実習、②修旅等泊を伴うもの、③  
職員会議、④非常災害等、となつた  
のである。

この「限定項目」以外の「小委交  
渉」で結着のつかなかつたものは、  
そのあとにゆだねられることになつ  
た。七二年三月三十一日付で交わさ  
れた、都教委と都教連との「確認書」  
は、「あいまい」な部分を残し、この  
部分の規定に關し「覚書」を交わそ  
うとした都教組の思惑は、「四〇%を受  
け取つている」という「現実認識」  
の上に立つ都教委によつて事実上は  
ずされていく。

現時点（七二年十月）での争点は、  
「事前の合意」（地公法五五五条に拠る  
もの）と、「一日七時間半、週四一時  
間十五分（勤務条例の運用として確  
認）の勤務時間に関わるもの」とな  
つていく。しかし、「事前の合意」は、  
前記（一）書きの通り、地公法五五  
条において「勤務条件に関わるもの  
はすべて交渉事項（職員団体と当局  
との）である」と規定している以上、  
それを再確認すればよいわけである  
と考えられるのだが、どうしてそれ  
が難航するのか理解がいかない。ま

た「勤務時間」に關しては、それが、  
賃金以上に働かないという意味にお  
いて、言い換えれば、もし規定以上  
働いたら割り増し賃金が支払われる  
べきものとして初めて意味がある。  
さらに、「四一時間十五分」は「運用」  
として確認している（実働時間とし  
て）のだし、超勤とは明らかに働く  
（実働する）ことなから、超勤  
は「四一時間十五分」「七時間半」を  
基礎にすることは理の当然と言えよ  
う。

都教組本部は、十月四日の「拡大  
戦術委」で、「もし四一時間十五分が  
呑れられなければ、交渉を決裂させ  
る」ことを打ち出した。決裂させた  
ら、あとは各職場で、ということに  
なる。ところが、本部及び大半の支  
部の執行部は各職場で徹底的に闘う  
という態勢も姿勢も持つていない。  
その証拠に、本部副委員長（日共系）  
が同席した支部委員会で支部書記長  
は、分会からの「各職場で「確認書」  
の項目をとるために戦術をエスカレ  
ートさせた場合、これを保障する用  
意はあるか」という質問に「必ず事  
前に連絡をとつてほしい、保障する  
か否かはケースバイケースである」

### 不当処分撤回闘争盛り上る

#### 全通目黒支部

十月二十五日、全通目黒支部  
に青年部副部長の「懲戒免職」  
をはじめ、減給三ヶ月一、訓告  
十三名等の不当処分攻撃が加え  
られた。  
これは、全通の八戸、武蔵野、  
横浜、静岡等を焦点にして全国  
的に加えられている「戦闘的」  
労働運動の圧殺手段としての、  
デッチアゲ暴力告訴、告発、処  
分攻撃の一環である。  
郵政合理化が現在、完成過程  
に突入し、省は四十八年以降に  
一大攻勢をかけようとしている  
が、その貫徹のため、郵便、集  
配の先進的労働者に対し、日常  
的差別攻撃をはじめ、職場から  
切り捨てていく方向を明確に打  
ち出している。

### 労働争議地図

全通目黒支部は、これまでの  
不当処分撤回闘争の反省に立つ  
て、新たな質の闘いを進めよう  
としている。

すでに、実力就労闘争をはじ  
め、南部地方支部や青年部の職  
場集会在目黒構内で五百五十  
名でかちとられており、闘いの  
輪は全通東京全体の活動家を軸  
に大きく盛り上ろうとしている。

と答えている。これまでの闘争で、直接力関係に依拠した闘いを分会で組んだ場合、支部、本部の執行部が、分会にプラスになるよう「指導」した例はほとんどない。

#### 〔四〕 問題点の整理にかえて

日教組の「二本建て要求」の②は、「教育労働の特殊性により測定困難な超過労働には四〇八〇の調整額を要求する」。

人事院勧告は、

「教職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、新たに教職調整額を支給する制度を設け、超過勤務手当制度は適用しない。……超過手当制度は教員になじまないと認められる……」

日教組と文部省との「法実施」に当たっての了解事項の「別紙二」の1は、

「教職員の勤務時間の管理については、教育が特に教職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことおよび夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考

慮し——中略——学校外における勤務により処理しよう運用上配慮を加えるよう……」

同じく「別紙二」の2、は、「教職員については、原則として超過勤務を命じないよう指導する」

また同「別紙二」の3のイ、では、「教職員については長時間の超過勤務をさせないよう指導する。やむをえず長時間の超過勤務をさせた場合は、適切な配慮をするよう指導する。」

「教特条例」(東京都) 第六条一項は、

「教育職員については、原則として時間外勤務はさせないものとする」

同、同第二項では、「教職員に対し、時間外勤務をさせる場合は、次に掲げる業務に従事する場合……」として例の「限定四項目」を並べている。

前記の各項を整理すると、  
①教職員の勤務態様は特殊である。  
②教育活動は教職員の自発性、創造性によるところが大きいので時間でははかりがたい。  
③教職員には、超過を命じないが、命じることもある。

ということになる。つまり、この点では日教組本部・文部省・人事院は「三位一体」ということになる。

前記「人勧」でも明らかかなように、もともと権力側の直接のねらいは、教員の「超過手当要求」の道を閉ざそうとするものである。

これは、教員から「超過」↓「勤務時間」という考え方を奪い、「賃金」↓「労働時間」の関係をも、根底から崩すことにつながっていく。「教育労働は(特殊なので)時間で測れない」↓「教員は時間を「超えて」働く」ことを認める、となる。

「原則として超過を命じない」というが、原則として、ということの裏には、いよいよ命じなくても、全国の大部分の学校では、毎日膨大な「超過」をしているという実態がある。四〇は、まさしくこの「超勤実態」に対して支払われる(働いているんだから金をよこせ)ことになる。

日教組は、「要求を闘いとる」という労働組合の原則を放棄して、ただ現状を追認する形で四〇%を受け取ることにしたのである。しかも、「自らが労働者である」ことを、この四〇%で相手に「売り渡す」というお土

産つきで……。

なお、「超過を命じうる範囲」を限定したことは、超過の歯止めを作った、として執行部は評価しているが、限定項目にあげられているものはすべて、日教組が「測定可能な超過」としてあげていたものである。そしてこの項目の超過があった場合は「特勤手当」を支給するとなつて

いる。しかしこれは、超過に対して払われるのでなく、「不快、困難、危険」だから出す、というのであつて「時間」には関係ない。

最近日教組は、本務外業務(対外競技等)を個人契約業務として手当を要求する、という方針を出している。文部大臣の「教員に裁判官なみの給与を」という考えは、こうした

実態と無関係ではない。

日教組は、自ら言うところの「団結権・争議権」の根拠をはずして、どこまで裸になろうとしているのか。われわれは、あまりにも「安々」と身売りしてしまった。しかし、これからまともに生きようとするなら、労働者であろうとするなら——「買い戻さ」なければならぬ。そ

れがいかに「高くつく」としても……

「要求」や「権利」は闘いとるものであること。(安々と「手に入る」ものには必ず何かしかけがある。)その観点から、今自分ができることは何なのか、を見きわめる、まずこの辺りから始めるしかないであろう。

### 特集 教育労働者の問われているもの

## 日教組事務職員部運動

都教組新宿支部  
都教組新宿支部  
横浜教組中央支部

下村英晴  
田崎 均  
竹内 智

### 日教組事務職員部専門委員会報告「学校事務職員の任務と賃金」を批判する

日教組は「教育労働の内容と責任」の方針を「教職員の労働時間と賃金にふさわしい賃金要求」「雑務排除」のあり方」としてまとめているが、

その事務職員部版として打出されようとしているのが「学校事務職員の任務と賃金」である。この「報告」には、日教組が増々教員組合としての性格を強めていく中で、切り捨てられ、冷めしを喰わされてきた日陰

者の存在からは出そうとする、いじらしいが、誤った方向への努力が満ちている。それは、学校事務職員の労働が、形態は違うにせよ、教員と同じ教育労働として、社会的に重要な位置にあるかを証明しよ

### 労働争議地図

#### ミツミ電機労組定期大会

#### 電機労連オプ加盟粉碎さる

七〇年に結成され、配転、不当処分に関つてきたミツミ電機労組は、以後二組、三組(両者とも本質的には御用派)の生まれるなかで頑張ってきたが、中執多数を占めようと、代々木連合派は、展望の操失を、電機労連への方で加盟しようとしたが、本願的に逃避しようとしたが、九月二三日の第三回定期大会で極少数派代議員(七一名中八名)は、合理化案にも、反対案を出し、電機労連オプ加盟については、①電機労連は労働者の味方ではない。②加盟決定は紙の上だけの統一であり、③加盟問題は充分職場討議に託されてない、しつように反対し、次々に電機労連の犯罪性があばかれていった。中執は、「電機労連の悪いところは中へ入って変えていく」とか、「今加盟しないと、中間層は統一派に流される」と泣言をいったが、激論につぐ激論の結果、少数の代議員の労働者魂は、遂に採決で二票差でオプ加盟方針を否決し去つたのである。

うとし、学校事務職員の社会的役割を階級的把握抜きにバラ色に飾ろうとする努力である。その努力は当然にも、学校事務職員のいうところの重要な仕事にふさわしい賃金要求へとつながるのである。

この「報告」は、学校を共同体と規定するところからはじまる。「この共同体はひとりひとりの子どもの無限の可能性をひきだし、諸能力を全面的に発達させる学校教育を実現する、児童・生徒とすべての教職員が、労働を反映した生活を通じて、相互に教育しあう場」というのである。

この学校を共同体として把握しようとする努力は、現実の学校教育の階級的性格を陰蔽してしまふ子どもの能力はどのように、どういう方向で伸ばされていくのか、教職員の労働はどのようなものとして性格づけられ、機能するのかが追求されていなければならない。

今さら述べるまでもなく、現在我々が生活している社会はブルジョア社会であり、その中の公教育の目的は、子どもがブルジョア社会で生きるために必要な知識・技術を教え

ると同時にブルジョア社会の構造を認識させ、それを積極的に支える自覚を育成するところにある。教職員の労働は、賃労働としてブルジョア社会を維持させるものとしてしか存在しえないし、子どもの能力は、無拘束に発達させられるのではなく、資本家、労働者、農民、ブチブル等としてそれぞれブルジョア社会を担うための能力を発達させられていくのだ。

「報告」は次に、学校事務職員の任務本務は「共同体を構成する事務職員の任務本務は、子どもの教育を受ける権利を保障し、実現することとあり、教育課程の自主編成に対して、教育条件の整備、学校の経営管理過程についての自主編成を進め、職員会議の事務、校務分掌の事務等すべての学校事務の処理執行を、その先頭に立つて」やっつけていかなばならない。

労働者階級としての自覚を忘れてしまつてしまつて眠つた頭の中で、どこまでも夢は広がっていく。

文部省・教育委員会の職制である校長、法制化はされていないが事実上職制として機能している教頭を含

めて、学校経営・管理を事務職員を先頭に執行していこうというのだから、こんなめでたい話はない。このような楽観的姿勢で、現在の学校の管理運営機構の再編強化に対決しようとする真剣に考えているのだろうか。中教審路線として教育の帝国主義的再編攻撃がかけられている時に、しかし、夢はもつとふくらむ。事務職員の果す役割は学校内だけにとどまらず拡大する。

「教育行政の構造や法規、手続きの専門家である学校事務職員は、住民の教育要求とそれを実現する自治体闘争、地域闘争の先頭に立たねばならない」ことになるのである。それは「自治体は独占資本主義の制度下に位置づけられてはいるが、単なる独占の下部機関をなすのではなく、平和と民主主義と人権の擁護を要求して闘つてきた労働者を主体とする住民の闘争や要求の一定の実現の場」との判断から導き出され、いわゆる革新自治体の評価から生まれてくる。

だが、革新自治体の現状を直視したらどうなのか。労働者階級の運動・力が結局は、一票一票として表現されるしかない自治体選挙・議会運

営に集約・埋没させられている姿がハッキリとあらわされる。しかも革新自治体の役割は、日帝の国内体制・機構の帝国主義的再編という攻撃を、その革新的色づけによって、労働者・住民をして鋭くとらえさせることを阻害しているのだ。東京における長谷部答申、横浜における中教審路線の先どりとしての横浜プラン等はそのよい(悪い)例である。

賃金の部分に移ろう。

『報告』はこういう。「すべての教育労働者は、国民全体に直接責任を負うための高度の教養技術と、その社会的責任を遂行するための自主性・自律性が要求されるので、教育労働者の賃金は、その資格と責任を必要とする仕事に応じた高度の技術修得・文化的教養などの水準を維持し、向上するための労働力再生産費をまかなう賃金でなければならぬ」

つまり、教育労働者には、そのもつ社会的責任を遂行するにたる労働力再生産費を賃金として出せというのである。りっぱな仕事をやるのだから、それに見合った金を出せというのだ。このように賃金要求額を労働の内容・責任特殊・困難性か

ら導き出そうとする資本家の発想は、既成労働運動の敗北の帰結であり、その賃金は、労働の内容・責任等を支配者に認めてもらうための請願運動として展開されるしかない。賃金奴隷としての自己を延命させようとするものでしかないのである。

賃金闘争は、我々労働者と資本家・当局との敵対関係が明らかにされる最も基本的で大衆的な闘争なのである。我々は、ブルジョア社会再生産の根底にあつてそれを支えている賃労働と資本の関係、すなわち賃労働の資本による搾取という関係を、資本家・当局へ鋭く対決する賃闘の中で暴露していかなければならないのだ。

だが、労働の内容・責任から賃金要求額を決めようとする奴隷根性の持ち主には、賃闘において賃労働と資本との関係を暴露するという方針は思いもよらないものなのである。は思いもよらないものなのである。

またたくそのとおり、『報告』は「教育労働運動における賃金闘争では、差別と分断の資本主義的分業の本質を暴露し、教育労働を教員の労働、事務職員の労働などの精神労働と、用務員の労働、給食従事員の労働な

どの肉体労働とに区分してくる体制の法則の本質を明らかにし、その統一回復する方向を確立する」というように賃闘の追求点をほぐらかさうとしているのである。

賃闘を通して、分業(労働の分割)の本質を明らかにして、分業をなくす方向を追求するとは、いったい何をいおうとしているのだろうか。事務職員部組合員労働者に対し、職種別格差賃金を納得させることをねらつたもの以外のなものでもないのである。

分業の本質を明らかにし、その統一を指向するといふこの『報告』では賃闘は「現実の格差は必要な技術養成費の差にとどめる産業別の統一賃金を指向する。しかし分業化された各職種の存在を資本主義体制のなかで直ちに拒否するのではなく、産別統一賃金を確立する前提として、職種の労働の特殊性を生かした独自給料体系としての学校事務職員の賃金体系を確立する」といふものになる。

具体的には、「学歴基準を大卒(四年)とし、未熟練(五年)、中熟練(八年)期を経て、学校事務のエキスパートとなることを想定、未熟練期

労働争議地図

岩波臨労

一日以来解雇攻撃をものともせず闘い続けている岩波臨労は、闘争圧殺を許さず「分断・労粉砕、全員同時就労を勝ち取るまで闘うぞ」とがんばっている。岩波資本は一日以来の解雇撤回、社前座り込み実力闘争体制に対し七日以降「自主交渉」による解決という新方針を示してきた。「争議の実質的解決」のために形式的な入社試験を行ない、軽労組とその全員解雇をするというのである。マコトシヤカに説きわたった岩波資本は、十三名中、三名を試験の結果不合格として組合活動家を二重に蹴首しようとした。幹労組はこのペテンに屈せず直ちに全員討議の中で団結し「座り込みを貫徹している。三名の具体的職場復帰、継続雇用と奪回するアルバイト全員の具体的継続雇用の獲得まで闘う」と闘いを宣言した。

(連絡先) 岩波幹労 千代田区一ツ橋教育会館 日本教育新聞労働部 電話二六四二二五六三

二重の活動家蹴首と闘う

教育社労組

9カ月ぶりに実力団交かちとる

教育社労組は七一年九月九日以来、一年三ヶ月すぎ、なお合理化組合演説し、蹴首、ロックアウト、暴力団常駐体制と闘い、波状のビケ・デモ、街頭行動と地裁での闘争も併用し、共闘会議の強化を通じて闘っている。同労組は十月十二日社長宅実力団交要求闘争を貫徹、十月二十日暴力団常駐下の工場及び高森社長と九ヶ月ぶりに実力団交をかちとった。団交は①首切り撤回②配転合理化撤回③七一年冬一時金獲得④嘱託社員待遇改善⑤七一年年末休暇問題⑥労組員の業務とりあげの六項目であった。この団交は新たな面を切りひらき、会社を追いつめてゆくことになった。十月二十二日「教育社闘争 私総決起集会」新たな支援共闘の形成に向けて「は百余の結果をもって、さらなる進撃を宣言した。

闘争本部 東京都武蔵野市西久保二二五五六 電話〇四二二(五四)〇九四二

の昇給間差額を四千元、中熟練期間の差額を二千五百円、熟練期を三千円というように、熟練の程度により、あるべき賃金体系を経験何年何才いくらというポイント要求をするものになるのである。

労働の熟練度により賃金を要求するとは、我々労働者がその枠内におしこめられている現行の賃金政策、賃金体系への具体的反撃を抜きに、それとは関係なくあるべき賃金体系をこちら側から設定し、要求するというものであり、現実の資本家・当局による搾取に鋭く対決することを回避しようとするものなのである。

この熟練度による賃金要求は、熟練度を高くするための「研修手当」を出せとの要求にまで到り、中教審路線のねらいである研修強化を自ら進んで受入れることを我々に要求してくるのである。

以上、みてきたようにこの「報告」は、一片の階級性をも持たず、文部省・教育委員会等にコビを売り、組合員にはバラ色の幻想を与えるものでしかない。教組指導部の真意は、学校事務職員の賃金を教員賃金と一

般行政職賃金との間に位置づけることにより、事務職員部組合員の怒りの爆発、闘いの高揚をおさえることにあるのだ。

我々は、「報告」の反労働者性を暴露し、教組指導部の意図を粉砕し、中教審路線への具体的な反撃と当局の搾取に対決する賃闘を分會を基礎とした各級機関内で展開すると同時に、独自活動として組織しつつ、事

### 都教組・事務職員部運動の階級的変革をめざし

#### 学校事務職員への攻撃

##### (1) 一本化と初任給ダウン

長谷部委員会の答申をうけた都は、四四年に「学校事務職員(事務主事、主事補)と一般事務職員との一本化」をうち出した。都教組事務職員部常任委員会(代々木系)は、当初、①教員と事務職員を分断する攻撃である②全体を低賃金・悪条件におさえる一方、管理職登用等の栄進の道を与え分裂を策す合理化攻撃である、として反対の立場を表明した。

務職員部、更には日教組の階級的変革をかちとり、教育の帝国主義的再編を粉砕しなければならぬ。

注「」内は、「報告」の文章をそのまま引用したものでなく、筆者が一応のまとまりをつけて引用したものである。

して支持する意見(おもに民同系)もあり、部内の意志統一も得られないなかで、事務職員部執行部は五月に臨時総会を開き、「一本化案」に対する明確な態度を明らかにしないまま「五項目要求」へと指導したのである。この「五項目要求」は基本的には「一本化」を容認する条件闘争であったが、都教組は「五項目要求」のなかでも重点の一つである初任給確保(学校事務職員の初任給は知事部局事務職員のそれより一号高かった)が破れ、「初任給一号ダウン」をのたまわれたまま、都側の一本化の実施を事

実上ゆるしていったのである。

任用一本化は、①学校事務職員を行政職の昇進系列の枠組のなかにはめこみ、管理職登用への道を拓く一方、「ポスト主査制度」の導入、新採用者の一号ダウンによって職種内に新たな分断・差別をもたらす、②学校事務職の劣悪な労働条件を放置したままの「一本化」は、学校事務職員の採用難と定着率の低さの解消策であって、学校事務の悪条件を固定化する、ものであり、全体として長谷部勧告をうけた新労務管理制度的適用(合理化攻撃)であることは明らかであった。しかし、都教組は断乎とした対応を放棄し、条件闘争へのめり込み、更に「五項目要求」の破産という事態をむかえたにもかかわらず、これを放置したまま都側の一本化推進を事実上容認したのである。

##### (2) 主査制度の導入

四四年十一月、学校事務職員の「全員ワタリ」要求に対し、都は選抜と勤務校指定による係長相当職としての「ポスト主査制度」を提案してきた。これは明らかに、能力主義による昇進系列としての組織整備であり、

職階的性格を強くもった昇任ポストである。事務職員部常任委員会は長年の「ワタリ要求」とは全く相反するものであるのに、全員投票にかけて、

ポスト主査のうけ入れを實際上指導し、決定した。その後のたまたかの結果、ポスト数の拡大・選抜の緩和などをかちとつたことを評価して、四六年三月「ポスト主査制度」協定を結んだのである。このときから、ワタリ闘争は「全員ワタリ」から「実質ワタリ」要求へと転換したのである。しかし、ポスト主査は組織(職階)として明確に位置づけられており、全員が昇任することはありえない。「係長相当職」としての主査と高校の事務長を対象にした事務長・主査研修を都側は既にうち出してきているのである。

##### (3) 都学労の結成

四六年十月、都教組事務職員部を離れて「自らの労働条件は自らの手で」を合言葉に、東京都学校事務労働組合(都学労)が結成された。彼らは、①任用一本化という合理化攻撃に対する闘いを都教組は革新都政の美名におぼれて放棄した、②日教組

は教員の「専門職論」を掲げることにより、学校事務職員を切り捨てている、として都教組を脱退したのである。

都教組はただちに「反組合」分裂主義者」と非難を開始し、都学労は教員と事務職員の分断をねらう権力のつゆ払いをしている、と自らの責任を一顧だにせずに、反都学労キャンペーンをはった。都教組は統制委員会をこり押しして設置したが、本部に批判的な意見も強く、現在まで統制委員会はなんら機能していない。また、都学労も「学校手当」の要求、政治闘争への無対応等に見られるように、事務職員問題のみに埋没した職能的傾向を強めており、当初の戦闘的な労働運動をめざす方向性を稀薄化させている。このため、結成当時投げかけた広範囲な波紋にも拘らず、現在都学労問題については、双方とも触れずじまいというところである。(なお、現在都学労組合員は八十余名である)。

#### 階級的労働組合運動の展開を

こうした都教組・事務職員部のみならず、組合運動の階級的強化をめざ

### 労働争議地図

#### 印刷労働組合の懲戒解雇撤回さす

KKホニヤク出版では、残業は会社の一方的な押しつけ、時間外手当は無支給、他の労働条件も基準法とは関係なく経営者のかつてきまな条件でこきつかわれてきた。そこで労働者は、一昨年、労働条件改善要求を、かかげて闘いに立ち上り、労働組合を結成(金印総連一東京出版印刷労働組合)した。ところが会社は戦闘的な労働組合は、防衛隊と取引のある会社にとって不都合と、組合を認めず、お手盛り第二組合をデッチ上げ、第一組合のぶつぶしをはかり、大量配転と執行部全員を含む六名の懲戒解雇の攻撃をかけ、更に昨年六月には女子組合員の解雇、唯一人職場に残っていた、他の女子労働者には賃金差別の弾圧を加えていた。

#### 「組合つぶしの懲戒解雇」撤回さす

組合は地域・産別の労働者の支援・共闘の中で闘いを継続すると同時に地労委へ提訴して闘ってきた。そして、さる九月二十日に東京地労委の「会社の不当労働行為、解雇無効、原職復帰および謝罪文の揭示」を内容とする決定を勝ちとつた。

#### 元体育会系、鳴中親衛隊、を撃退

##### 中央公論社

中央公論社における五人の解雇撤回闘争は、一旦辞任した鳴中親二が会長に居座り、専制支配の復活と再編を目論みつつ進めている合理化の一環として、本社スペースの縮小が提案され、労組執行部が「独断専行」これに応じた中で、直接職場をうばわれる有志五人の抵抗闘争を「業務妨害」として処分、労組執行部は「友組合ゲバルト行為」なる口実で処分承認、孤立したなかで開始された。

九月十九日、中公闘争支援共闘者会議が発足。労組内へ体育会系右翼分子による自衛団「鳴中親衛隊」を撃退した社前闘争は、テレビカメラ、自動電動ロツクなどを設置されたなかで、全職制を職場から逃がさせ、管理機能の停止と、日常業務の致命的遅滞を生みだす程に発展している。

### 労働争議地図

す我々の運動の組織的弱さが、特に「ポスト主査導入案」以前に顕著であった。この弱さが、都学労の結成に

今年六月二十九日に開催された都教組事務職員部総会で、我々は民間・新左翼各派の全く無対応のなかで多くの修正案をもって闘った。「一本化闘争」の敗北の総括・職階性強化に反対する賃闘方針等々を訴えたが、そのなかで以下の修正案が可決された。

- ① 原案「教員の教職調整額みあいの都労連要求を実現させ、ひきつづき、教員と学校事務職員との格差解消を実現させます」を「教員との賃金格差是正のため、日教組賃金闘争方針の誤りを克服しながら、初任給一号アップ、在職者調整(二短)を都労連要求として闘います」に修正する。

- ② 原案「校長採用選考から事実上事務職員を排除していることに反対します」を全文削除修正する。
- ③ 「主査研修の実施を総力をあげて阻止します」「学校図書館法の一部改善に反対します」を追加する。

まれるし、事務職員の低賃金をも固定化する恐れがある、④「四%みあい」要求は四%支給を通じた権力の意図を欠落させた要求である、四%みあいだけでなく大巾賃上げをめざしながら格差是正のために闘うべきだ、という内容であり、②は管理職との闘いを職場闘争として取り組むことがそれが現在重要だ、という内容である。①②とも圧倒的に支持され、③は執行部の受け入れるところとなつた。

日教組の教職専門職論にもとづく賃金要求とそれに関連した事務職員教育労働者論(しかも学校共同体のなかの!)によりかかった方針が我々の指導のもと、首都東京の学校事務職員によって大衆的に否定され

### 長谷部路線を粉砕せよ!

都教組新宿支部 下村英晴 小田垣博久 田崎 均

本日の総決起集会に結集された組合員のみならず、今、日本政府は沖縄返還を踏台として一層の海外進出を行おうとしています。この帝国主義的意図は、国内の労働者への搾取と抑圧の強化と並行

れたことの意味は、非常に大きいと信じる。今後も、我々は組合内における先進的戦闘的な闘いと並行して独自の大衆的基盤をもつた闘いを統一しておし進めるなかで、組合総体の戦闘化をかちとらねばならない。これは、同時に、支部・本部等各級機関における右派指導部の解体を明確に位置づけることである。更に、すべての闘う労組・労働者と連帯して、右翼的労線統一粉砕の闘いをすすめて、政治闘争等を闘うなかで、日本階級闘争全体のなかでの位置もあろう。日本労働運動のなだれのごとき右傾化に抗し、すべての闘う労働者は連帯して闘おう!

化が進行し、学校事務職員に対しても任用一本化として攻撃がかけられてきました。この攻撃に対し、当初、能力主義人事管理として反撥した事務職員部は、しかし充分な下部討議もないまま、五項目↓新五項目↓八項目要求と目まぐるしく方針を変え、指導性も貫徹しえないまま、ついに任用一本化を容認し、ポスト制をも認めることにより、反撃の闘いを放棄しています。本日の重点要求の二点は、主査の増加・事務主査十割通算という管理職登用に目を向けた職階性に無感覚なものであり、まさに、管理体系に労働者が自らを積極的に組み込むことを通じて管理強化を計る長谷部答申の狙いにびつたりあった反労働者的「要求」です。

は、十・二五総会、都学労結成等に対する執行部の明確な自己批判を基礎とした下部討議をまき起しながら、職場から大衆的階級的な闘いを構築し、全ての闘う労組労働者と連帯しつつ、都教組と事務

### 資料2 修正案

西多摩支部 松本昭則

#### I 生活と権利をまもるために

- 九頁(1)4を全文削除して、次の文を入れる。
- 4 教員との賃金格差是正のため日教組賃金闘争方針の誤りを克服しながら、初任給一号アップ、在職者調整(十ニカ月短縮)を都労連要求として闘います。

#### (主旨)

日教組は教職専門職論の立場から、教員と事務職員の差別賃金を自ら要求しています。これでは、他職種労働者との分断と同時に、教員内の分断(五段階賃金)を狙っている権力の動きに便乗するようなものです。また、学校事務職員の低賃金を固定化する恐れもあります。私たちが、日教組賃闘方針の誤りを克服しながら

- 職員部運動の階級的前進をかちとることです。
- 一 長谷部答申に基づく新労務制度能力主義管理反対! 主査制度撤廃!
- 一 通し号俸実現! 基本給大巾アップ

から大巾賃金アップを勝ち取らねばなりません。教職調整額にこめられた権力側の意図を見抜くことなく、「四%見合い」を要求することは、学校事務職員に教特法を適用せよと要求することと同質です。教特法による教職調整額の支給を、単なる賃金アップとみるのではなく、教員から超勤概念をなくさせ、聖職意識を植えつけるための布石であることを抱えなければなりません。それ故、私たちは、初任給アップ、在調を「見合い」として要求するのはなく、教員との賃金格差是正の都労連要求として闘うべきです。

参考 日教組の賃金要求

教 員	事 務 職 員		
大卒初任給	70,000	同	61,000
27 才	90,000	同	76,000
37 才	120,000	35 才	100,000
45 才	140,000	43 才	128,000

# 満身の怒りをもって 京教組中執の「批判」に答える

## 京都伝習館救援会

(一)

これまで「伝習館」を意識的に避けつつづけてきた京教組中執は、我々の粘り強い救援活動が職場や地域に深く根をおろしはじめたことに慌てもはや黙殺ではすまされないと判断してか、七月二日付「京都教育」第五五三号に「伝習館問題」―「自主編成」に名を借りた統一戦線破壊策謀に断固反対する」なる皮相な見解を発表した。

それは予期していたこととはいえ、事実をねじまげ、批判対象を歪曲してとらえ、そのうえで反論を展開するというあの宮原好みの論理によって貫かれ、どんなことがあっても伝習館闘争だけは抹殺したいという京教組中執の意志だけは、見事に表現されていた。とはいえ、そのことによって京教組中執は、今日の教育労働者が所有する課題に対して、全く無知であることを示したし、また、(旭丘闘争(一九五四)、山城闘争(一九五八)、市学一丁闘争(一九六二)など、免職処分撤回のたがいのたがいの歴史をもってい)るわが京教組の歴史に、今ぬぐいさることのできない汚点をつける結果となつてしまったことを、我々は確認せねばならない。とまれ、我々はこれをもって、我々の公開質問状に対する京教組中執の正式な回答とは考えないが、無視することのできない重大な発表としてこれを受けとり、そこにふくまれる偏見と

予断を指摘することによって、京教組中執の自己反省を強く求めるものである。

(二)

我々は、京教組中執がいかなる事実調査と資料にもとづいて、この「見解」を作成したのか知るよしもないが、日教組・福高教組が三教師の処分撤回闘争を放棄した経過を、京教組中執は次のように説明している。

〔福岡高教組は、三教師の処分撤回のたがいにとりくむため、三教師や伝習館分会と協議しました。ところが、県人事委員会への処分取消請求をすすめるなかで、代理人の選定や審理の進行について、三教師は自分たちの主張を高教組が全面的に受けいれることを強要し、それがいれられないなら支援を拒否するという態度に出、再三の話しあいにも三教師は主張を固執して組織的に団結してたたかうことを拒否し、ついに日教組ならびに福岡高教組は救援しないことを決定しました。〕

この説明は、事実経過を正しく伝えていない。第一、福岡高教組が三教師や伝習館分会と協議したというが、そのときの双方の立場・主張が具体的にどのようなものであったのか、また、どの点で、何故に話しあいが決裂したのか、これらの内容に対する説明が何もないからである。事実は次のとおりである。

〔昭和四五年六月六日、福高教組林副委員長

以下四名、伝習館分会に本部原案を示す。

- (1) 今回の伝習館問題は教育への不当な権力的介入であることはいままでもないが、当事者達の教育活動の過程で、権力が介入するスキを与えたのではないか。すべての行動が正しかったかどうか、当事者達を調査して決める。
  - (2) 訴訟するか否かは当事者達を調査の上で決める。
  - (3) 救援規定は適用しない。この闘争は日教組本部中執の指示指令によって行なわれた闘争ではないからである。がしかし、異つた形での救援活動はあつてしかるべきである。
  - (4) 登壇闘争はしない。
  - (5) 中央集会を開いて抗議行動をするか否かは戦術問題として討議する。
  - (6) 当面する闘いとして抗議打電を行なうよう各分会に対して指示した。
  - (7) 福教組に対する共闘要請をどうするかは方針が明確になった時点で考える。(以上)
- 〔伝習館問題の経過と資料(四一五ページ)この本部原案は、昭和四四年十二月七日の県教委による伝習館高校強制調査以来の本部の無方針に対する反省がないという伝習館分会員の抗議によって、さし戻しとなった。〕
- 〔昭和四五年六月一〇日、意見まとまらぬまま福高教組中西書記長以下中執・支部長による一一名編成の調査団、伝習館分会へ。三教師、

次の六項目要求。

- (1) (a) 今回の伝習館問題は戦後はじめて教育現場での教師の教育内容に加えられた攻撃である。(b) 戦前にはこれに類する権力介入は無数にあつたが、なかでも最大のが京大事件(滝川事件/一九三三)である。(c) 一九七〇年代のついに、権力が教育・思想・言論・出版の自由に対する統制弾圧をかけてきた意図はきわめて図式的である。
- (2) 本部はこの問題のとらえ方を明確に示していないし、いまだに正式の声明すら出されていない。六月六日の本部原案は、重大な錯誤をふくんでいる。当事者をいまから調査してスキがなかったかどうかを確認してから態度を決めるといふのは、次の二点で問題がある。
- (イ) 調査を行なうならば一二月段階で行うべきであり、さらに当事者の再三にわたる要求にもかかわらず、高教組全分会にこの事実を知らせることを怠つてきた。
- (ロ) スキがなかったかどうかという表現は、事件の本質的な把握を欠いている。このような経過で調査が行なわれるならば、基本的な姿勢が不明確なまま(闘うという基本線をとびこえて)、さらに予断・偏見に基づく調査にもなりかねない。これは通常の裁判の場合、「予断・偏見をもつた裁判官忌避の権利」として常識化している。(註 この

項は本部が偏見に満ちた牧野組織部長の情報にのみ依拠していることを暗に批判している)

- (3) したがって当事者としてこのまま調査に応じることには不安を感じる。調査に入る前に調査団の明確な態度を表明してほしい。
- (4) 調査についてはむしろ望むところである。筋を通して調査を行ない、関係各方面にその内容を伝えてほしい。
- (5) 本日の調査は今後いろいろの場所でも重要な資料として使われるであろう。そのため調査は公開し、次の立会人を加えてほしい。生徒及び当事者の指定する第三者。(註 この項は過去に調査内容が公表されず、闇に葬られた例があるため)
- (6) (5)の条件が受け入れられない場合は、調査を受けることを再考慮する。我々は罪人ではなく告発者である。(以上)

調査団は(5)を聞き入れず、交渉決裂。六項目にふれないで、「拒否」した事実だけが歪曲して伝えられる。(前掲五ページ)

なお、〔昭和四五年五月、福高教組本部、日教組楨枝書記長を通じて、処分を六月県大会以後に延期するよう県教委に申し入れて無視さる(前掲四ページ)といった事実も確認しておこう。〕

以上の事実をふまえるならば、京教組中執のいう〔福岡高教組は、三教師の処分撤回のたがいにとりくむため、三教師や伝習館分会と協議しました。〕といった書き方は、今日的に福

高教組の立場を合理化するためのものであるとはいえず、決して事の本質を正しく伝えるものではない。また「三教師は自分たちの主張を高教組が全面的に受け入れることを強要し」とあるが、それは当然の要求であり、むしろ三教師の主張を受けられなかった福高教組に誤りのあったこと、したがって「三教師は主張を固執して組織的に団結してたたくことを拒否し」とはいえないこと、そして「ついに日教組ならびに福岡高教組は救援しないことを決定した」というのは、処分撤回闘争の放棄でしかなかったこと、これらばごく普通の感覚をもつ人間にとつて、容易に納得のできることである。

(三)

京教組中執の筆のはこびは、まことに巧妙かつ陰湿である。まず初めに、処分撤回闘争のとりくみ過程において、三教師が全く個人主義的に非組織的に行動したということを、事実をねじまげてクロウズ・アップしたうえで、三教師の教育実践もまた、主観的なデタラメなものであったと、説明なしで、読者にイメージさそうとしているのである。曰く、  
「統一と団結をつよめることによつて民主教育を発展させるのではなく、まったく主観的・放散的な教育活動を『自主編成』と称し、統一をやぶり分裂を促進し」。  
ここで京教組中執が、三教師の教育実践を、

「自主編成」として矮小化していることについては問わないとしても、何をもちて三教師の教育実践が「主観的・放散的」なのか、これについての具体的な内容説明が、一行も書かれていない。にもかかわらず、こうしたレッテルを無感覚に——その実、意識的に——はりうる体質にはおそろべきものがある。まして国家権力ではなく、それと闘う側の「指導者」の発言であることを思えば、なおさらである。そもそも京教組中執は、福岡高教組・宮崎高教組等々（三人の間、問題はなかった）（鹿教組・大教文部長会での発言）と発言せざるをえなくなっているのに、なお三教師の教育活動が「主観的・放散的」であったときめつけるのは、何を根拠としているのか。

もし京教組中執が、三教師の教育実践を（全く主観的・放散的）なものであるというのなら、それを具体的に指摘するぐらいの誠実さをもたねばならないし、三教師への真の批判もそれ以外にはないであろう。そしてこうした真実の批判と反批判によつてのみ、日教組の「統一と団結をつよめる」こともできるのだ。

三教師の教育実践が「主観的・放散的」であった、ということ、京教組中執はだから聞いたのかわからないが、三教師の授業を受けた生徒は、次のように語っている。参考までに、書いておこう。

(四)

（授業方法は、教科書の進度にほぼのつとつた形で授業が展開されていき、その過程で、先生のさまざまな思想の紹介、政治経済の構造に関する基本的知識や、その科学的方法、歴史的事実及びその一般的解釈等の教えを受けると同時に、それらの事柄に対する私見、或いは主体的判断を、先生からその都度求められました。さまざまの思想を紹介され、当該科目に関する基礎知識を教わるとともに、私たち生徒は常にそれらと自己自身の関係性を質問されるといふ、授業をただ漫然と聞きながすことの許されない、非常に緊張を要求される授業内容であったといえます。）（森親久君の陳述「柳城通信」第二号）  
（先生の授業は、教科書を機械的に読む作業に終始するような安易なものではありませんでした。毎日部厚いノートを持ってきて、教科書に書いてあることも含めて、さらにつつこんだ内容の授業を行なわれたのです。この内容は、ある時は、資料集を用いて、その中にある時代文献の抜粋を生徒に朗読させ、かつ、解釈させるといったことや、母校伝習館にある、立花藩の史料を持ってきて、私たちに実際に虫喰いの資料を提示し、研究させるといった、生きた学習だったので。）（田中博君の陳述「柳城通信」第二号）等々。

こうして京教組中執は、事実経過をゆがめる

ことによつて、日教組・福高教組が三教師の処分撤回闘争を放棄したことを正統化し、また三教師の教育活動が「全く主観的・放散的」であったと主観的・放散的にこじつけることによつて、自らが救援活動を組織しないことを、あらたな救援活動に対して「断固として反対する」ことを自己保身的に根拠づけ、これを下部組合員に対して押しつけているのである。もちろんこれだけの話なら、京教組組合員が納得するはずもない。だから次のようにも言っている。  
「京教職員組合が、京教組組合員でないこの三教師を『救援』することは規約上ありえないこととす」。

京教組中執が、救援しないことの最後のよりどころのために「規約」をあげておくことを忘れたかったことは注目し値する。けだしヴェトナム人民や家永三郎氏がこれを聞いたら、泣きだすであろう。（ついでながら、この六月一日、一日、のべ三千人が参加して東京で開催された第二回伝習館闘争全国集会において、家永三郎氏がその学問的良心において、伝習館闘争を支持すると語ったことが報告された。）とまれ、その規約上支援できないのに、展開されている救援活動に対しては「京教組は断固として反対する」ことが、規約上できるかどうかの愚問はよすとしても、こうした京教組中執の硬直した思想性に対しては、次のような事実を指摘するだけで十分であろう。

伝習館闘争はいま、三教師を中心にして、あらゆる職種の労働者、市民、学生に担われ、全国的な規模において闘われているが、日教組内部での教育労働者の組織的な闘いもまた確実に前進している。例えば鹿児島高教組の場合、七一年三月の第一五四回中央委員会において、三教師への救援を福高教組（ならびに日教組）に要請する決議を圧倒的多数で可決しているし、あるいは七一年五月の岩手高教組定期大会では、伝習館高校の問題について学習を組織することが決定された。その他、熊本高教組・埼玉高教組・福岡高教組・宮崎高教組等々で支援闘争が組まれつつあるし、最近では七二年五月、都教組大田支部の定期大会において、「伝習館裁判を支援し」「日教組が伝習館問題を闘うよう要請する」という原案が可決されている。等々。

(五)

総じて、京教組中執の「伝習館問題」に対する

〔資料一〕 京教組中執への公開質問状

二月十七日、我々京都伝習館救護会は、第十三回京都青年教育職員研究会への参加ならびに会場内での資料販売を、主催である京都府教組青年部書記局に申し入れた。これに対し、二月二十一日、君和田書記長、上田教文部長、別枝青年部長、柴田某、寺島某（役職をたずねたが返答なし）の列席のもとに、京教組中執

理解は、全くの偏見と予断によつて構成されているといえる。「統一と団結」あるいは「民主教育」という言葉を、いつまでももて遊んでいくのではなく、カットと眼を開いて、敵権力がいま教育にかけてきている諸々の攻撃を直視すべきである。そうすれば、七〇年代の教育再編過程における典型的な権力からの攻撃として、伝習館高校三教師の「処分」があったことを、我々は知ることができよう。三教師の教育実践には「真の教育」があった。それ故に受けねばならなかった「処分」である。「伝習館問題」とは、国家権力と人民の教育をめぐる闘いの縮図である。この闘いをたたかいていくことなとして、「国民の教育権」なる言辭は空虚である。

我々は、京教組中執が一日もはやく自己の誤りを反省し、伝習館高校三教師の処分撤回闘争に立ちあがることを、強く要求するものである。 一九七二年七月一日

決定であるとして「一、ピラ配布 二、資料販売 三、当集会への参加、これら一切をふくめてお断りする。一、ピラ配布のことについては、会場内のみならず会場外においても、当日の参加者を対象にしての配布を一切断る」。「理由については一切申し上げられませんが、お断りしているにもかかわらず来るというのな

「らこちらにも覚悟がある」との返答がなされたわけであつた。

第十三回青教研への案内状を各大学の掲示板等々にも配布し、広く開かれたものとして参加をよびかけておきながら、京教組中執はなぜ「他の団体はともかく京都伝習館のみに関しては参加をことわる」(君和田書記長)のか。ましてや我々は、伝習館問題と三教師への救援を訴えたいのであつて、当研究会の運営を妨害しないと声明したにもかかわらずである。我々京都伝習館教授会としてはこの奇怪な取扱いを甘受することはできない。京教組中執は我々を特別としてことわる以上、あくまで特別扱いする理由を明確にすべきである。二月二十一日京教組本部において我々が強く要求したにもかかわらず、一切黙して語らぬその政治的な対応に対して、ここに公開質問状の形式でもって再度我々に対する拒否の理由の説明を求め次第である。以上が質問の第一点である。

第二点は、二月二十六日のピラマキに対して、防衛隊を組織してまでの実力阻止はなかつたものの、井出小学校前において主催者側から「ピラマキを、再度通告する」との警告がなされてきた。唯一公安以外に許可のいらぬであろう街頭でのピラマキに対して、どのような根拠と権限があつてこのような発言が可能であるのか、その点を明らかにしていただきたい。

次に、青年教研の主権者自身「押しつけられた官製研修ではなく、自由にもが言える自主的な教育研究をやってみよう」「指導要領や教科書にしばられず、教育実践をやってみよう、等々の教育研究に対する要求も高まっています」「若い私達の教育実践をもちより、悩みや要求をつきあわせ、考えあひ、語りあおうとする場、それが青年教研です」(「我々の手で青年

勢力の統一の破壊活動を、独自の主要な闘争目標に位置づけていることだ。

このようにして、彼らの果している役割は、主観的にも客観的にも、民主勢力の統一した力を分裂破壊するものになつています。私達は、このような一切の傾向を排し、青年戦線の民主的統一を進め、すべての青年の生活と権利を守るために闘つていくと同時に、全国的な民主勢力の統一戦線の結成を促進し、国政を真に革新していくために闘うものです。

以上の市教組青年部の基本的態度の下に、今、我々市教組内部に持ちこまれたつある組織的統一を破壊する分裂的な傾向に対して言及します。

問題は二つあります。一つは、三人の青年教師が、「給特法条例による教職調整額(四%)を受けとることは、教師が聖職である事をみずから認めたことになる」として、これを返上し、組合批判をしている問題です。しかし、これは、今日迄の時間短縮、超勤制度確立をめざす闘いの経過と現状についての無理解に基づくものです。簡明に述べます。かつて、京都市教組は全国に先がけて、超勤訴訟を起し、これに勝利し、今年には最高裁でも超勤手当請求訴訟に勝利しました。しかし、追いこまれた政府は、この最高裁判決を前にして、昨年「教特法」によって四%の調整額を引きかえに、無定量の超勤を押しつけようとしてきました。これに対して日教組は、①超勤をしなくてもよい定員増持ち時間の軽減 ②測定困難な時間外労働に四〜八%の手当を ③測定できる時間外労働には、労基法に基づく超勤手当を要求して、ストライキで闘いました。その結果、政府は強行採決せざるをえませんでした。そしてその後ねばり強く中央交渉をする中で、「基本的に超勤を命じない」「命じる場合も、臨時緊急で

教研を成功させよう」京教組青年部長・別枝賢夫)と明白に主旨をうたいあげておられる。我々京都伝習館教授会は、伝習館処分が三教師の主体的実践をまじく学習指導要領免脱の「偏向教育」としておこなわれたものであり、これに抗して現在果敢に闘われつつある伝習館教育闘争が我々につきつづけている問題ならびに三教師の救援をこの青年教研集会で訴えたかったのである。上記の青教研の趣旨からすれば、京教組が我々の参加を拒否するのははなはだしい自己矛盾ではないのか。

また、我々は日教組の組合員である教育労働者に対して、組合活動の本来的任務の一つであるはずの処分撤回闘争に立ち上ることを訴えかけようとしたわけである。京教組中執が我々の救援活動を否定したこと

〔資料2〕

『市教組青年部の団結強化と青年戦線の統一のために』

市教組青年部書記局

最近、新聞やテレビをにぎわしているように、連合赤軍による死のリンチ、テルアビブ空港における無差別テロなど、暴力青年学生による野蛮な事件が次々に起つています。また、学園においては、封鎖やテロでなお民主的な学生が登校できないという暴力支配が横行しています。これらの事件を起している犯罪青年学生に共通する思想的な特徴は、トロツキズムを崇拜し、虚無主義を根底にして、大衆不信のエリート意識に導かれた、独

は、三教師の救援を正式に否定したことにつながるのではないだろうか。つまり、京教組中執は日教組組合員でもある福岡伝習館三教師に加えられた処分を福岡高教組と同じく中執の独断でもって救援しないとの公式決定をしたと考えてもよいのであろうか。もしかかる重大な決定をなしたのであれば、京教組中執は伝習館問題に対する見解を明らかにすべきであり、もし三教師の処分撤回闘争をしないならば、その理由を明示していただきたい。

京都府教職員組合中央執行委員会

一九七二・三・二七

善的で教条主義的な、否定と破壊、暴力賛美の思想に貫かれていることだ。

これらの事件が、圧倒的多数の良心的な国民の非難をあびていることは当然ですが、問題なのは、一つには、彼らが、いささかでも民主勢力と何らかの関わりがあるかのように、反動勢力によって意図的に最大限利用されていることだ。

又、もう一つには、彼ら自身、反スターリン主義を口にして、社会主義国の転覆、革新政党的の粉砕、民主

四項目の場合に限る」ようにさせました。

更に、今後、私達は、四%を測定困難な時間外労働に對する手当だとして受けとめ、労基法の適用除外の不当性を突き、法改正をめざして闘う事を基本としながら、八幡、夜久野、京北町における、時間単位による超勤手当の獲得の成果を、全労働者との統一行動を強化しながら、広めていかねばなりません。

四%の受けとり超勤しなければならぬ聖職組合批判という単純な捉え方は、闘いの発展を無視した、敗北主義的、清算主義的な考え方です。

ですから、この際、四%について、善意の誤解に基づく受けとり拒否をしている方は、そのような孤立的、反組織的な手段ではなく、日教組全体の中での要求を前進させるとい立場から、組合の方針に従つて行動される事を訴えます。

又、組合員でないのに、四%を拒否し、組合攻撃をしている人、及び、意識的に反組織的活動に走っている人に対しては、組合の団結を守る立場から、厳しい態度をとらざるをえません。

もう一つの問題は、「伝習館高校の救援」と称しての、日教組・京教組攻撃の問題です。先ず、問題状況を明らかにします。

伝習館問題とは、一九七〇年六月六日、福岡県立伝習館高校の三名の教師が、免職処分を受けた事に始まります。福岡県高教組は三教師の処分撤回闘争にとりくもうとし、三教師や伝習館分会と協議しました。ところが、県人事委員会への処分取り消し請求を進める中で、代理人の選定、審理の進行や闘争の進め方について、三教師は自分達の主張を全面的に受け入れる事を強要し、それがいられないなら、高教組の支援を拒否するという態度に出ました。組織的な闘いを進め

るため、高教組は再三再四、話しあいをしようとしたが、三教師は譲らず、高教組の呼びかけた「基本的姿勢の一致」をも拒否した結果、遂に高教組及び日教組は三教師の救援をしないことを決定しました。以後三教師は、独自の支援組織を作り、日教組を中傷誹謗しつづけています。

さて、このように反弾圧闘争において、組織的に統一して闘う事を拒否する事が如何に誤っているかは、論を待たないでしょうが、次に、彼らの言う「自主編成」の内容についても、私達の見解をつけ加えておかねばなりません。未だに彼らが日教組の事実調査をも拒否している事によって、事実関係が明らかではありませんが、彼らのピラに「三教師は特定思想を鼓舞し教科書を使用せず、一律評価を行った事が処分の理由になった」とあります。又、「あらゆるものを疑えと教えていた」とあります。事の真偽を別にしても、私達がこれに関わつてはつきりさせておかねばならない事は、自主編成とは教師の自由で無原則的に、何をやってもよいという事ではないという事です。教科書を使用しない事がただちに自主編成ではありませんし、成績評価を一律にする事が民主的でも何でもありません。私達は、教育の国家統制、教科書の改悪、指導要領の押しつけに対して、断乎闘うものですが、その場合、自主編成をしていく次の基本的観点を確認していただきます。(1)憲法、教育基本法の精神にそつたものであること。(2)子どもの全面発達を保障するものであること。(3)科学に開かれ、系統的に精選されたものであること。(4)組織的集団的なものであること。(5)職場闘争と一体的に進めなければならないこと。(6)父母地域との結びつきを深めること。(後略)

# 労戦統一と全国労組交流会

策謀渦巻く新たな息吹きが



清水 一

## 微妙な国鉄の労使関係

「……これまでの国鉄労使関係は麻の如く乱れ、もつれてきた。しかし、加賀谷職員局長はみずから通告した違法闘争処分者を割ききるという、一歩誤まれば自縄自縛になりかねない大きな賭けをおこなって、事態を收拾しようとした。国労もこの賭けにのって、紛争処理委を解散し、……一応の労使休戦が整ったかの如き状態である。……表面的な姿勢はともかくとして、国労の本音は、このへんで硬直した闘争至上主義の路線から脱皮しようとする努力がみうけられる……」

そこで私の問題提起だが、この労使協議制の窓口为国労が参加するならば、国鉄再建のメドがたつまでの間、鉄労対国労の組織競争の争いを一時凍結することがあってもよいのではないか……。さて、このように推移した場合になつたと仮定して、動労とはどうなるか……。イデオロギー過剰の反戦組織を内部にかかえているため、動労の民主化は動労みずからの能力では不可能であるから、鉄労と国労の双方から民主化に役立つような具体的な働きかけが必要になると考える」。

## 青年運動再建(?)方針

「……これまでの国鉄労使関係は麻の如く乱れ、もつれてきた。しかし、加賀谷職員局長はみずから通告した違法闘争処分者を割ききるという、一歩誤まれば自縄自縛になりかねない大きな賭けをおこなって、事態を收拾しようとした。国労もこの賭けにのって、紛争処理委を解散し、……一応の労使休戦が整ったかの如き状態である。……表面的な姿勢はともかくとして、国労の本音は、このへんで硬直した闘争至上主義の路線から脱皮しようとする努力がみうけられる……」

## 青年運動再建(?)方針

さらに九月一日、国労の社会党員協会は、全国代表者会議をひらいて「国労青年運動の強化のための提案」を決議し、同八日、本部党員協会で確認されたといわれている。以下はその主要部分の抜粋である。

▼国労青年運動の強化のための提案——  
最近の国労青年運動にも「左翼小児病、あるいは極左暴力主義の傾向がひろがり、きわめて憂慮すべき事態となっている。国労党員協議会は、とくに昨年函館大会の全国総会以

合長が、大会(一〇・一七)のへき頭におこなったあいさつの骨子である。「休戦したら組織のマイナスが減るのか、相手は数億の金を使って奪還闘争を進めようとしているではないか……」など、翌日の運動方針の分科会でも渡辺組合長のあいさつは論議をよんだ。速記をとめさせた組合長は、さらに前日のあいさつをふえんして「高度な判断の基礎を次のように述べたという。『卒直に申上げる。……私の情報を総合すると、国労の社会党員協議会で、岩井は、当局と休戦協定を結んだ以上、国労組織の点検時期として、今後一年は鉄労なみの運動でよい』として、加賀谷労政に全面協力の姿勢を提案している。当局も動労がある以上、国鉄の正常な労使関係と再建はおぼつかないという判断に立っているが、国労の判断も同じである。このような大きな変化に即応して、鉄

労は国労と休戦し、焦点を動労一点にしぼろうではないか……」  
渡辺組合長の情報が、どれほどの確度をもったものなのかさだかではない。だが、大木総評事務局長も、総評評議員会(第二回一〇・二五)の席上で「動労にはすまない言い方だが、国労と鉄労の間でさえ話しあいの気運がでてきているときに、官公労は話しあいが不可能だなどといういい方は慎しんでもらいたい」と、同盟の民間先行の主張に反論した。鉄労のいう「労々

休戦」の進行気運をうかがわせるものだった。六月と予想された春闘処分は、田中内閣の発足をはさんで九月にもちこされたが、この間も国鉄当局と国労との間には処分の実害回復とその条件について交渉が進められていたようである。処分軽減の名目をどうするか。百年恩赦と政府の「スト権前向き説明」をどうかみ合せ、舞台装置をどう作りあげるか。国鉄再建に協力する組合の保障をどんな形でおこなうか——などの点だつたろう。

七月下旬、名古屋でひらかれた国労大会は、「新全総」日本列島改造論の背骨としての運輸合理化との対決ではなく、「民主勢力の統一」を破壊する反戦派・過激派との対決(労活ニュース

No.24)をうち出すものとなつた。

同ニュースによれば、この大会は「組織の民同と理論・政策の日共という分野によるより一層の蜜月で進められ、七二春闘万才、マル生粉砕万才的なムードで終始した」が、この大会のはじまる前、すでに国労社会党員協会は「反戦派との対決」をうち出しており、大会代議員選挙では、たとえば北海道ではその源流と目されていた拠点支部の書記長らが、いく人もの対立候補の集中攻撃でおとされた例もあり、当局に反戦派の名簿を「要求」する腐敗の中で、より一層の近代主義、市民主義的純化を進めた大会だつた——と評価されている。

来、これらの動きにどう対処すべきかを、全国代表者会議の場ではしばしば協議してきたところである。

しかしながら、現実の青年運動をみるに、国労内部でも少数派をいれると六派から八派をこえる諸潮流に細分され、単独で主導権をとるセクトは存在していない。また、これは社会党員またはその支持グループに限定してみても、主要な派として社青同(まなぶ系)と改憲阻止派(スクラム系)の二つに大別される

ものの、その統一がはかられていないのが現実である。

そのため、昨年の青年部役員には人民の力派に名をなさしめたという事実にかんがみ、国労社会党員協議会は、本年青年部役員改選の時期に、少くとも社会党を支持するグループの連合によって、国労青年運動推進の中核体をつくり、運動の一層の正しい発展と強化をはかるべきだと考えた。そこで当面、両派の連携をはかり、青年部役員の確保と今後の正しい発展への展望を求める。……

記

1、国労党員協の範囲内の組織として、当面「国労党員協青年連絡会議」(仮称)を考慮する。この場合、今日存在する各系統の解散等を求めるのではなく、それぞれ自主性、独立性を認めつつ、その連携をはかることを目的とする。

2、第一項の組織に参加する系統及び個人は、その他のセクトの関係を清算する。とくに暴力主義、極左冒険主義、「左翼小児病的反戦諸潮流との間に、今日までもたれていたいかなる名称による連絡組織とも、このさい一切の連携をもたないことを確認する。

3、新しい組織の生れることによつて、いわゆる反戦諸潮流との対立、抗争の激化が予想されるが、これには党員協全体をふくめ、一致して戦い抜く……。

たもので、組織の統一まで認めたものでない」とうたった一項を、全文削除した上で第三項の表現だつたことを思えば、民間協議会の設置が、あえて急転回というにも当たらない。大木事務局長にとつての問題は、指導権をめぐる調整にすぎなかつたといえるだろう。山水会(岩井派)に集る総評「左」派組合も、大木メモを沈黙して了承した。「全国金属のように、搾取論から労戦統一に反対するのは得策でない、官公労がおいてきばりをされるのは困る」と岩井氏はある側近にもらしたということだが、「生産性反対の理論をおしすすめると反体制の論理となり、資本主義社会では必ずしも労働者の利益とはならない」と語つたという話(官公労働・九月号)は、岩井氏の持論であつてみれば、いま実態としても進行している労戦統一・再編に対する本質的な反対論拠など、はじめからもち合せていなかつたということなのだろう。岩井派を「調整の掌」にのせた大木事務局長は、「民間協は必ず発足する」と自信をふくれ上らせている。「数がなければモノはとれない。労戦統一は七〇年代の宿命であり、もうストップはできないし、すべきでもない。『正当な労戦統一』をすすめるのみだ。『再編』を主張する同盟路線もダメなら、あまりにも岩井を意識しすぎて勇み足の太田もダメ、清田(電機労連)、三橋(私鉄)案を中心にまとまってゆかなければならないし、そうなるだろう。見切り発車論はつづれた。二年

「スト権前向きメモ」の舞台裏

国鉄百年記念日は「史上最大の処分」の実害回復と、国民の国鉄路線による国鉄再建への労使休戦を合意するかつこうの舞台だつた。だが、「恩赦」ではたてまえとして一方的でありすぎる。ILO路線による「スト権奪還」こそが、当局の「恩赦」と均衡する大義名分であろう。佐々木運輸相はいみじくも「処分とストの悪循環をたつために、公労法改正も考える」と発言した。大木総評事務局長と二階堂官房長官との間に交されたといわれる「スト権前向きメモ」は、順法闘争回避のキメ手であり、「恩赦」をくぐるむ権威あ

労戦統一と「大木メモ」の果たした役割

十月二十五日の総評評議員会(第二回)は「戦線統一に関する大木メモ」を満場一致の形で承認し、総評の方針として確認した。「共同行動体」としての「民間協議会」の発足をみとめ、路線論議などを従来の「二十二単産会議」に官公労を加えて統一を見出そうというものである。八月総評大会で定められた方針は、周知のように「民間単産の先行をみとめた立場でもたれた民間単産連絡会議は、路線論議、共同行動、官

る政治オブラートのはずだつた。だが、一部新聞は、この舞台装置をいち早く書きたてた。それは「組合側の圧力の成果である印象を与えるもの」であり、「信義を無視した大木の一方的ネタの供与」と田中政府はうけとられた。二階堂は「覚えはない」と居直り、佐々木運輸相もシラを切らなければならなかつた。「二階堂も大木も死んじまえ」と、さる国鉄当局者は地団駄をふんだというエピソードも伝えられている。「順法闘争強化」は、ぶつこわれた舞台装置を新たにするための代償だつたのだろうか。

間の努力は無駄ではなかつた」といつた調子である。事実、大木メモとは、今年六月の合化労連大会で披露した三橋構想に清田メモ(未公開)をつなぎ合せたものだといわれている。もちろん思惑はなおからんでいる。同盟の再編派は「民間組合の民主化された実態」こそが、統一への基礎だといひ、「鉄労や全郵政が民主化の指導権を握りえていない官公労にはその資格がない」といつてのける。見切り発車論は全国民労協など、生産性向上のビジネス・ユニオニズムに徹し切つた大企業との連合による総評ゆさぶり戦術としてうち出されたものであろうし、岩井氏との対抗意識に燃える太田氏がチョーチンをつけたということだろう。だが、同盟の中にあつても、日産自動車の塩路組合長は「総評内の再編派が動き易い配慮」を説いて、見切り発車論の暴走に歯どめをかけている。日産自動車を生耳り、自動車総連五十万結集に主導権をふるい、前ILO理事として官公労の提訴やあつせんに卓抜の事務能力を発揮し、情報源ともなつてゐる塩路の前に、官公労の幹部も一目おいてゐるといわれている。総評内推進派の頭領と目されている宮田鉄鋼労連委員長の大木メモへの対応も柔軟だつた。「民間協が組織体か共同行動体を割切らずに、同盟側の理解を組織体とすることではないではないか」といひ、「連絡会議に官公労を入れるというのではなく、別の舞台を作つて、民間代表と

官公労代表が会えばいいではないか」と折衷案を提起している。そして、合化労連の大田委員長の場合は、とにもかくにも民間協を組織体として発足させ、ここに「緊急な要求課題」の実践上の中央機関にすることによつて、指導権をにぎつてゆくということのようである。以上のようにならぬそれぞれの思惑をうずまかせながらも「多面化した生活要求の緊急課題にとりくむ」ことを大義名分にしてゐる点では同じである。その当面の「緊急課題」なるものが大木メモにうたわれている「年金」と「時短」である。すでに「年金」は日経連の主導下の労使共闘の課題となり、田中内閣の福祉幻想の一枚看板ともなつてゐる。そして「時短」は、職制権力を強め、搾取率を高める「時短攻撃」として労働者に襲いかかつてゐる。そしてこの純ナマ生産性向上は、石川島・長船・浦賀・玉島にみられるように、統一・再編の資本にとつてのメリットであり、いままさに統一・再編の媒介物に仕立てあげられてゐるということである。

民間協議会とは、このような本質をもつて登場した。あげつらわられてゐる組織性格論議などをテコとして、統一・再編へのめりこむ過程であるということだろう。

## 左を切るのが労戦統一の本質か

大木事務局長は「再編という論議はやめにし、戦線統一の大道を堂々と歩め：(一〇・二五総評評議員会)」と見得を切った。「再編は悪だが、統一は善だ」という教条的言語信仰は岩井派のものでもあり、世界労連路線に唯一依拠する日共のものでもある。「全統統一」か「民間先行」かの量的形態論として表現されているものだ。総評評議員会の席上でも、ユニークな左派の闘士と目されている人の口からさえ「質が大事だ」という意見があるが、量の拡大を通じて質がたかめられるというのが弁証法だ」といった発言がきかれた。量の質はありえないが、質のない量もありえない。では現実には、とくに民間に実態として進行している統一・再編の質は何か。生産性向上を基軸にすえた資本の帝国主義的延命路線であり、労働者解放の原点を見すえた質ではない。資本主義という生産関係の中で、生産性向上が侵略性を内包していることは、一九二〇年代の産業合理化運動がやがて第二次大戦を準備した歴史の教訓が明らかにしてくれている。では「全統統一」という量的形態の中に異質の自己運動が保障されているのか？保障されるのか？ 国労・動労の闘いは偉大であった。その異質性を与えた「左」への攻撃が、「転換した加賀谷(国鉄職員局長)労政」に包括さ

れた形で、社共連合指導部によって公然化しているという事実を見のがしてはなるまい。「左」を切ることは、いま進行している労戦統一・再編の本質的側面だということであり、総評・社会党が自ら作った反戦派を切ってきたことは、労戦統一・再編への協力体制を作りあげる準備過程でもあったろう。それはまた、岩井・太田の陣頭指揮によるものだった。

かつて戦前の産業報国会は、全労働者の六五・五〇〇万を組織した、まことに見事な統一・再編であった。だが、産業報国会は何を追及し、何をもたらしたのか。語るまでもない。国家的な経験からも学ばねばなるまい。

「一九三六年、フランス人民戦線成立のテコとなつた労働総同盟と統一同盟の合同は、自

## 第一回全国労組交流会への結集

七月二十八日から三日間、関東労組交流会主催による第一回全国労組活動家交流会が東京でひらかれた。十五単産、二十五都道府県にまたがって、労働運動の最前線に奮闘する約六〇〇名が参加した。いま、その完成形態をめざして、実態として進行し、構築されつつある労戦

国植民地の、ベトナム、アルジェリア労働者とその革命を切捨て、見殺しにした上で妥協は成立した。

一九四五年、アメリカのAFLのみを除く史上最初で最後の世界労働組合連盟の成立。米・英・ソの妥協は、ヨーロッパ革命の放棄、ギリシャ革命の圧殺、フランスの強力な武装パルチザンの解散、ドゴールに屈した「一家・一警察・一軍隊」なるブルジョア政策に屈した上の合意妥協であった。アメリカのAFL・CIOの大同盟は、CIOがかつての革命的戦闘性を捨てたり、根本から世界一の帝国主義体制の支柱となつた時点で合同した。

(づがに魂——全金神鋼三年間の苦闘の記録)

複雑な国際的な政治力学が介在したにしろ、すでに資本の武器に転化した「統一と団結」の神話幻想にしがみつくと日共流尾てい骨とは袂別しなければならぬ。

統一・再編を「今日の日本労働運動の最も基本的な特徴」ととらえ、概括した基調報告は、この大集会の位置と方向をおのづから明らかにするものだった。それは「引用は要約」。

「生産性向上と引きかえの賃上げ」というモノとり主義春闘を唯一の運動としてきた総評

が、生産で協力・分配で対立」という労戦統一路線に敗北するのは必然だ。この統一路線は労働者の生活に根ざす要求を自然発生的、即目的段階にとどめるばかりでなく、その資本がたとえ武器、軍需生産をしようと、公害産業であろうと、その下で「生産性向上に協力」し、さらに海外進出への先兵の役割りを担うにいたっている。

「このような労戦統一・再編は、労使協調労組の強化・総評の解体」としての危機なのではなく、労働組合という組織形態を存続させながら、その実質を「労務管理機構の一翼」に再編しようとしていることにあり、この全労働戦線への波及とそこへの統合こそ、今日の労働戦線統一の階級の本質である」

「この意味でわれわれは、今日の労戦統一・再編を『労働戦線の帝国主義的再編』と把握し、この動きに対処し、これを阻止する主体を構築しなければならぬ」

「労働組合を変質させ、体制擁護の支柱として延命しようとする日本帝国主義は、このこと自体、体制の危機の深刻な事態を意味している」

さらに、これを歴史的に総括したものとして、関東労組交流会自体の結集主旨には次のように述べられている。

「……六〇年代における労働運動が、生産性向上思想」との対決に敗れてきた結果として、

本工組合中心の階級的視点を欠除した運動として、今日の形骸化した状況を招いてきたとすれば、七〇年代の労働者の思想的対決は、「みずから鉄砲をかついで海外侵略の先兵になるか、それと闘うか」という一層深いところで迫られてくることは予想に難くない。戦後、十七年間にわたって積み重ねてきた春闘方式は、生産性向上運動への屈服のしるしとして目的意識的に追及されてきた形態だった。それは、本源的な労働組合の機能と闘争形

## あらゆる生産点・地域で新たな息吹きが

六つの分科会(組織実態別)にわかれて、終日(二〇日)おこなわれた報告と討論は、まことに多彩で豊かなものだった。闘いの中で少数派になり、闘いの純化の中から名実ともに多数派を形成し、地域拠点を構築した全金神鋼のたたかい、下層の造出政策として存在する山谷の中に労働組合を結成し、美濃部都政下の保安処分と闘う山谷自立合同労組のたたかいや、全都労働者部落解放研による芝浦屠場のたたかいと、ま「一人からはじめて波動を広げるたくさんの守る会運動にいたるまで、——。そして、闘うための組織形態への追及と経験も報告され、討論の対象となつた。「中小・零細企業労働者の地域的な超企業的横断組織(企業内組合化への

態を失なわせ、労働者の論理と主体をバラバラに解体してきた過程だった。生産点を生産性向上運動にあげ渡し、そのおこぼれを頂戴する「賃金闘争」が、いったい本来の賃金闘争であるのか。「生産性向上と引きかえの賃金闘争」とは、モノもとれなくなつた労働組合の資格の喪失にほかならない。国際的に構築された最も悪虐なインフレ収奪は、いま老人問題を社会化させているが、それは重層的差別と分断をテコにした搾取と収奪の強化現象にほかならない。

過渡的な便宜主義)であるという総評の位置づけと旧来的観念を粉砕しよう」とよびかけた全関西合同労組や京都府地域労組の経験、東京東部労組や、関東単一労組など、「秘密生協」を併置して常時闘争体制をとる西風チエン・グループ山彦のユニークな問題提起、職場闘争も権力闘争として位置づけなければ、組織形態の模索も意味をもたないと強調した北海道労活の提起など……これらはすでに、いろいろな形で紹介され、評価されている。たとえば佐藤芳夫氏による「新たな階級的労働運動の展望——第一回全国労組活動交流会の報告と評価」(現代の眼・一〇月号)、山中明氏による「戦闘的労働組合運動の新しい展開——第一回労組交流会の

意義と役割」(情況・一〇月号)などであり、この全貌は「第一回全国労働組合活動交流集會報告書」として主催団体(関東労組交流会)の手によって刊行されている。それは「本来的な労働組合運動はおろか、体制補完機能の拡大と深化が一般化し(山中)」ている真只中に、また「職

場に労働組合は存在せず、一人一人の自立した自覚した抵抗闘争が保障されていない(佐藤)」状態の中で、「少数派であることの自認と決意から出発して、多数の労働者・労働組合をゆり動かし、闘争を前進させてゆく展望と可能性を求める(集會のまとめ)」新しい路線の噴出のあ

らわれであり、解放をたたかう「新しい結集軸の形成と真の階級連帯の再構築をもとめた進撃となりうることを示した(山中)」画期的集會でもあった。



会社敗北す

二十八日ひる休み、館の浦正門を以てさんで対峙した第三組合と三菱資本：その周辺は空前の緊張と興奮に包まれていました。会社の偽装ロックアウトも四日目を迎え、第三組合の闘いは力強く、その最高調に達しつつあったからです。飽の浦と水の浦の職場に加え、て附近の住民達、合計二〇〇余名が、かたづけをのんでこの闘いを見守っていました。

届けられたのです。久保田委員長が「決定書」をもって正門前に進み、組合マイクが「長崎地裁はいまわが組合の申請を全面的に認めた。会社の責任者は前に出よ、組合はただちに開門を要求する」と通告するや、二〇〇余名の群集の間に一瞬どよめきが波打ちました。だが、色あおざめあわてふためくばかりで、会社幹部はこの組合申入れを受けとる勇氣さえありませんでした。

〇時三十一分に「決定書」が会社に送達されて八分後、ついに組合マイクが宣告した。「もはやわれわれは待てない。第三組合は断固として鉄柵を乗り越えて、構内デモ行進に移れ」と。あいついで正門をのりこえる組合員達に、保安も警察も手が出せない。ついに観念した会社は開門に応じ、残りの組合員が入場する。こうして三十五人

の闘う団結は、ついに三菱独占の暴挙を打ち破ったのでした。ある仲間はこの感動の中で男泣きの涙を流しつつけながら、二人の若い女性組合員はその小さな胸に破天荒な「体験」をだきしめながら、デモは先頭を最年長の栗原源三郎さんが、最後尾には今回大任を果した増田・新法対部長が裁判書類をしつかりかかえながら、力強く立神をめぐして出発したのでした。

# 兼業農民と労働運動

菅沼正久

## 工場にきた農民

秋田県の県南にある水田の村から、東京に出稼ぎにきた農民の話をしてしましよう。佐藤君は水田一・二ヘクタールで米をつくっている農民です。村ではちょうど中位の規模の農民です。五年ほどまえから、東京に出稼ぎにでるようになった。米づくりだけでは、借金に追われ、生活が苦しくなりました。はじめの三年間は、大手の自動車工場の組立職場で働きました。ベルトコンベアのまえに、一日つつ立って作業することは、仕事が単調なためと、農業とは万事勝手がちがうために、身体と精神がつかなくなりました。去年から職場を変えました。

新しい職場は東京の葛飾のあるキャビネット工場で、従業員二〇〇人という中小企業です。仕事は自動車工場とくらべて、いくらか楽です。中小企業にとつて人手不足ということもあって、社長や会社の幹部も、表面は「親切」で、佐藤君を「大切」にしてくれました。その「親切」や「大切」も、利潤という金の玉子を生みだしてくる労働者が、工場から逃げ出すことを防ぐためのものであることを、農民活動家でもある佐藤君はすぐに見破りました。工場に来てみて、奇妙なことに気づいた。ま



に出稼ぎにでる、キャビネット工場にも十一月にきました。ちょうど、年末のボーナス闘争が盛りになる時期です。それとなしに水をむけて、同じ職場の本工の労働者に、予想額をきいても、はつきりしたことを教えてくれない。あまり、賃金の話をしたくない。

そういえば、労働組合はほとんどまい日のようにピラをまいて、団体交渉の経過を報告しているようだが、そのピラを季節工の佐藤君たちには渡してくれない。この工場には組合が二つある。一つは二〇人の組合、もう一つは一八〇人の組合です。二〇人の組合は、総評に加入しているようです。

### 本工が季節工を使う

自動車工場するときもそうだったが、キャビネット工場でも季節工は半端人足あつかいです。キャビネットの製造工程の仕事でなく、工具の準備、運搬、掃除のような雑用の仕事だけが与えられました。季節工とくらべていくらかましな賃金を支払っている本工労働者をフルにこき使うために、雑用を季節工にまかせているとしか考えられない。ある職制が「大事な仕事をまかせて、おしやかにされたら大損だ」といった言葉が頭にきた。資本家は技術的な仕事と雑用の仕事を、うまく組み合わせて労働者を使いこな

すという、労働管理をやっているのだ。

このことは、佐藤君にとって二つの意味で不満でした。一つは、こんな仕事を何年つづけてみても、技術は身につかないことです。かりに農業をやめて本工の労働者になろうとしても、こんな仕事をしてきた職歴では何の役にもたない。もう一つは、資本家に使われるのならあきらめもするが、本工労働者にあごで使われるのは、怒るよりもまめにショックだった。

本工労働者に季節工を「使う」ということが不満なのではない。本工が季節工を、同じ労働者とは考えないで、俺は本雇いでお前は季節雇いだと考え、資本家との関係で身分のちがいをくつくて平気でいる根性、つまり差別思想だ。それが不満なのだ。労働組合のピラもくれないれば、賃金の話もしない。季節工には雑用をまかせて下働きさせておいて、自分は資本家から与えられた技術的な仕事をかかえこみ、技能をみがいて、あわよくば月給の千円もあげてもらおうと考えている本工の根性は、やりきれない。労働者が技能をみがくの熱心になるのは当然です。ちょうど「いい米づくり」にはげんで、みすみす低米価でしてやられても、翌年はまた再び「いい米づくり」に没頭してしまう農民の心と共通しているからよく分ります。しかし、出世に役立たない雑用を季節工にまかせ、じぶんは出世用の技術の習得に浮身をやつすとは何たることだ、というのが佐藤君の不満の心の底

命令をうけた県知事は、県下の市町村別に一割減反の数字を割当てました。佐藤君の町では、町長が部落別に割当てる一方、部落ごとに減反推進員を任命しました。一二月の時期に村にいる農民は専業農民です。また、二三月歩を、経営する富裕な農民でもあります。

佐藤君の部落でも同じで、富裕な農民が減反推進員になって、「部落の責任」で減反割当てを達成する相談がはじまった。二月のことであった。佐藤君にしてみれば、米作だけでは食えないから出稼ぎをする、それに追いつくかをかけるように減反を割当てられ、現金収入が減る、というのは何としても我慢のならないことでした。東京にいて減反の知らせをきくと、三日とあけずにかあちゃんに手紙をかいて、割当てを返上するように激励した。かあちゃんも、ひんぱんに手紙をよせて、たたかいの相談をした。しかし、部落の会合は、減反推進員をつとめる富裕な専業農家がリードした。「減反をやらないと、政府の食糧管理制度がパンクして廃止されるそうだ。減反は国策だし、これに協力しなくてはならない。出稼ぎにでて兼業収入のある衆は、別途収入があるのだから、この際、ほかのものよりも多く減反割当てを消化してもらおうのが筋というものだ。米の収入だけにたよっている専業農家に、収入の途を失わせるような、減反を割当てることはできない。」

減反推進員は「我が身可愛さ」であろうか、

専業農家の利益を代弁しました。全体の二割にもならない専業農家の利益のために、大多数の兼業農家が犠牲にされることは我慢のならない不合理です。しかし、冬の二月という時期は、兼業農家は出稼ぎにでているから、村の中では少数派です。男衆は村にいないが、かあちゃんには村にいる。頭数では、二月といつても兼業農家が多数です。しかし、力を比べるといざんとして無勢になってしまう。

それだけではない。出稼ぎにでている兼業農民は、出稼ぎの期間中は火事、泥棒の心配や女の子供のこと、いろいろと在村の専業農民に世話をかけることになりました。世話をみてもらっている手前、専業農家にたてついて、減反割当て争うのも何かとぐあいが悪い。これは出稼ぎ農民、佐藤君の弱味です。結局のところ、佐藤君は一反余りの減反をおしつけられて、一五万円の入減になりました。出稼ぎで三〇万円の収入を得たが、減反で十五万円を失ない、家計簿収支一五万円の赤字にみまわれることになりました。

### 出稼ぎの農村

今年も佐藤君はおそい東北の春がやってきた。四月上旬、三〇万円の賃金を手にして村に帰った。すでに米作の減反が三年もつづいている村

にある本音だった。

### 郷里では専業農家から差別される

佐藤君は秋田の村では、一・二ヘクタールの米づくり農民です。一〇アール（一反）あたり七五〇キロ、一二俵余りの収量をあげるといいます。米づくりにかけては自慢の腕前をもっています。平年作で一五〇俵を収穫して、自家用に一五俵残すほかは、全部政府に売る。一俵約八千円ですから、約一〇〇万円の現金収入になる計算です。しかし、肥料代や農薬代などの生産費に三〇万円はかかるから、所得は七〇万。この全部が使える金ではない。親から相続するときに、長男として家と水田の全部を一括して相続しました。そこで、相続を放棄した弟の家族に、まい年一〇万円を贈与として分けています。それやこれやで、生活に使える金は五〇万円しか残らない。他方、生活費に七〇万円かかり、農業機械を買ったときの借金の返済にまい年一〇万円かかるから、支出は八〇万円になる。差引三〇万円の赤字家計というのが、佐藤君のふところ具合です。この赤字をうめるために、五年まえから出稼ぎにでるようになった。

出稼ぎをはじめてから四年目、昭和四五年の春、災難がふってわいた。政府が米作の一割減を強行する政策を実行したためです。政府の

に帰った。かあちゃんは水稻の種子の芽だしをして待っていた。家に帰ると翌日から、苗代づくりの仕事にとりかかった。キャビネット工場で働らくよりは、二〇年以上もつづけてきた田の仕事の方が、身体にあつている。思わずはりきって働らく。作業も一日八時間、一〇時間と

一〇年もまえば米づくりで、一年間に二〇〇日も働らけば家計収支は、多少の余裕を残すほどだった。しかし、今はちがってしまった。米づくりの二〇〇日に変りはないが、出稼ぎの五ヶ月一五〇日がつけ加わった。それでも減反のために家計は苦しくなった。去年から「転作すいか」をはじめた。転作すいかというのは、減反して米をつくらなくなった水田に、収入減を防ぐためにつくるすいかのことです。年間無休の労働のために、村の仲間の健康はとみに悪くなってきた。

農作業の疲労が消えないうちに、出稼ぎにでるために、出稼ぎの作業現場での労働災害がとみにふえてきた。とくに、今年も昨年末の円切上げをきつかけとした不景気のために、工場の募集が減って、土木建築現場の仕事がふえています。夜間の土建作業は、死と背中あわせといっているほどに、危険な作業だ。その仕事は、今年もぐつとふえています。そしてまい日どこかの現場で重傷事故がおきています。まい月、何人かの死亡事故がおきます。四六年には秋田

県関係だけで六万人が出稼ぎにできていますが、三六人が労働事故で死亡しました。重傷と死亡はどの現場でも数年いらい多発の傾向をたどっています。

しかし、雇用関係が複雑なために、労働事故の補償と見舞い金の支払いはでたらめです。K建設やT工務店のような独占的な土建資本の作業現場で、働らくのだが、出稼ぎ農民はそれらの独占資本に直接に雇用されているわけではありませぬ。下請け企業、孫下請企業に雇用される。中には社長一人、事務員数人という企業もあって、労働補償能力ゼロという状態です。こういう会社の中には、農民が五ヶ月ほど働いて、田植え季節がせまったので村に帰ろうとして、賃金をもらいにゆくと、まえの晩に社長が逃げてしまつて、賃金不払いとなる事件をおこす会社もあります。

重傷の災害はおろか、死亡事故にあつてもろくな補償も得られない。五ヶ月働いて賃金をもらえない。こんな事件がたえずおきているのが出稼ぎ農民の実状です。しかし、あまり都市の人には知られない、惨めな出来事が、出稼ぎ農民の留守の村におきています。秋田の農村活動家の高橋良蔵さんが上京したとき、こんな話をしていました。

「ちょうど昨夜、私の家に出稼ぎから帰つた農民がやつてきた。四人で五〇万円にたつする、未払い賃金を、東京の会社に向いて何とかも

らつてきてくれというのです。そのために私は上京しました。これも社長が逃げないでいてくれれば幸いというものです。未払い賃金の請求も難問ですが、労働災害の補償料や慰しや料の要求も難問です。しかし、出稼ぎにまつわる問題は、賃金未払いや労働補償に限りませぬ。ちょうど出稼ぎの季節にあたる一年のうちの半年のあいだ村の人口は半分近くに減つてしまふ。そうするといろいろと思わぬ事件がおきます。今年も農家戸数一〇〇戸の私の部落で、四つの事件があつた。一つは、三人の小学児童が家を出した事件です。この子供は東京にでてから新潟にまわり、そこで保護されて、村に連絡があつた。この三人の子供の両親は不在でした。父親は出稼ぎにでている。母親は耕地整理の土方仕事にでるため、朝七時から夕方六時までは家にいない。家庭はすっかり荒れぼててしまつた。そのため、三人とも長期欠席となり、先生も児童の動静を知ることができなくなつていました。父親は、もちろんですが、母親も土方仕事で疲れてしまつて、子供に気を配ることができなくなり、数日間もいなくなつたのに、探そうとしなくなつていたので。

もう一つはまつ昼間の強姦事件です。湯沢市から私の村に電車が通じています。その電車の中から事件がおきた。その電車にはほかに一人の客もいなかったたので、若い婦人が強姦されたのです。

えなくなると、はじめて組合に話をもちこみ、組合に加入するといふぐあひです。いま秋田県では高橋さんらの提唱によつて、出稼ぎ者組合の運動として、東京に出稼ぎ会館を建設する計画がすすまられています。出稼ぎ期間のあいだ、夫が妻にあうために村に帰れば、旅費その他ですぐに二、三万円はかかり、収入減になります。また妻が上京して、夫と一緒に親戚の家に泊ろうとしても、たいてい手ぜまであつて、一夜をとにもあかすには不向きです。旅館に泊れば一人五〇〇〇円はとんでしまふ。そこで、あたりに気兼ねすることなく、しかも安い宿泊費で泊る施設として、東京に出稼ぎ会館を建設する運動がはじまつたわけです。

秋田県ぜんたいでみると、農家戸数二二万戸農業就業者二四万人うち男子九万人です。この秋田から六万人が出稼ぎにでていますから、男の九万人の約七〇パーセントをしめています。しかも、羽後町ではこの一〇年のあいだ、出稼ぎ農民の数は前年にくらべて、一二パーセント増、一五パーセント増、そして一七パーセント増といふぐあひにふえるばかりです。これは反動農政による農民収奪と農家の破壊の深まりをあらわしています。

農民のたたかいは、当然、不幸の根源である反動農政にむけられなくてはなりません。出稼ぎをしないでもすむような政治を追求するたたかいです。そのたたかいはまず、出稼ぎにつきまとう事故とのたたかひとして発展しています。そのたたかひのなかで生まれたのが、出稼ぎ者組合です。羽後町では二〇〇人が加入し、秋田全県では二〇〇〇人が加入しています。羽後町に三〇〇〇人の出稼ぎ農民がいるのに、二〇〇〇人しか参加しないのは不思議ですが、それは事件がおきないと組合に関心が向かないからです。賃金の不払い事件、労働災害による死亡や重傷の事故がおきると、事件や事故の始末をつけるために、まずはじめに町役場の出稼ぎ相談員のところにつけつきます。相談員の手に、お

もう一つ。夫が出稼ぎにでているあいだに、二八才の若妻が病氣になつて入院しました。入院治療中に隣室の男の患者と仲よくなり、二人つれだつて病院をでて行方不明になりました。よくないことと知りながら、家に夫がいないため、寂しさゆえに、そうなつたのだと思います。こんな惨めな事件もありました。四三才になる出稼ぎ農民の妻が、夫が出稼ぎにでているときに死にました。朝、近所の人がその家について発見しました。その人は、夜のあいだに発作におそわれ、誰の助けを借りることもできず、医者をよぶこともできないで、苦しみとおして死んでしまつたわけです。

### 出稼ぎ者組合

高橋さんが住む雄勝郡羽後町は「出稼ぎ農民の村」といわれるほど、出稼ぎの多い農村です。農家の平均耕作面積は一ヘクタール、米の収量一〇〇俵、販売収入七〇万円というところですが、一般の農家は、まい年三〇万円以上の家計赤字に苦しんでいます。この赤字をうめるのが、出

止、出稼ぎ収入の課税減免、留守家族対策などの問題にとり組んできました。また、政府にたいして「陳情」してきました。こうした大会運動の積み重ねにもとづいて、全国の一〇〇組合余り、一万五〇〇〇人の出稼ぎ者が加入した「全国出稼ぎ者連合会」が四六年二月に発足しました。全国の出稼ぎ者は一二〇万人と推定されていますから、この連合会の系統の組合に加入した出稼ぎ者は一パーセント余りでしかなく、大多数の出稼ぎ農民は組織されていないし、運動にも参加していません。

### 出稼ぎ組合の三つのたたかひ

新しく組織された全国出稼ぎ者連合会は、出稼ぎ農民の労働と生活の特殊事情にたつて、「出稼ぎ者の生活と権利を守るための地域のたたかひ、職場でのたたかひ、農業政策に対するたたかひの、三つのたたかひを相互に関連させ、統一的な運動としてすすめている」山口太郎、「不況ムード下の出稼ぎ問題と対策」『農業・農民』誌一九七一年十一月号。  
「三つのたたかひ」のあらましを紹介しましょう。まず「地域のたたかひ」。これは主として農村でのたたかひであつて、つぎの三つが主要内容です。第一は、労働契約の完全な実行、集団就労の推進です。秋田の例では、出稼ぎ就労

は、職安の紹介による就労、手配会社の募集による就労、仲間のあいだの口ききによる就労の三つのかたちがあります。仲間の口ききは、町会議員や農業委員などをしていて有力な出稼ぎ農民が、まえの年にいった会社と約束しておいて、人集めをするかたちです。職安の紹介によるものは少なく、仲間の口ききによる就労が大部分です。したがって、労働契約もなく、バラバラに就労します。劣悪な労働条件にはまりこんだり、賃金が不払いとなる事件がおきるのは、このためでもあります。

りしません。もう一つは、職場でのたたかいの組織の仕方もはっきりしません。出稼ぎ者組合は、それぞれの農村ごとにできていて、出稼ぎ先の工場や職場を単位とした組織ではありません。例えば、秋田の羽後町から三〇〇〇人の農民が出稼ぎしていますが、その職場は東京、神奈川、千葉などの数百の工場や土建現場に十人十五人というふうに分散していて、賃金と労働条件はすべてちがっています。

### 労働組合と兼業農民

る自民党政府、財界の農業縮小合理化政策に反対するたたかいです。その方法としては、全日農や労働組合などの「具体的な提携共闘のたたかい」が提唱されています。この「反対するたたかい」も、口先きだけでなく、ほんとうに農民を闘争に立ち上らせるようにとり組む必要があります。つまり、政府が政策を実行するまえの反対闘争から、それぞれの農村で実行に着手した段階の闘争にいたるまで、そしてその政策をうち破る闘争を組織するまでのことを、真剣に考える必要があります。

第二は、職安、町村役場、農協にたいする要求です。安全職場の確保、失保受給の適正化、税の減免、出稼ぎ相談、留守家族の営農相談といった問題を解決することです。

とここで、ある工場のある職場で、賃金と労働条件を改善する「たたかい」を組織するとき、十人や十五人では勝利できません。しかも、その職場には別の農村からきた、百人、二百人もの仲間がいるのです。闘争するからには、その職場を単位にした闘争組織をつくらなくてはなりません。また、その職場の労働者の主な組織である本工の労働組合とも団結する必要があります。本工労働組合との団結なしには、賃上げや労働条件改善の闘争、また職制の圧迫に反抗する闘争も勝利できません。この闘争を真剣に考えれば、賃金と労働条件を改善する闘争の当面の目標を、すべて「本工のみ」におくことがはっきりしてきます。同一労働同一賃金の闘争ということもできます。この闘争目標のもとで本工も季節工も団結できます。

第三は、出稼ぎ者の無料健康診断を、県や町村、雇業者団体に行わせることです。つぎは「職場のたたかい」です。その第一は賃金問題です。賃金水準の引き上げ、残業などの割増し金の確保、一般労働者なみの勤続給などの手当の支払い、賃金不払い防止などです。第二は労働災害問題です。安全衛生についての監督行政の強化、被災者にたいする労災保険の適用、見舞い金と弔慰金の確保などです。第三は、宿舎をふくむ職場環境をよくする問題です。出稼ぎ先の職場におけるたたかいは、二つの問題があると思います。一つは、賃金と労働条件をどのように改善するのか、ここがはっきり

さいごに「一般農政に対するたたかい」が提唱されています。具体的には「米の減反政策、食糧制度改善、農畜産物自由化などを中心とする

さきほど、出稼ぎ農民が職場において、本工労働者と団結してたたかうことをのべました。出稼ぎ者のこれまでの運動は、すでに発生してしまつた事件や事故を出稼ぎ者の不利にならなように処理することに向けられてきました。しかし、賃金と労働条件の改善は、積極的な攻撃のたたかいをしなくては勝利しません。またこのたたかいは職場の本工労働者と団結しなくては勝利しません。したがって、組織のかたちは各地方から一つの職場に集まつたすべての出稼ぎ農民が団結できるものでなくてはなりません。出稼ぎ農民を職場ごと工場ごとに組織する仕事は、やはりつねにその職場にいる労働組合

の活動家や労働組合がひきうける必要があります。そのためには、本工労働組合の幹部や、職場の活動家が、すすんで、出稼ぎ農民を差別する習慣を改めるように努力する必要があります。出稼ぎ農民に賃金の話をしないと、組合のピラを渡さないとかいつたやり方を、まず改める必要があります。

く場所を失なつた農民を都市に追ひだして、独占資本家の経済の「高度成長」の条件をつくりだしました。四四年頃からはじまつた総合農政はそれを一歩すすめたものにほかなりません。総合農政の特徴は四五年の米作減反によくあらわれています。

多数の兼業農民が工商業の職場で働いている。通勤兼業の多くはいわゆる本工労働者です。資本家は、この破産農民を利用して労働者に低賃金をおしつけています。これが本工労働者としての農民問題の第二です。もつとも五九〇万の通勤兼業者のなかには、水田二―三反を経営して自家飯米を確保したうえで、主たる現金収入を賃金にたよることによって、すでに労働者になつているものが、かなりふくまれています。そして、本工労働者にとつての第三の農民問題が、さきほどからのべている出稼ぎ兼業農民の問題です。

### 労働者階級の農民問題

しかし、労働組合は慈善事業団体ではありません。労働者がうけている政治的圧迫と経済的搾取に反対し、その闘争をつうじて労働者を政治と思想の面から訓練して、団結させる運動を組織するのが労働組合です。そうであれば、労働者の団結と解放の事業にとつて、出稼ぎ農民の問題はどのような意義をもっているのでしょうか。このことをはっきりさせないで、労働者運動あるいは労働組合が出稼ぎ農民問題にとり組んでも、それは労働者大衆に基礎をもつた運動とはなりません。せいぜい、一部の幹部の請負い仕事になるにすぎません。

こうした反動農政の結果、多数の農民が農業だけでは食えなくなり、農村で職を失いました。過去十年のあいだ、まい年八〇万の働らき手が農村を離れて、都市の工商業に就職しました。そのうち五〇―六〇万人が、新規学卒の青少年です。農村から都市に就職した新規学卒者は、その年の新卒採用の四五パーセントをしめていました。これは当然、新規採用の労働者の賃金水準を低くおさえつけるのに利用されました。これが本工労働者にとつての農民問題の一つです。

これまでのべてきたように、労働者にとつての農民問題には、新規学卒採用者の四五パーセントをしめる農民子弟の問題、多くが本工として働らいている通勤兼業農民の問題、季節工として働らなく出稼ぎ農民の問題という三つの側面があります。新規学卒者を除いて、農業兼業のまま工商業の職場で働らいている七一〇万人の農民の存在は、資本家によって労働者の賃金と労働条件を劣悪にする手段として利用されています。また、本工と季節工の關係に代表されるように「上をみればきりがながい、下には下が

一二〇万といわれる出稼ぎ者の大部分は農民です。農業に従事する一五〇〇万の農民のうち、百万をこえるものが出稼ぎにでていることは由々しい問題です。これは戦後の農地改革らしい実行されてきた、下層の貧農から順々に農民を農村から都市に追ひだす反動農政の結果です。とくに昭和三六年からの農業基本法農政の結果です。農業基本法は、外国から小麦などの食糧を輸入して、国内の食糧生産を縮小させ、働ら

一六五万、被雇用兼業が七一〇万人です。七一〇万の内訳は、一二〇万が出稼ぎ兼業、とする

いる」という思想をばらまき、労働者階級が団

結しないように利用されているのが現実です。日本の労働者階級の人口ははっきりしません。しかし、その家族を除いた労働者の人数は約二〇〇〇万と推定されます。政府の統計一九六八年がしめす雇用者三〇二〇万人からその多くがブルジョア階級にぞくする役員を除き、またその大部分が小ブルジョア階級にぞくする事務職員と技術者を除くと、労働者数は二〇〇〇万人と推定されます。この二〇〇〇万人にたいして、被雇用の兼業農民は七一〇万人と、三六パーセントをしめています。兼業農民のうちのかなりの人数が、統計では本工労働者とみなされていると思います。

いずれにせよ、労働者二〇〇〇万にたいして、本工と季節工のいずれかのかたちをとって、三五パーセント、七一〇万人の農民が職場のなかについて、同じ労働に従事していることは、労働者階級の経済闘争と政治闘争にとって、重大な問題を提起しています。労働者が階級的に団結することは、労働組合にとっても、また労働運動にとっても、たまたかに勝利するための重要な条件です。しかし、工場の職場のなかに、本工労働者としてまた季節工労働者として、農民がはいりこんでいる現実のもとでは、労働者階級と農民階級の団結の問題がふくまれているのです。

もちろん、東京・大阪という大都市と地方の中小企業には事情がちがいます。大都市の大企業には勤務時間のはっきりしないものもありません。そのうえ、労働組合は季節工にたいして無関心な例が多い。

いま多くの労働組合がやっている賃上げ運動のやり方は、本工中心であり、しかも職制や技術者に有利な配分方法がとられています。職制の多くのものや技術者は、政府が制定した「労働組合法」のうえでの労働組合員であつても、必ずしもプロレタリア階級にぞくするものではないかもしれません。ブルジョア階級にぞくするものが多い。つまり、小ブルジョア階級が指導権をにぎった労働組合運動は、彼らの階級的利益に忠実でないのはやむをえません。こうした運動に、プロレタリア階級、半プロレタリア階級にぞくする兼業農民が積極的になることのできないのはやむをえません。労働組合運動の階級性を改めることが必要です。つまり組合の執行部をプロレタリア階級にぞくするようにしなくてはなりません。こうした、労働組合運動の階級性を改める前提として、各企業の従業員で労働組合に加入しているもの一人ひとりについて階級区分をおこない、所属階級をはっきりさせることが必要です。

これは農民運動でも同じです。いまの全日農の運動の主な内容は、米価ひき上げの陳情運動です。陳情結果というよりも、政府と政府をにぎる反動派の政治策略によって、米価がかりに米一俵五〇〇円ひき上げられたとします。一

業には、農民の子弟数百万人が新卒採用で入ってきています。地方都市の工場には、通勤兼業のかたちで「作業服を着た農民」が入っています。長野県の国鉄には、「六農三鉄一組合」という言葉があります。つまり、国鉄労働者のうちで、六割は農業を営み農業の収入をあてにしている。三割は国鉄一家にじぶんの運命を託し、残り一割が労働組合運動によって、じぶんの運命をひらこうとしている、ということですから、こうした「半農半労」の状態にある労働者の問題は、労働組合の運動にたいして問題をなげかけています。半農半労が、労働運動の高場の足をひっぱるといふ問題です。松本機関区の例をあげましょう。最近、当局側は合理化の方法として、電車の昼間フル稼働を確保するために、検査修理をすべて夜間作業にする勤務制度を提案してきました。労働組合の執行部はもちろん反対です。しかし、半農半労の組合員の多くはこの勤務制度によって、昼間の農作業と夜間の検修作業とを両立することができるとして、歓迎する態度をとりました。

労働者の大部分が農民であり、農業を兼ねていることは、農業が水稲作を主とする日本に独特なことだと思えます。この半農半労の関係は、労働運動が、農民運動と団結することによって願ってもない有利な社会的条件です。しかし、それがかえって労働運動の足をひっぱる作用をしている。このことは真剣に検討する必要があります。

年間に二〇〇俵も売って富裕な農民は、それによって一〇万円の増収になります。しかし、一〇俵程度しか売ることのできない貧農の兼業農民にとつては収入が五〇〇〇円ふえるだけです。こんな結果しか期待できない米価陳情運動に参加して、二日休んで五〇〇〇円の賃金カットをくうならば、兼業農民の誰が参加するでしょうか。したがって、兼業農民が農民運動に熱心でないというのはうそであつて、いまの全日農のような米価陳情運動に熱心になれないだけのことです。

日本の労働者階級と農民階級の関係は、戦後の二七年間にすっかり変化しました。労働者階級の最下層は農民です。農民階級の最下層は労働者です。これが半農半労といわれる現象の本質です。労働者階級と農民階級が、広範な半農半労というプロレタリア階級、半プロレタリア階級の一群によって結合していることは、日本の現代史においてかつてなかつたことです。また、諸外国に例をみないことです。しかし、それは労働運動と農民運動が結合し団結するのに有利な、めぐまれた条件であります。

### 労働運動の主力軍

半農半労の農民は、なぜ労働運動、農民運動にたいして積極的な態度をとらないのでしょうか。農業によって自家用飯米といくらかの貨幣収入を得られることが、賃上げの運動に熱心にならない理由だといわれています。はたしてそうでしょうか。農業だけでは食えない、破産した農民が賃上げに関心をもちたないはずはない。これはむしろ労働組合の賃上げ運動の方法に原因があるのではないのでしょうか。

かりに二万円平均の賃上げをかちとつたとしても、その配分が職能給、職務給を中心にしておこなわれ、一率が少なければ、本工労働者となつて通勤兼業農民が関心をもちようがありません。通勤農民は一般に、高年令であり現場で肉体労働をしていて、技術者、職制ではありません。そのために、技術者や職制に配分の重点がおかれるような賃上げに、強い関心をもちことはできません。出稼ぎ農民の季節工のばあいは、もつと極端です。本工の賃金体系とは全く無関係であつて、日給月給制が多く、な

をにぎるように改めることとす。私は、秋田から東京に出稼ぎにでてきた佐藤君のことから話を始めました。そして、労働運動と、農民運動の階級性を改めることとす。話をすすめてしまいました。考えてみれば一人の農民の話から、天下国家の規模の話にまでなりました。これは話が脱線したためでしょうか。そうではありません。話はもともとここまでくるべくして、きてしまったのです。

なぜ、一人の出稼ぎ農民の話が天下国家の話にまで及んだのでしょうか。それは一〇〇万人をこえる出稼ぎ農民が農村に生まれたのは、反動政府の政策がそれをおし進めたからです。このように出稼ぎ農民の問題は、もともと天下国家の問題なのです。これが一つの理由です。それでは農民はこまでくるのに、黙っていたのでしょうか。そうではありません。農業基本法にも反対しました。総合農政にも反対しました。反対の農民運動にも参加しました。

しかし、一人の農民が兼業農民の道を歩むようになったのは、農民運動はじぶんの運命をきりひらいてくれないと考えたからです。農民運動にたいしては、これは現実ですが、悲しいことです。ですから、一人の貧困な農民の運命を解決できないが、富裕農民にはある程度の利益をもたらすことができるような農民運動の階級性を改める必要があるのです。佐藤君は東京のキャビネット工場にきてから、

# 岩の闘い

全金本山闘争の記録

暴力労政・ガードマン粉砕・二組解体



編集発行 岩の闘い 編集委員会

いくつかのつらい思いをしました。何よりもつらく悲しかったのは、働らく仲間と思いいこんでいた本工労働組合が、胸をひらいてくれなかったことでした。季節工は季節工、本工は本工。

こんな区別は雇う方の資本家にはあっても、労働者のあいだにはないはず。すべての労働者の利益を守る側に立つような労働組合でなくてはうそです。これは一つの工場の労働組合だ

けの問題ではありません。日本のすべての労働組合に共通した問題です。話が天下国家の問題にまで及んだ、もう一つの理由はここにありません。

## 第一章 本山闘争とは何か 青柳 充

北仙台の一角にある本山製作所において、連日暴力ガードマン特防が全金労働者を監視し、暴行を加えるといった事態が続いており、既に加療を要した組合員は六十数名にのぼり、暴行をうけた者は二百名を越している。そして、この暴力支配に支えられた職制と御用組合が差別、暴力をテコにして全金本山支部の破壊に狂走している。

本山支部の現在にいたる闘いは、表面的には私の昨年三月の不当転勤拒否―解雇攻撃にはじまるものであるが、私は私に対する転勤攻撃を私個人にむけられたものではなく、私を含めたそれ以前の三年に及ぶ全金本山支部の闘いに対する攻撃であると考え、本山資本がおとされた危機的状況から脱け出すためには絶対的に要請されたものだと考えた。当初は攻撃であることを理解しても、これは支部の死活をかけて闘わなければならないこと、つまり組織破壊攻撃であることを理解し、共に闘うことを決意してくれた人は多くはなかった。資本の攻撃は巧妙にも不況倒産をかくれみのにし、又、それを裏から支えた御用組合幹部も巧妙であった。(本文より)

## 闘争現場からのレポート

# 朝日新聞芝浦工場における全臨労反合理化闘争の報告

10月8日、組合破壊に狂奔する朝日新聞社は、現場に座り込む労働者を機動隊導入でもって排除、4名の労組員を獄中に連れ去った。

## 一 芝浦工場における全臨労の闘い

品川駅港南口から橋を渡って十分ほど歩くと、朝日新聞東京本社的主力印刷工場である芝浦印刷総局が、巨大な倉庫群の中に、深夜まで、光をながかけている。ここで印刷・発送された新聞が、トラックで関東近県、あるいは駅送にまわされ、各販売店におろされ、新聞配達員の手によって各家庭に届けられるのである。工場の労働者は印刷・用紙・鉛板・発送等の各部に配置され、深夜勤務で油とほこりに汚れながら働いている。この中に、われわれ、全臨労に結集する、学生アルバイトを主力とする臨時労働者もまた配置されているのであるが、中でも、発送部では、新聞の生スタック(束)を梱包する単純反復作業(巻きや作業)の主な担い手として、大量に配置されている。東京オリンピック以来の各社の増員競争の中で、機械化・合理化のネックである発送に、使い捨て労働力としての臨時労働者

が集められてきた。芝浦工場だけで、本社直接雇用一〇〇名、下請東洋管財雇用の者三〇名に達した。発送現場における最大の問題は、単調労働の中での腰痛者の続発である。巻きやを二・三年続ければ、必ずといっていいほど腰痛をうったえるようになるし、重症者は、椎間板ヘルニア等になって、一切重労働に耐えられない体になってしまう。「使い捨て」とは単なる言葉の形容だけではないのである。

新聞産業の発送・輸送・販売部門に働く学生臨時労働者を中心とし、自立的な臨時労働者運動を志向するわれわれ全臨労(全臨時労働者組合)が、一九六九年結成される一つの契機となったのは、一九六八年における朝日臨労三〇名の結成であった。それは、腰痛で、労働者が使いすてられていく現実に対して、鋭い告発と、自立的な運動をつきつけていくものであった。朝日臨労は、本工労働組である朝日労働組の支援を得られないまま、六九年春の闘争を、毎日臨労(六〇年結成)等の支援の下、闘いぬいた。しかし、職場における果敢なストライキ闘争に恐怖した資本は、執行部三名を解雇し、うち二名を警察権力に売り渡すことにより、臨労圧殺を図ってきた。弾圧の中で内部の組合員は七名にまで減り、右翼学生が職場を制圧した。しかし、十名の少数派で

く闘う決意をかためていった。  
そして、現在、各方面に広汎に存在する学生臨時労働者が、使い捨てられ、差別され、「学生だから」という理由で、その差別支配の現実を容認させられている状況に対して、全臨労の建設を対置することによって、闘う決意を豊かな内容にし、資本を包圍していく闘いを展開したのである。こうした努力が発送・輸送・販売の各部門に広汎に配置された学生臨時労働者の独自の運動と結合し、六九年十月十九日、統一交渉、反合闘争を掲げる産別統一労組として全臨労を結成したのである。

## 二 八・二八提案と朝日の合理化

結成以来三年間、全臨労は、朝日・毎日・夕刊フジ各社において、輸送部門において、販売店において闘いぬいてきた。その中で、解雇者は百名をこえる。そうした闘いの中で、芝浦朝日においては、朝日・東管両分会に加えて、食堂・印刷分会を結成し、全臨労の拠点として闘いぬいてきた。しかし、現在、八・二八提案、九・一八提案という形で、朝日の攻撃がかけられてきている。  
昨年九月、朝日は、広岡社長声明という形で、長期の合理化計画を発表した。それは、読売新社屋完成を頂点とする、

状逮捕、という刑事弾圧をかけてきた。十・八闘争への現行犯逮捕攻撃を含めれば、総計十三名がすでに逮捕されたのである。しかし、いかなる権力の弾圧にもまた、札幌の攻撃に対しても、われわれは屈することなく、ますます闘いの決意を固めていった。

そして、十月八日、自動包装機三台の新規導入・十月十日東管・食堂契約期限切れ、という最大のヤマ場をむかえたのである。

深夜の芝浦工場にまず、有楽町でストライキをうった有臨労の部隊が到着・合流し、百名の部隊が、八日四時まえから發送現場に乗りこんだ。これに対し、経営側に動員された職制が、恐怖宣伝に青ざめた顔をし、なんと「火炎ビンよけ」の毛布を持参して集結、三百名に達し、退去命令、挑発をくりかえした。一方、朝日労組は三百名近くが、非常口に乗りこみ集会を行っていた。明和・輸送の部もまたまた乗りこんでいた。そして、七時三十五分、機動隊が導入され、中に乗りこんでいた全臨労・有臨労の部隊のゴボウヌキを開始した。百名の隊列のうち、一人として自ら立ちあがった者はなく、一人一人が、ひきぬかれ、機械にしがみつき、排除されていった。現場指揮をしていた書記長を官憲が逮捕したとき、職制達の中から起った拍手を、われわれは絶対に忘れることはないであろう。

新聞産業における合理化競争が、販売シェア拡大競争に結びついて、文字どおり「死活をかけた闘争が一般化したこと、ドル・ショック不況の衝撃が、広告収入減という形で新聞資本を襲ったこと等の中で、労働者に対して自稱温情主義的な経営政策を転換し、人員削減を伴う合理化計画を押しつけることを意味した。

しかし、「朝日は不沈艦ではない」という、「朝日」意識の残り火をかきたてようとする経営のアジテーションにもかかわらず、労働者を「ムダメシ喰い」視し、下請化等を通じて切りすて削減していくこととしていることに対して、現場労働者を中心とする不安と反発は広がっていた。その中で、七二年夏季一時金闘争の中で、朝日労組は、十三年ぶりのストライキを決定するに至った。

この間、全臨労芝浦四分会は、東管分会の鉛中毒に対する闘争、東管朝日分会の腰痛闘争等を展開する中で、朝日労組との接触・共闘を他方で追求していった。發送現場委員会との職場における接触を行い、七一年十二月一時金闘争、七二年春闘と共闘を進めてきた。そして、朝日労組のストと呼応して、全臨労と、有臨労（有楽町本社の臨労組）もまた統一ストを果敢に展開したのである。この闘いには恐怖した朝日資本は、六・二二経営会議において、「われわれの入手した文書によれば」本組への支配介入を強化する

坐りこみ部隊の中から四名が逮捕されていき、全臨労他分会、支援共闘の支援部隊のデモ指揮一名が逮捕された。しかしわれわれは、内外あわせて三百名の抗議集会を貫徹し、有楽町本社前においても断固たる抗議集会とデモを貫徹していったのである。

機動隊導入に対して、当日結集した朝日労組員を中心に、経営の力の政策への批判が強まる中で、十月十日以降、われわれはなおも職場にとどまり、とりわけ、契約期限の切れた東管・食堂は、地下三階の休けい室を占拠し、いすわり闘争を

全国の闘う労働者の皆さんに、心から挨拶をおくりします。労働者は闘っていきなすれば息が通い合うものです。

我々はいま、日本の航空運送産業における独占として、アジアの航空産業に覇を唱え、もつばら米・日反動に奉仕する航空政策を実行する日本航空の下で、労働者の要求と革命性に依拠しながら、独自の団結をもって、労働運動の革命化を目指して奮闘しています。

# 日航闘争同盟は進撃する

とともに、臨労問題を「大火のもと」ととらえ、「徹底的にせんめつせよ」と広岡社長自ら号令をかけたのである。

夏季一時金闘争以後も、腰痛闘争が、「各自の判断で、腰痛にならない程度に巻く」戦術で展開され、人員・補償要求に回答のないまま長期化していった。

そして、八月二十八日、朝日資本は、一方的通告という形で、自動包装機全面導入（巻きや消滅、定員の二十四名への削減、東管下請契約解除、希望退職の募集という、臨労せんめつ合理化を出してきた。九月十八日には、發送合理化と何ら関係ないはずの食堂分会に、芝浦から朝日食堂（請が撤退し、アルバイト、パートの全員解雇という攻撃がかけられてきた。このこと一つをとってみても、単に發送部門だけでなく、全朝日の合理化遂行の第一の障害物として全臨労を排除しようとするものにかならないことは明白であった。

機動隊導入による職場そのものの消滅、二十〜三十万の退職金という「エサ」、そして、抵抗には官憲を導入することによって弾圧するという強硬方針の誇示という三位一体の「力の政策」であり、経営者は自信満々であった。

続けている。

いかなる力の政策をもってしても、労働者の岩を崩すことはできない。われわれはこの闘いの中から、更に積極的に、臨時・下請労働者の普遍的な問題をとらえかえし、新たな全臨労運動として展開していくであろう。

全国の労働者諸君、ともに闘おう！  
連絡先 全臨時労働者組合  
港区新橋五の七の九  
電話 三三三三六三三  
三三三三六三三

限られた枚数ですが、はじめに日航という職場のイメージ、日航闘争同盟がなぜ生れ、どのように闘ってきたのか、情勢と労働者はどうか、そして現在われわれのかかえている課題の順序で報告します。数年来のわれわれの経験と、現在の問題意識、方向性について多くの労働者はじめ読者のみなさんの感想、批判、忠告をお願いします。

## 三 全臨労反撃 十・八闘争貫徹す！

こうした徹底的な合理化に対して、芝浦におけるわれわれの隊列は、一瞬動揺した。しかし、機械化合理化がわれわれの労働者への大合理化攻撃の一環であること、希望退職は、組合せんめつ攻撃であり、労働者の魂を金で買おうとするものであることを確認する中から、分会闘争委員会を建設し、芝浦闘争委員会を結成していった。また、同じ朝日に働くアルバイトとして有臨労との共闘を深化し、本工労働者との共闘を追求していった。更に、全臨労他支部の闘争体制を作っていくとともに、全都の臨労組によびかけ、臨労支援共闘を結成していった。

こうしてわれわれの隊列を強固にし、拡大していくとともに、九月十日電源工事（実力阻止）、九・一五電源工事、九・一七自動包装機一台更新（中止）、九・二三・二四自動包装機更新、結束機導入、十・一ベルト更新工事という一連の導入工事に対する坐りこみ阻止闘争を展開していった。

これに対して、資本は官憲と一体となつて、九月二十二日二名の組合員を令状逮捕、次いで十月四日、同じく四名を令

最近の週刊誌によると、全国の大学生の意識調査「現代の若者の選ぶ会社百社の第一位は「日本航空」であると報じている。

華かなライトが飛びかき、ジェットエンジンの中の金属音が昼夜もなく鳴り響く。二十数カ国の航空会社の巨大なジェット機が時代の最先端をいく、数十カ国の人々がひしめく国際線ロビー。男性的なパイロット、笑顔絶やさないスチュワーデス。そして日航へ入れば外国へ行ける……。こうしたイメージが「第一位」に結びつけているのだろうか。

だが、夜を徹しての作業に、目は落ちこみ、慢性胃腸病に悩む整備員、巨大なジャンボの胴体にはいつくばり、過重な積荷のため腰痛病になり、コルセットが外せない荷役会社の青年労働者の話を聞くと、そして米軍と自衛隊の訓練機の残したわずかな空域を、利潤第一のスケジュールに生死をかけたアクロバット飛行を強いられるパイロットの緊張感に接したとき、このようなイメージがいに薄つべらな幻想かを多くの人々は理解するに達しない。そして何よりも、佐藤やキッシンジャーが羽田を利用する時、「天皇」の外遊に特別機が三機も準備され、空港が機動隊で埋め尽くされる時、このよ

をしかけてきた。元検察庁長官新井裕を常動顧問に現役機動隊長大塚某を職員に採用する一方、顔写真入りの通行証を全員に配布し、労働者に常時着用させるようにした。八月、「安保」閉争に対して約三十名に延べ百数十日の出勤停止処分が出され、先進的に闘った婦人労働者、大滝資子さん(警備課)に不当配転の攻撃がかけられた。おりから第二組合幹部は立上った全労組員九名に権利停止処分を行い、日航労働者を同盟の鎖につなぎとめることに救いを求めた。

組合分裂によって打立てた敵の支配は早くも崩れはじめ、全労組員は職場で幹部追及の火の手を職場から燃え上らせた。大滝さんは配転を拒否し全労組員の同盟加盟阻止を大いに励した。資本は大滝さんを二カ月後の十月三十日、懲戒解雇し、同時に第二幹部は同盟加盟を強行した。解雇に反対する労働者は、「守る会」を組織し、不当解雇撤回闘争は現在三年目を迎えている。

このように、日航の路線は全てその時々支配階級の政治的・経済的要求に即したものであり、その費用と赤字は全て人民の血税と労働者の搾取の強化でまかなわれてきた。こうして日航は設立以来二十年、資本金で約二十倍(四百億円)営業収益では赤字経営から年間二千億円という収益をあげ、アジアで唯一のジャンボジェット機を飛ばす航空会社に「急成長」した。

日航労働者は二十年にわたる資本との闘争の中で、はじめは「従業員」から「組合員」へ、そして労働者へと、自らの認識を進展させ、闘争の質もはじめは経済要求や権利擁護の闘いから、「安保」や佐藤訪米を闘えるようになった。闘争同盟は、このような日航労働者の闘争によって作り出された歴史的な産物である。

うな虚構が音をたてて崩れ去るであろう。この羽田は一九六〇年のハガチー来日阻止闘争、六八年羽田闘争、六九年佐藤訪米阻止闘争等、日本の権力と人民の政治的衝突がしばしばこの「島」を舞台に展開され、人民の尊い命が横暴な権力の手によって奪いとられた呪いの地である。また、三里塚・芝山連合反対同盟を中心とした農民・労働者・学生の英雄的な闘いの前に徹底的に暴露されているように、日本の軍国主義・帝国主義の強化に見合った体制の一環として三里塚にその膨張の触手をのばし、延命を謀ろうとする米・日反动派の政治・経済・文化・軍事的侵略基地でもある。

(二)

日本航空は一九五二年、サンフランシスコ講和条約と「安保」条約の発効と同時に、「日本航空株式会社法」なる新しい法律によって発足した。それは日本の「独立国家」としての国際舞台への登場と、独占資本への忠実な奉仕役として、米・日反動の必要不可欠の機関であった。日航は先ず太平洋線を開設し、米・日のキズナをいっそう固く結びつけ、次に韓国・台湾・東南アジア線を拡充強化することにより、米・日反動によるアジア支配の基礎固めに奉仕した。一九六七年日航航空路は、米・ソ・日の同盟に橋をかけた。

た。このように、日航の路線は全てその時々支配階級の政治的・経済的要求に即したものであり、その費用と赤字は全て人民の血税と労働者の搾取の強化でまかなわれてきた。こうして日航は設立以来二十年、資本金で約二十倍(四百億円)営業収益では赤字経営から年間二千億円という収益をあげ、アジアで唯一のジャンボジェット機を飛ばす航空会社に「急成長」した。

日航労働者は二十年にわたる資本との闘争の中で、はじめは「従業員」から「組合員」へ、そして労働者へと、自らの認識を進展させ、闘争の質もはじめは経済要求や権利擁護の闘いから、「安保」や佐藤訪米を闘えるようになった。闘争同盟は、このような日航労働者の闘争によって作り出された歴史的な産物である。

一九六五年、日本の重化学産業で資本による労働組合分裂攻撃が大規模に行われた時期、日航でも組合分裂の攻撃があり、三つの労働組合(日航労組Ⅱ営業・事務・間接、日整労組Ⅱ整備・後に日航労組と合併、乗員組合)は合計八組合に割られた。この攻撃は創業期から膨張期にさしかかる中で、労使の矛盾が顕在化し、労働者が労働組合に結集し果敢な闘争を展開した一九六一年以降の日航労働者の闘いの前進に対する反動攻撃であった。彼らは陣容を立て直し、ジェット機生産(大量高速輸送)に見合った近代労働

(三)

われわれは、資本、組合を握った「日共」、右翼市民の集中砲火を浴びつつ、数年来突出した公然闘争を武器に闘ってきた。

帝國的な労働運動が強化され、既成の組合指導部がこれに対応できないという状況の中で生まれてきたわれわれが少数であり尖鋭なものであったのは必然的であった。われわれは思想的な面で訓練され貴重なものを手にしたこと、全国の同様の人々が担っているようにわれわれもわれわれ自身の独自の運動原理・右翼的労働運動に反対する理論とその指導部の建設という独自の役わりが課せられていることは確かである。

しかし情勢は大きく変わっている。日航においては分裂による手痛い打撃を教訓にした労働者が資本と闘って、労働組合を自らの手にとりもどす大衆的な動きがすでに始っており、深部からの力強い闘争の息吹きはもはやおしとどめることのできない時代の潮流となっている。広範な労働者が階級闘争の前面におし出されてくるのは時間の問題である。このような部分は、闘争形態も立ちあがり方も意識もわれわれとは区別される独自の原理をもって登場してきている。このよう

な部分こそが闘争の主体である。われわれの存在意義は、この大衆的な闘争の原理をいかにつかみ、奉仕しうるのか、またそのように自らのこれまでの

かみのだんがん



抗議文  
生産性向上運動に名をかりて、総評を始め、全造船機械、及び佐野安分会を中傷し、誹謗し、部長、課長の非組合員はもとよりのこと、組合員である係長、職場長、組長などの職制を総動員して、あたかも労働者同志の争いのようにみせかけて、悪辣な組合支配と介入を続ける貴社に対し、はげしい憤りを感じるものである。  
また、物心両面の援助を行なって、「連絡協議会」、「刷新統一同志会」なるものをデッチあげ、就業時間中に本来の生産活動を放棄させて、両組織への加入を強要し、ついに十一月一日、日立造船桜島体育館において、佐野安分会を分裂させ、佐野安船渠労働組合と称する第二組合なるものを結成せしめたことは、言語同断といわざるを得ません。  
さらに今、職場で、また家庭において、佐野安分会からの脱退と第二組合なるものへの加入を、執拗に行なっていることは、許すことのできない行為であり、正当な労働運動を圧殺する意図をもったものであると考える。  
(以下略)  
一九七二年十二月二十一日  
佐野安資本の組織攻撃粉砕決起集会  
佐野安船渠株式会社  
会長 丹羽英夫殿  
社長 佐野川谷安太郎殿

労災・職業病にどうとりくむか

その2

宇山カーボン労組を中核とした  
大阪北摂地域におけるじん肺、闘争

須田昌啓

はじめに

ふんじん職場労働者の最も代表的な職業病—不治の病い、じん肺については、『季刊労働運動』三号に詳しく解説されているので、ここでは改めて述べない。

じん肺健診実施分では有所見者二十五%にのぼっている。(特殊健診実施者二五〇〇人中、有所見者数五三名、職業別の発病数は造船一一〇人、清水焼七一人、鋳物三〇人その他)江戸時代から「山よわり」よろけ」と呼ばれたこの職業病が、古くから新しい職業病といわれる所以である。

ただ、現代西洋医学をもってして癒し難い病気は、癌、難聴症、じん肺であること、即ちじん肺は不治の病であり、じん肺に侵されれば対象療法(患者の苦痛を一時的に和らげる)以外にはないのであり、その根本的な対策としては予防、即ち、ホコリを出させない、吸わない以外にはないことを強調しておきたい。

本稿では、一九六六年から六九年にかけて工場を占拠して闘いぬかれた宇山カーボン労組(大阪府茨木市—当時)を中心とした大阪北摂地域のじん肺闘争と、地域共闘組織である大阪北摂地区評労災職業病対策会議の活動の報告を述べる。

なお、じん肺患者の発生率は一方向に減少することなく、例えば京都府下を一例にとると、昭和四十五年度

重大な一環である労働災害、職業病闘争を讀者諸兄姉がすすめていただく上での参考になれば幸である。

労災職業病対策会議の結成

結成を促した力—三池大災害

大阪の北摂地区評労災職業病対策会議が発足した直後に宇山カーボン労働者による、じん肺闘争が起った。

北摂地域で、労災職業病対策会議(以下、対策会議という)が七年前に結成されたがその動機は、それま

で各職場・企業で散在的に展開されていた職業病闘争を地域的に結集し、生命を守るという一点で共同闘争をすすめる組織をめざして、地域の労働活動家、医療機関関係者によって組織されたのである。(当時の北摂地域での代表的な職業病闘争は、松下電子における頸肩腕症候群の闘い、日本触媒化学でのフタロジニトリル中毒の闘いなどである。)

しかも対策会議の結成をうながした外部的な重大な力は、その二年前の十一月九日に発生した、三池炭鉱

三川鉱における炭じん大爆発による労働者の大虐殺という、悲惨な事件であった。「このままでは体がもたない」「いつかは、三池のように殺されるのではないか」という職場労働者の闘いへの要求と、声が職場に顕在化し、対策会議の結成を促すその素地をなしていたのである。対策会議の結成準備の段階で、三池炭鉱労組より二度にわたり逆オルグをうけ、又、在阪の三池労組出身者が献身的に結成のための努力を行った。

三人に一人が肺結核

何でうちの工場は肺病が多いんや?

宇山カーボン労組のじん肺闘争の発端はかなり偶発的な一面があった。対策会議は結成後、当面する活動方針の重点を、職場集会を中心とした学習会、機関紙の発行において、その第一回目の学習会が宇山カーボンにおいて開かれたのである。

従業員数は三十名(平均年齢は四十五才)同業メーカーの中でも四位にランクされる企業である。工場、職業環境であるが、炭鉱出身のある活動家は宇山カーボンを稱して「都会の中の炭鉱」と表現した。その言葉の通り、工場のハリには数センチもカーボンがつもっている。工場はもとより、食堂にいたるまで、カーボンのために、どす黒く汚れ、

作業時の労働者は、炭鉱労働者のように顔面は真黒、歯だけが白く光っており、冬、五枚のシャツを着こんでいても、胸や腹にまでカーボンの粉がまいこんでいるという。

ていった中で、六十才あまりの婦人労働者が「恥を言うようやけど、わては肺病なんやねん。今も医者にかかっている。この職場は正直なところ肺病が多い。現に、今、入院しているIさんも、Nさんも肺病やで。何でこんなに肺病が多いんやろ」と思いつめた表情で語った。

「宇山の肺結核は、じん肺だ!」

ふんじん職場労働者が指摘

数日後、宇山カーボンが所属する「化学同盟西北地区共闘会議」で、

宇山カーボン労組の代表は、この異常な肺結核患者の発生、健康破壊の

恐るべき進行を訴えた。

席上、この共闘会議に参加しては新日本化精労組（此花区、粉じん職場）の代表は、宇山の仲間の訴えについて「宇山カーボンは、黒鉛の粉じんのたちこめる職場であり、宇山の仲間の肺結核は、じん肺ではないのか」

「じ・ん・ば・い、？」  
初めて聞くじん肺という言葉、何やら恐ろしい病気の名前であるじん肺、宇山の仲間は愕然としたという。さらに新日本化精労組の代表は言葉が続いて、「宇山カーボンは明らかに」

### 経営者の「カーボンは葉になっても毒にはならん」に怒り爆発—すでに三名が死亡

思いかえすと、宇山カーボンの労働者たちは、カーボンのふんじんじん肺について、全くの無関心であったのでは決してなかった。団体交渉の席上でも、カーボンふんじんについて「不安が度々訴えられたが、その都度、経営者は「お前らは、決して心配することはない。漢法薬の店に行ってみい。サルの頭の黒焼、

かに、じん肺法の適用をうけるべき事業所であり、宇山の仲間はじん肺法にもとづいて、特別健康診断を受ける義務がある。それをサボってはいない経営者の責任、経営者にたいして労働行政としての指導を放棄してはいない労働基準監督署の責任は徹底的に追求されねばならない」と。

※じん肺法とは昭和三十年に法制化されたもので、じん肺発生可能職場労働者にたいする使用者の保護規定を定めたものである。内容は健康管理から、職場環境規定まで、広範囲にわたっている。

宇山労組は、経営者にたいして強力な交渉を開始した。それは、たんなる経済闘争ではなかった。「俺たちは労働力は売っても、命までも売っていないのだぞ！」という素朴な怒りと抗議であった。

- (一)四月二日（四十一年）全員にじん肺特殊健診を実施する。
- (二)防じんマスクを四月上旬までに全員にゆきわたるよう備えつける。
- (三)集じん装置については設置に努力する。

との回答をよせてきた。四月十一日（四十一年）には、社会党国民生活局長、中央総評社会保障、災害対策部長らがたちより、「宇山労組を含めた、ふんじん職場労働者の闘いに大きな関心をよせているとともに、重大な人権闘争として全面的な支援をおしまない。」と激励した。

対経営者闘争とともに、宇山労組は、北摂地区評労災職業病対策会議、地域労働者とともに労働基準監督署行政に代弁される政府の労働行政にたいする闘いを開始した。

が肺結核で死んでいる。彼らの命を奪ったのも実は、じん肺結核ではなかったのか？西北地区共闘会議の後、宇山カーボン労組では、急いで、じん肺の専門医を招き「じん肺とは何か」というテーマで学習会を開いた。じん肺で死亡した職場労働者の肺を解剖したスライド写真が次々と映されるのを見て、宇山の労働者、地域、化学同盟より参加した七十名近くの労働者は息をのんだ。

「これが人間の肺なのか。まるつきりボロきれ同然ではないか」「これが、わしの、うちの肺なのか！」  
学習会は参加者全員、とりわけ、じん肺結核患者に大きな衝激を与えた。それは恐怖に近いものであった。重苦しい空気が会場を支配した。その空気の中で質疑が続けられた。やがて押えぬ憤怒の情が会場のあちこちで爆発した。

### 「労働基準監督署は資本家のための役所だ」

### 形骸化されたじん肺法 労基法

集会の最後に挨拶にたった宇山カーボン労組の委員長は「私たちは、職場の肺結核の仲間を、じん肺患者名分です。そのとき、会社が実際に健診を全員にやると、その中二名の証明書を出してきたものか、健診も何もせずに「ふんじん作業に従事している者」二名に対してだけやっていますか、監督署として点検していない。」

又、昭和四十二年二月に会社に対して「塵肺健康診断の実施状況について」文書で報告を求めたが、まだ何も報告はない。まだ報告のない事業所は、宇山を含めて管内で四ヶ所ある。（抗議団）—去年の二月に報告を求めてから今日まで、一年あまりたっている。監督署にはなぜ報告があがってこないのか、点検をしているのか？その間にすでに二名の労働者が、じん肺の疑いで入院し、手術をうけている。指導をサボっている間に労働者は倒れているではないか。

この責任をどうとるのか。監督署は、同じ茨木市内にある宇山カーボンに行つて実際に職場を見たことがあるのか？（監督署）—一度も行つたことがない。又、特殊健診の実施状況の報告のないことについても点検していない。茨木局では監督官は

とハッキリと言おう。そして、このじん肺という不治の病気を押しつけたのは金儲けのためには労働者の生命や肉体すら平気で奪い取る資本家であり、それを黙認し、いや支持している政府にあることを肝に銘じ、怒りをもって闘いに立ち上ろう。」と参加者の気持を代表しつつ訴えた。

- ★入院中の二名の仲間を労働災害と認め、生活、医療補償を完全に行なえ。
- ★じん肺法の完全実施、とりわけ、じん肺特殊健診の即時実施、職場環境の改善。
- ★じん肺患者の通院加療の有給化、症状に応じた医療、経済補償を行なえ。
- ★労働行政の出先、茨木労働基準監督署に抗議行動を行うこと。
- 又、地域のふんじん職場の仲間を万場一致で決定した。

四人しかいない。だが管内には約七〇〇〇の事業所がある。毎日まわつたとしても四年半に一回しかまわれない。—とある。この応答の中に、いかに法文の面はよくとも実際の法の運用とその構造、或いは監督官への運用細則によつて、法そのものが空洞化され、形骸化されていることが、うかがい知れるのである。宇山闘争の歴史は一面においては、労働者保護と称する諸立法の反労働者性を暴露する闘いの歴史でもあったのである。この労働行政の反動性に力を与えた宇山資本は、労働者にたいして度々居直りはじめる。宇山社長は、労組や、抗議団にたいして、「過去のことはともかく、今後どうするか問題だ、防じんマスクについても会社は用意している。うちには組合によつて選出された生産委員がいる。その生産委員を通じてマスクをかけるように、度々注意するが、労働者の中には、マスクをかけると、やれ息苦しい、眼鏡がくもるといふこと

でかけないものがある。昨日も監督署長と話し合ったが、防じんマスクをかけない場合、労働者に対する罰則規定はないものか、

と考えている。」などの挑発的な発言内容はその一例である。

この社長発言にはもはや人間らしさのかけらもない。五月に開かれた職場集会では、労働者の総意として。

(一)三ヶ月にわたる闘いの結果、予防措置として、防じんマスクを会社は全員に着用させているが、高温重労働という作業内容からして、マスクの着用そのものが不可能であり、無責任さを追求し、あくまでも闘い集じん装置以外には、根本的な解決をすすめることを決定した。

### 予告なきストライキの続発

### 人殺し資本へ怒りの対決すすむ

この頃より、職場での抵抗闘争は激化していった。

宇山の職場では機械は、ふつうに動いている。労働者もふつうに働いている。作業の流れにはどこも欠陥はない。にもかかわらず、ある日、突然に生産量が二割から三割減少するのである。社長自らが工程を点検をしても原因はわからない。

これは、意識的な労働者によるサボタージュによるものであり、職場

はしない。これは全労働者の切実な要求である。

(二)昔に比べて、カーボン粉じん量は増えており、それに伴う集じん装置の改善はすすんでいない。

(三)すべての労働者は身体の異常を訴えている。(高血圧二名、心臓疾患三名、手足のしびれ四名、低血圧一名、痰咳二名など)などを確認し、労働行政と馴れ合った経営者の無責任さを追求し、あくまでも闘い

の王者「職場労働者たちの隠された抗議であり、発言である。ある活動家は筆者にニコニコ笑いながら、「生産の工程には、われわれにしかわからないツボがあるんです。このツボをにぎっている数人の仲間が、社長の態度が気に喰わん時、賃上げの回答の気に喰わん時、お互に合図すると生産は確実に落ちます。経営者にとつては、あらかじめわざわざ日時まで通告してくれるストライキよ

を認定しながらじん肺区分では管理3-1一名、他はすべて管理1(入院者二名を含めて)としていた。

※管理区分とは、じん肺の進行状況に応じて軽症のものから、1・2・3・4と区分する。管理1は、ふんじん職場に働く労働者は全員管理区分1に所属したが、じん肺とは認められない。管理4になって、はじめて労災の適用をうけて、入院加療の対象になる。管理3では、ふんじん職場外に配転になり、配転手当として一ヶ月分が支給される。管理1と3との中間症状が管理2である。

決定通知を受けとった労組では全員集会を対策会議、上部団体を含めて十数回開き、徹底した討論を行い、全労働者の意見を集約した。それは、この決定こそは現場労働者の労働の実態を完全に無視したものであり、じん肺法成立以来五年間、これを黙殺して労働者の肉体をも利潤追求のためにギセイに供してきた経営者並にその行政指導の責任を負うべき労働基準監督署、公正な診断を下すべき検診機関一体となつての

政治的、作偽的な決定であるとして、(一)I、Nさんら入院患者を含めた十一名の管理区分1の決定については、労働大臣宛、不服の申立てを行ない、再審査を要求する。

(二)管理区分3の決定をうけたHさんの配転手当の一ヶ月分の支給、半日勤務による現行の給与補償を要求する。

(三)九名の肺結核患者については、半年に一回のじん肺検診を要求する。ことを万場一致で決定し、直ちに、不服の申立の手続を準備するとともに、(二)、(三)の要求を経営者につつき、夫々要求を獲得した。

「黒い霧」への告発であり、とりわけ、医者にたいする不信感、医者は果して労働者一病む者の味方なのか?「診察室や、手術場でくり開けられる医療とは、病める者のためにあるのか」という、現代医学への鋭い告発が展開された。不服の申立書中の申立理由には、

り恐いでしょうなあ」と答えてくれた。労働者が自らの労働に敵対するのである。自らの労働が自らに敵対するものに転化した時、労働者は労働に反抗する。通告なきストライキである。こうして宇山カーボンでは職場の生産秩序は次第に職場労働者が握りつつあった。

すべての有害業務では、職場労働者の反抗、抗議は、労組の有無にかかわらず、こういうサボ、非公然のストとして確実に表現されている。

例えば季節工の反乱と言われた七一年初頭の日産車体工機京都工場、季節労働者らは、完成された自動車のボディに、ドライバーで傷をつけ、輸出入の自動車に国内用自動車の把手をつけるなどの反抗を展開し、バックライン(やり直し)を続出させて、経営者を驚愕させた。

### 黒い霧におおわれた、じん肺検診

### 「医者は一体誰の味方やねん」

四十二年四月二日に実施された、労組の要求にもつづくじん肺特殊検診は、三ヶ月すぎた六月三十日にそ

職場労働者による労働者の職場秩序の確立―自らを傷つける労働を破壊し、破壊を通して労働者自身による労働を建設するという労働者の深い要求と闘いは、宇山カーボン労働者の闘いを通じて、他職場労働者に労災、職業病闘争の路線にとつての大きな課題をつきつけた。

生々しい事実が記されている。『申立人、Iは昭和四十年九月七日肺結核と診断されて、同年九月二十日、日赤阿武山病院に入院、四十二年二月十日、右側開胸を行ない、中、下葉切除を行なったものである。術後、同人の付添看護婦は、同人の夫に対して「あなたの奥さんの肺は真黒でこんなに汚れている肺は珍しいと手術をした医師が言っている。だから摘出した肺は病院に保管することになった」と述べている。(中略)労組が茨木労基署に抗議を行ない、その責任追求にたちあがるや、昭和四十一年六月末「あの肺は、あなたの奥さんのものではなく、炭鉱離職者のもので、男の人の肺であった」と明らかに病院側の意見をかえたのである。』

「宇山カーボンは事務所を除く全職場がふんじん作業場である。例えば冬季、下着を五枚重ねて仕事をしていたも、ふんじんが下着をとおして肌黒くしみつく。また正月休みの数日後に吐いた痰には、まだ黒鉛がまじっていることは、申立人をはじめ宇山カーボンの全組合員が誰しも体験する事実である。原決定によ

の結果が判明した。検診の結果は、受診者五十二名中に二割に及ぶ肺疾患(臨時工を含む)の

つても、じん肺陰影のあるもの及び結核性のもも含めて、じん肺検診受診者、わずか五十二名のうち、実に二割にあたる十名の肺疾患者が検出されている。果して、きれいな空気のもとで働いていて、こうした結果になるであろうか、宇山カーボンの全職場にたちこめるふんじんが、こうした肺疾患と絶対に関係があるのか。それにも拘らず、管理区分3が一人だけで、あとは全部管理区分1だとする原決定の不自然さは、申立人一同きわめて疑問とするところである。』

この申立書に記されている医者への不信感、資本家にくみする現代医学への告発は、その後、北摂地域の各職場での職業病闘争においても客観的な事実として活動家に確認され、いつしか「資本家を信用するな、医者を信用するな」という闘いのスローガンが、労災職業病闘争の底流をなすにいたるのである。

東拓工業労組の有機溶剤中毒闘争が、著名な労働衛生学者の率いる医師グループによつてつぶされ、染料産業労働者の恐るべき職業病であるベンジン中毒(膀胱癌)患者を収用

する警察病院、住友病院らの医師が、この化学独占の殺人行為を社会から陰蔽する牢獄の番人の役割を果してきた事実など、これは、ほんの一例ではあるが、帝国主義体制の腐敗と腐朽の深化はすべての上部構造をも腐らせ、墮落せしめずにはおかないという冷徹な事実をば、宇山カーボン労働者や、地域の活動家は闘いを通して肌に感じとつたのである。

### じん肺患者を含む全労働者に企業閉鎖攻撃

「労医提携」というエタイの知れぬスローガンをささやき、闘う労働者に媚をうりつつある日共集団に、画然と宇山の諸君が闘いの一線を画したのは、とことん追いつめられ、苦しみのどん底から立ち上つた労働者の鋭知とも言うべきものであろう。

職業病闘争の家元を自認する日共が、宇山闘争を彼らの発行する機関紙誌で只の一度も報導しなかつたが、故なきしなない。やがて全国を席卷した学園闘争をば、労働者自らが闘おうとしている何者かにたいし、共に闘う仲間たちの闘いとして学園闘争を卒直に数多くの地域の活動家たちは受入れた。パリケード封鎖闘争中の医学生諸君とバリケード内でミカンをほおぼりながら交流したのも自然の成りゆきであつた。(もつとも、学生活動家特有の難解な言葉の故に、学生諸君の発言の大半は労働者には理解されなかつたが)

宇山カーボン労働者では、上部団体である化学同盟とともに、企業閉鎖通知を分析し「この閉鎖は、川崎宇山の不渡りに名を借りた偽装閉鎖であり、じん肺闘争をはじめとする、闘う労働組合つづしを狙つたものである」として、断乎、反撃を加えることを意志統一した。

経営者はこの間に、ひそかに、最大の得意先である日立マクセルの意を介し、又、帝国主義者の侵略主義路線にもとづく日韓条約を渡りに舟として、韓国の資本家、崔重鉄とともに共同出資で韓国カーボンを南朝鮮に設立し、日立独占の需要量確保の体制を着々とすすめてつた。 (宇山の海外侵出、即、じん肺の南朝鮮労働者への強要であり、転嫁である。)

者陣営は、産業再編成、スクラップアンドビルド政策をテコに、企業間、或いは国際競争に勝ちぬくために、労働者の権利、生命すら無視した合理化政策に日夜狂奔しつつある。

したがってこれへの一即ち合理化への闘いと抵抗は、全体制をゆるがず、彼等資本家にとつて黙過しえぬ重大事なのである。

ここに反合理化―労災職業病闘争のもつ重要な一面がある。と同時に生命と健康を守る闘いは、肉体のみしか財産を持ちえぬ、すべての労働者を団結させ、統一して闘いに起ち上らす、やむにやまれぬ正義の闘いであり、人道上の闘いである。

したがって「生命と健康を守る闘い」は、経営者陣営の合理化攻撃を突き崩す最も弱い環である。

昨年夏、有機溶剤中毒を中心に闘われた東拓工業、高分子労組への組合分裂、弾圧攻撃も又、生命を守る闘いへの経営者の恐怖に外ならない。したがって宇山支援の闘いは、より広く、より深く、地域・全国

の職場共闘としての方向をとることを、情勢は要求している。(三)宇山カーボン労働者の闘いは、三池炭鉱労働者のCO闘争(一酸化炭素中毒闘争)と本質的には全く一致している。

廃人同然の数百人にのぼるCO中毒の仲間をたいする労災補償の打ち切り、そして「働けねばやめよ」とうそぶく三井資本と、今回の宇山資本の暴挙・西と東、大企業と小企業の違いはあれ、人として生きるため、共通の苦しみの根元である合理化に闘う夫々の労働者の姿勢と方向は完全に同じである。

われわれは体制的合理化のもたらした最も残酷なギセイ者を、歴史の証しとして暖かく包まねばならない。そして全国の闘う仲間とともに、確信をもって宇山の仲間が、更に団結を固め、前進されることを期待する。

(四)われわれはこの重大な事態に対し、現代の無法者と言うべき―宇山経営者に対し、一片の勧告も行なわぬ大阪労基局をはじめとした労働行政機関にたいし、より強力な抗議闘争を実施する。

(五)すぐる日韓条約反対闘争は、条約のもつ帝国主義政治としての軍事侵略的意義とともに条約締結が必ずや日本労働者階級への生活と権利抑圧として運用されるであろうとして労働者自らの問題として闘われてきた。

今、宇山カーボンの事態に直視するごとく「じん肺」と「低賃金」(日本人労働者賃金の低)は朝鮮人労働者に持ちこまれ、宇山労働者に対しては「生きる権利」すら奪わんとする弾圧として体現されている。

政治闘争と私たちの闘いとは、決して無縁ではありえない。 『後略：』

宇山労働者への資本の暴力は、地域労働者に大きな反響と怒りをまきおこした。闘争支援の波は次第に高揚し、北摂の労働運動は宇山闘争を軸に展開しはじめた。

六月二十一日には、ふんじん職場労働者の共闘組織とも言うべき「北摂じん肺友の会」が、七十名の労働者を結集して結成された。この「北摂じん肺友の会」は当然のことながら、宇山カーボン闘争支援の色彩を

こくもつものであつた。八月末には「宇山カーボン労働者支援共闘会議」が、総評北摂地区評、茨木地協、茨木地区労、化学同盟関西地本、関西労協、対策会議によって結成され、七月二十六日には、宇山カーボンの現地で、四十三単組約三〇〇名の労働者が参加して、「宇山カーボン労働者支援共闘キキ集会」が開催された。大会終了後のデモの体列と「宇山のじん肺患者を見殺しにする企業閉鎖をブチ破れ」というデモ隊の怒声は茨木市民を驚かせた。

当日の集会には三池炭鉱労組より連帯のメッセージが寄せられ、さかな拍手がよせられた。宇山闘争支援の行動は、労働者のみならず、多様な人々をもまきこんでいった。「宇山といえは、じん肺が北摂地域の通り相場になった。工場近くのめし屋のオカミさんは、宇山労働者のメシのもりを高くし、必ずミノ汁をサービスしてくれた。

関西労働法研究会のメンバーのうち、京都大学、関西大学、中京大学、高知大学の代表らは、宇山の現地を訪問して労働者らと懇談し「宇山カーボン労働者の闘いは、たんなる労働

問題ではなく、重大な人権問題であり、労働法を専攻するものとして重大な関心をもっている。社会主義の公正な立場より今後、積極的に介入したい」と学者団の所信を表明した。以後、これら学者グループは労働法学界、マスコミらで宇山闘争についての見解を積極的にうちだし、以後の裁判闘争にもかなりの影響力を与えた。

又、彼等は宇山担当の弁護士（日共）にたいしても裁判闘争技術において指導を行なった。

これらの結果の一つとして、労組が大坂地域に申し立てた「会社解散手続の停止の仮処分」に対して、裁

### 宇山労働者と地域共闘

#### 企業内にのめりこんだ闘いは腐敗する

宇山カーボンのじん肺闘争は、闘いの当初より、地域共闘の路線を徹底して堅持した。とくに工場閉鎖攻撃という資本の新たな攻撃によって、闘いは従来のじん肺闘争という一じん肺法の枠プラスαという、労働力なる商品損失に見合う補償要求

判所は「会社の企業解散は社会の公序良俗に反する」として労組の申し立てを支持し、会社解散手続停止の仮処分を申しわたしたが、「公序良俗に反する」理由をもって解散手続停止処分を裁判所が発したことは労働法學上からも前代未聞のこととされ、支援助の伸の拡大の反映とみられる。

さらに、保守反動の分域といわれた茨木市議会において、じん肺患者、結核患者にたいする医療補償、生活保護の適用方を市長に見申す決議案を保守をも含め万場一致で決議した。

その中で宇山カーボン労組の tactical 戦術は全員オルグ方式であった。平均年齢四十五才、六十才すぎの労働者もざらにいる。これらの労働者が、全員がオルグとなつて、他職場労働者に、労災職業病闘争をオルグしようというわけである。

全組合員の生活費はカンパと行商・内職でおぎなつた。最高が六人家族で三万五千元。生計費を少しでも削るために昼食は、共同炊事で補なつた。

製品をクスねて？食器をどどける労働者、週に二回、労働者の検診にたいしは必ず参加するが一言も、ものを言わなかつた労働者、集会で宇山の労働者をみつけると必ず、一杯のみに誘い出し、職場のグチをクドクド言う労働者—いろんな労働者が、雑多な人間が宇山闘争の周辺に渦巻きだした。

闘争ではなくなつた。じん肺患者をも路頭に迷わす、「片わものは死ぬ」という資本の殺人収奪の論理にたいして、労働者階級の階級の本質、労働者の論理を対置した闘いに、闘いを止揚さすことを資本は反面教師として、宇山労働者に教えた。

「わたしは宇山のじん肺患者です。ドーンよろしうお頼みます。皆さんも職場から病気をのうして下さい」言葉づかいかもたどたどしい。たつた一言二言述べただけだが、宇山のじん肺の仲間がそこに、この寒い晩に来てくれたという事実が、集会参加者の魂をゆさぶつていた。

「どんな職場でも、宇山と一緒や。職業病はあるし、今のままでは必ず労働災害職業病は出る」ということ

である。六十才の婦人労働者が確信をもつて他職場の二十才台の青年労働者に職業病闘争を教える光景が続出した。そして宇山闘争は、宇山カーボン労組のみの闘いではないことをも体で感得していった。

宇山闘争が組織した地域の労組の代表的な闘いは、全国金属労組西島製作所支部の闘いであり、県境をこえた兵庫県下の播磨カーボン労組の闘いであつた。

西島製作所では、当時じん肺患者が管理4—1名、管理3—1名、管理2—2名と発生していた。他に二桁の肺結核患者もいた。

四十三年四月、この重症じん肺（管理4）である永良さん（勤続十七年六ヶ月、停年退職後、臨時工として再雇庸）が入水自殺をするという事態が発生した。

永良さんの職場であつた鋳物職場では、対策会議と、宇山カーボン労組を招いて、討論集会を開いた。昼食時間内という会社との約束があつたが始業のベルが鳴りひびいても労働者は立ち上ろうとはしなかつた。課長がとんできて、就業を懇請する。だが、誰も動かない。そして三十分

おきにベルが鳴りひびく中で午後四時まで討論は続行されたのである。討論集会なるストが見事に打ちぬかれた。緊急執行委員会では

- (一) 永良さんを死にいたらしめた責任のすべては経営者であり、その責任を追求する。
- (二) 永良さんの生命に見合う遺族への補償を要求する。
- (三) 設備の改善を直ちに行ない、じん肺法を遵守する。
- (四) 第二、第三の永良さんを出さない。ことを決定し、無期限ストに突入し、経営者に痛撃をあたえた。

播磨カーボン労組（労働者二十八名）では、「心臓マヒ」といわれて死後三

十時間して発見された労働者のかかりつけの医師のカルテには「重症じん肺」と記入されていたこと、重症じん肺二名、軽症じん肺三名が続いて発生し、重症じん肺の一名は、じん肺特有の「よろけ」症状を呈して杖がないと一人歩きが出来なくなつたので経営者は、この労働者を臨時工に格下げしてしまつたことから、労働者の怒りは爆発し、「どうせ死ぬなら重役の前で死んでやる」と、犠牲者への補償、職場の改善を要求して

無期限ストに突入し、第二組合のデツチ上げ、強迫に屈することなく、八ヶ月にわたる闘いの結果、労組の要求を全面的に経営者に受け入れさせ、勝利した。

この播磨カーボンの闘いにたいしても、宇山カーボン労組は闘いの当初よりオルグを送り、又、相互に職場交流を深めて、生きる闘いの共闘を深めたのである。

これら代表的な労組の闘いのみならず、北摂地域での数多くのじん肺闘争を積極的に援助した。又、茨木労基署に、対策会議とともに要求し、監督署予算で、じん肺講習会を

管内の企業の労使を招いて開催せしめたり、無届けの、ふんじん職場を摘発し、六十ヶ所であつたじん肺法適用事業所を八十一ヶ所とさせるなど地域活動は活発に展開された。

企業内のみでの闘いはいかに闘争的に闘われようとも必ず資本主義的秩序の中に収約される。それは闘いを資本による労働者階級の歪められた一つの性質、労働力販売者という一面のみに依拠せざるをえず、その俾から一歩もはみ出せないからである。

宇山カーボンのじん肺闘争が、闘

いの当初この危機を克服しえたのは、企業内においてじん肺闘争を決定的にすすめつつ、労働者階級の革命的な今一つの性質、社会的組織性を思い切つて発展させたこと、即ち、全員オルグによる地域の闘いの組織化をすすめる、外部の闘いのオルグと組織化を通じて、労働力販売者という宇山労働者自らの内なる意義とたたえざる闘い、自らとの闘いを不断に展開したからに外ならない。これは宇山闘争がわれわれに突きつけた重大な教訓の一つである。

その点で、労災闘争の現行の一つの風潮である労災特別補償要求闘争は、「せにせえとられたらええ」という労働者意識に迎合し、労働者らの根元的な闘い・労働者の自己形成の闘いを阻外する極めて危険なものをも内包していると言わねばならない。日共集団による「労医提携」と、医師、学者らの主導する「労災認定」に限定した、職場では絶対に闘わないう日和見路線の犯罪性も又、ここに思想である。

# 宇山闘争の終結と新たな闘いの開始

## 裁判闘争による労働者主体の敗北

闘争突入以来五〇〇日をこえた四十二年の十二月末、宇山経営者は、弁護士を介して未払賃金、退職金らを支給することを条件に和解の可能性を打診してきた。

闘いの当初、三〇名をかかえていた労組は十六名に激減していた。離れていった仲間の原因の大半は生活苦であった。或いは社会生活と家族関係の重圧からくる敗北であった。

しかし、闘う労働者が自らに敗北する過程を構成していたものは、宇山の場合何よりも、闘争の末期にあらわれたじん肺闘争の卑俗化の傾向であり、所謂、健康を守る運動、労働力の破損に見合うゼニへの要求という、闘いの一面化への傾斜であった。

「会社清算手続停止」地位保存の仮処分申請など、いづこの企業閉鎖反対闘争にもみられるごとく、宇山カーボン労組も多くの裁判をかかえていた。しかも裁判闘争は順調に

進行し、闘いは次々と勝利していった。この経過から自然発生的に労働者の意識に芽生えてきたものは、裁判闘争のスターである「弁護士」への極度の依頼感であり、ブルジョア裁判への幻想である。ここから、じん肺闘争は、階級闘争、或いは労働者としての自己形成をはなれて、裁判闘争に直結していったのである。労働者不在の運動にいつしか埋没するようになった。

職場オルグには行くものがなくなり、数人の活動家のみが駆けつりまわった。内職に精出すことと、裁判の成り行きが職場での最大の関心事になって行った。職場を離れようとするものへの説得も「今やめたら一銭にもならん。もう暫く我慢すれば金ももらえるかも知れんからな」というものであった。

経営者から和解条件がしめされた時、全員に動揺が起った。それは長期に闘っている労働者の恥部をくす

ぐるもの、金、金、金であったから闘争—生命を守る闘いを通じて、ともに闘いにたち上りつつある仲間が日一日とふえつつあることは何より大きな成果と自負している。私たちはその闘いのエネルギーは、じん肺闘争であると確信している。

過去企業の内組合・労使協調組合から、真の労働組合に宇山労組を脱皮成長せしめたのもじん肺闘争に外ならない。私たちの闘いの背骨をなしたこのじん肺闘争の解決のメドもつかぬままに闘いの一応の終結を告げることは労組幹部として真に自責の念にたえない。

申し上げるまでもなく、じん肺は金でも治しえないのである。私たちは今後、じん肺患者は勿論のこと、労組員一同、北摂じん肺友の会に積極的に参加し、皆さんとともにじん肺闘争をあくまで遂行することに決意である。

敗北感の支配する会場にあってこの発言の中には、指導者としての苦渋はあるが、打ちのめされた敗北感はない。むしろ、闘いの成果を正しくうけとめ、新たな前進を期そう

とする気負すらある。それは、闘って、闘いぬいたもののみのもつ楽天性であった。

こうして宇山カーボン労組によるじん肺闘争、三年間にわたり闘い抜かれた、地域労働者の魂をゆさぶりつづけた闘いは終結した。

今、われわれは、宇山闘争の落した闘いの芽を探り、それを育くみ、宇山闘争を止めた「第二・第三の宇山闘争」をめざして奮闘している。

△ △ △ △ △

最後に、宇山カーボン労組のじん肺闘争の全過程を通じて痛感した事項を一・二述べたい。

☆ 労働災害、職業病闘争とは何かということが今一度、問い返されねばならない。つまり、宇山カーボン労働者が、じん肺闘争という闘争形態で現そうとしたものは一体何であったかということである。

闘いの当初の要求は経済要求から始まり、企業閉鎖攻撃のもとには、闘いは労働者階級の本性で

ある革命性—組織性の現実化への闘いに明らかに止揚されていた。闘争の高揚期に、ある労働者は「労働者を殺さねば企業として成り立たんこんな工場ならわしらの手で潰せばいいんだ」と公然と訴えていたが、この言葉の中に、資本家によって余儀なく、賃金労働者—労働力販売者としてしか自らを体現しえぬ現実の労働者、その存在としての自らを乗りこえようとする、労働者の、自らに対する熾烈な闘いの表現がある。

宇山労働者が、じん肺闘争という形態で表現せんとしたものは、労働力販売者というよりは、賃金奴隷としての自らに対する怒りであり、その立場に追いやって資本への怒り、全人格的な怒りである。

したがって労働、職業病闘争は、外的な資本、権力との闘いを貫徹することにより、革命性と賃金奴隷という二つの要素の同居した労働者のこの内的なものを分解させ、相闘わせ、内部闘争を通じて闘いを永続化させる重要な契機を提供するものである。

労働職業病闘争は、経済的諸闘争（労災認定、経営者への特別補償要

求闘争等々）を通らずしては発展しえない。経済闘争の軽視は決定的に誤りである。いや、労働職業病闘争における経済的側面をなす闘いを、決定的に発展させ、拡大すること、この闘いの発展途上に必ず現出するプロレタリアートの革命的本性を発見し、その革命的本性に依拠して、闘う労働者自らの自己否定—自らの賃金奴隷的本性への闘いを展開しぬることが極めて重要なのである。

ある労働災害犠牲者が「死ぬまで会社に面倒をみてもらう」と決意し、闘いを開始した時、それはもはや素朴な経済闘争ではなくして、資本の生産論理に自らを対決することによって、自らに闘う革命性をもつものである。

労働職業病闘争も又、革命—プロレタリアートの自己形成への苦難な闘いをのぞいては、その正しい発展はありえないことを、宇山闘争は教えている。

☆ 宇山闘争（地域共闘をも含む）に一貫して欠落していたのは政治闘争を重視し、労働職業病闘争を闘う視点である。

ここでいう政治闘争とは、政治集

会に参加し、デモをし、権力とぶつかるという意味での闘いではない。宇山カーボンの諸君や地域共闘の仲間（新左翼といわれる人々をも含めて）当時それぞれの場で精一杯の政治闘争をやってきた。

闘いに欠落していた政治闘争とは労働者階級の本質としての政治闘争である。

帝国主義体制の腐朽性の深化は、その寄生性をますます普遍化し、全面化する。労働者のいかなる経済闘争、生活闘争も、帝国主義の権力支配—政治との対決に直面せざるを得ない。宇山闘争においては、それが最も端的に資本の南朝鮮への侵略、じん肺という職業病の南朝鮮労働者への転嫁として現われてきた。現在も、経済援助という美名の下に、重化学工業を中心に有害業務、公害工場が東南アジア地域に侵出しつつあることを忘れてはならない。

問題はこの時点において、企業の南朝鮮侵出は、自らの首切り、企業閉鎖へのはねつ返りとしてしか促えられず、帝国主義なるものを解説してみせたにすぎなかったことである。これは帝国主義労働運動の論理と同

じ場にたつてゐることの告白であつた。(この思想的弱点は企業閉鎖攻撃にたいし、対策会議より発したアツピートルにもしめされている。)

この時点において重要であつたのは(戦術的な意味ではなくして、労働者階級としての立場より)宇山資本と日立資本の朝鮮侵略を許すのか、どうかという自らへの問いかけて、自らへの闘いが、宇山労働者を含む地域の活動家によつて直ちに開始されねばならなかつたことであつた。

現在、各地で闘われている労働者であつたことは明らかである。現在、各地で闘われている労働者階級においてその大半は、本工労働者の闘いであり、労働災害の下請け、職業病の転嫁がさきも闘いに勝つたかのごとく宣伝されている。(建築関係に例をとれば、日建協)大手建築関係労組の連合体IIの年間死者は六、七人。これにたいして下請労働者の死者数は、二、四〇〇人)

宇山闘争に象徴される地域共闘はこの政治問題をぬきにした闘いであつたが故に、所詮は体制内に収約される必然性をすすめていたと言えよう。

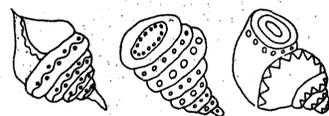
他民族を支配し、或いは下層労働者の差別の上になりたつ労働運動は、企業内での商取引に安住する帝国主義体制内の補充物の運動にすぎない。かかる運動の腐敗と墮落は必然である。

政治闘争こそは、自己保身、体制内的に存続せんとする労働者が、労働者自らに対決する一つの契機をなす闘いであり、労働者内部の革命性と日常性とを分裂させ、プロレタリアートとしての成長をとげる上で極めて重要であること、労災職業病闘争の質的前進にとつても不可欠のものであると痛感する。

全国に五万人と言われる、じん肺患者の大半は、下請、未組織労働者である。さらにその中には朝鮮人労働者が、部落出身労働者が必ず存在する。宇山闘争が共闘をすすめるべき対象の重大な部分は、これらの労働者であつた。

政治闘争こそは、自己保身、体制内的に存続せんとする労働者が、労働者自らに対決する一つの契機をなす闘いであり、労働者内部の革命性と日常性とを分裂させ、プロレタリアートとしての成長をとげる上で極めて重要であること、労災職業病闘争の質的前進にとつても不可欠のものであると痛感する。

### かみのだんがん



九一労働者が労働組合を結成す、全港湾建設支部に加盟し、ビル管分會を組織する

労金、労済で働く労働者のみなさん、大阪労働福祉会館(森の宮)で働く、ビル管理会社II丸一株式会社(保安、清掃のおっさん、おばさん)が中心になつて労働組合を十二月十六日結成し、全港湾建設支部に加盟されました。正式組合名は、全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部ビル管分會といひ、分會長には八木芳夫さんがなされました。

日給一、七〇〇円という、日給月給制。年次有給休暇ゼロ。昼食代なし、年末一時金十五日分。朝九時から、翌朝九時までの二十四時間労働。こうした奴隷的な劣悪な労働条件のもとで、ほとんどの人が十年間にもわたつて、労金、労済で働いてきたのです。

労金、労済で働く労働者のみなさん、労働運動の指導者が経営する、労働者の銀行といわれ、労働金庫において、あるいは労済において、経費節減のためにはほとんど下請に出し、下請工、社外工の劣悪な労働条件のもとに存続する「労働者の銀行」とは何ものなのか。又、下請工、社外工の奴隷的狀態の上に成りたつてゐる「本工組合」、十年間の長きにわたつて、下請工、社外工の組織化をする意志も示さなかつた「本工組合」とは何ものなのか。(以下略)

(大阪労金労組、本部支部二ユース、二十四号)

## 闘いの足跡

### 戦前編 (その1)

# 東京市電争議

元東京地評事務局長

## 芳賀民重

### 昔の運動の状況

わが国の労働運動は、明治二十年頃にはいくつかのストライキがあつたが、明治一十七、八年日清戦争後は全国各地に争議が起り、ストライキも五十件以上が起つたといわれる(これはほとんどが組合がない)。この頃いくらか組合的組織になつたのは、明治三十年にできた鉄工組合であつた。組織された時は千名位であつたが、これには石川島造船、横須賀造船、砲兵工廠などの支部ができ、三十二年には五千名になつた。しかし、三十三年には、勢力は微々たるものになつた。また、明治三十一年には活版工組合が組織され、約二千名の組合員があつた。これらはいずれも個人加盟であつた。

ある。この組合弾圧の中心になつたのは治安警察法第十七条で、次のようなものであつた。

一、第十七条、左の各号の目的をもつて他に暴行し、若しくは公然誹毀し、又は第二項の目的をもつて他人を誘惑若しくは煽動するものは一ヶ月以上六ヶ月以下の重禁錮に処し、三円以上三十円以下の罰金を附加す。使用者の同盟解雇又は同盟罷業に加担せざる者に対して暴行、脅迫し若しくは誹毀するものも亦同じ

① 労務の条件又は報酬に関し協同行動を為すべき団結に加入せしめ或は其の加入を妨ぐること

② 同盟解雇、若しくは同盟罷業を遂行するため、使用者をして労務者を解雇せしめ、若しくは労務に従事するの申込を拒絶せしめ、又は労務者をして労務を停、廃せしめ若しくは労務者として雇傭するの申込を拒絶せしめること

③ 労務の条件又は報酬に関し相手方の承

諾を強いること。

耕作の目的に出づる土地賃貸の条件に關し承諾を強いるがため相手方に対し暴行脅迫し若しくは公然誹毀するものは罪前項に同じ(これは小作争議の取締りのためと思われる)。

このように、明治時代の労働運動全盛期ともいふべき時代はこの頃までで、この治安警察法の發布された以後は、これを拡大解釈して弾圧したので、次第に衰退していったのである。

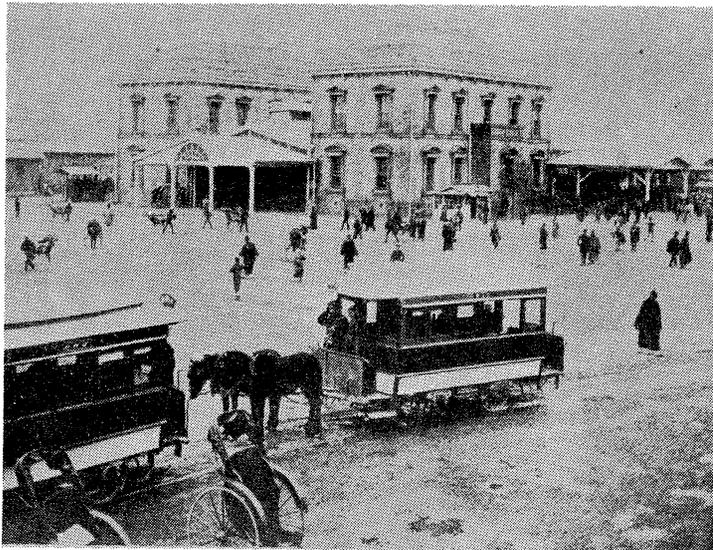
明治以来、歴代の政府はこのように社会運動に対して高圧的方針をとつてきたが、ことに明治四十三年に起つた幸徳秋水らの大逆事件といわれた事件を契機に更に社会運動に対する弾圧は激しさを極めたのである。

こうした暗黒時代に、東京において大きな争議が起つた。それは明治四十四年八月、東京市は東京鉄道株式会社を買収し、市電氣局の開局となつたが、解雇手

### 大正時代

当などの配分で重役がほとんど独占した形になつたので、不満が爆発し、その年の大晦日から元旦にかけてストを行つて勝利したが、逮捕者が六十名もあり、特に社会主義者グループが活動したとして片山潜なども逮捕された。これらはいずれも治安警察法第十七条違反として処罰され、片山などは六ヶ月、その他数名が五ヶ月、四ヶ月の刑を受けたが、片山は未決を含めて九ヶ月も居たといわれる。このあと片山はアメリカに亡命したのであつた。

わが国の労働運動が漸く大衆化の傾向を示したのは、大正八年頃からである。第一次世界大戦を契機として近代的工業化が飛躍的に発展するとともに、これに伴つて労働者階級が増した。そして、労働者大衆の社会的に目醒める気運は當時わが国への思想界に流入してきた民主主義や社会主義などの世界思想、また、ロシア革命の成功や、国内的には米騒動の勃発などに刺激されて次第に大きくなっていった。また、戦争終結とともに不況があり、生活の不安の増大によつて全国に労働争議が起つた。そして前年の大正七年には、十団体位の組合が、この大正八年には七十団体を数えるにいたつたといわれている。



鉄道馬車の駐車せる旧新橋駅前風景（明治時代）

年には、日本労働  
総同盟と改称した

### 日本交通労働組合の結成と争議

私(芳賀)は大正九年六月小学校を卒業すると間もなく当時の東京市電氣局の青山車庫に事務見習として入職したのである。しかしこのときは組合がなかったのである。何故ならその年の四月に大争議のための弾圧によって組合は壊滅したのである。

このつぶされた経過を少し述べると、次のようである。このときの市電の組合を組織したのは古い社会主義者である堺利彦などと、当時交友のあった中西伊之助で、その頃時々新聞の記者をしていたが、(中西伊之助という人は昭和三年頃は労働派にいたがその後共産党から一度代議士になった)これが交通労働者の組織化を考えて、市

電従業員へ接触を秘密裡に進めた結果、大正八年九月、ある程度の同志を獲得したので日本交通労働組合の創立総会を開いて結成したのである。そして間もなく次の五項目の要求を決めて当局に要求したのである。

- ① 従業員の人格を尊重すべし
  - ② 勤務時間八時間とすべし
  - ③ 歩合制を日給給すること
  - ④ 半期末手当一ヶ月を支給すること
  - ⑤ 退職手当の増額
- などであった。しかし、当局はこれに対し、中心分子十名を首切り、拒否に等しい回答であったので、従業員は、激昂し、大罷業を行うべしとの意見が拡ったのである。これに驚いた当局は、警視総監に調停を頼んだのである。警視総監も、間にあって調停を行ったのであるが、ぜんぜん内容が問題にならず、組合は更にストライキを行う空気が強くなったので、また当局は驚いて、鉄道や郊外電車から応援を頼むとか、陸軍から工兵隊や鉄道隊に来てもらう、などと宣伝を行ったのであるが、市内の各在郷軍人会は義勇電車を隊を出すことを当局に申し入れ、自動車学校もスキップを出すことを申込んだのである。しかし、組合の決意が固かったので、東京市なども市の参事会を開いて組合の退職手当を一致して決め、翌二月に市会上程することまで決めたのである。また、警視総監も首切り問題その他も努力することになったので、一

応終った形になったのである。ところが年が改まっても何ら具体的な動きがないため、組合が再三要求したが全然誠意がないため、遂にサボタージュに入ったのである。そして電車は七〇%が動かなくなった。

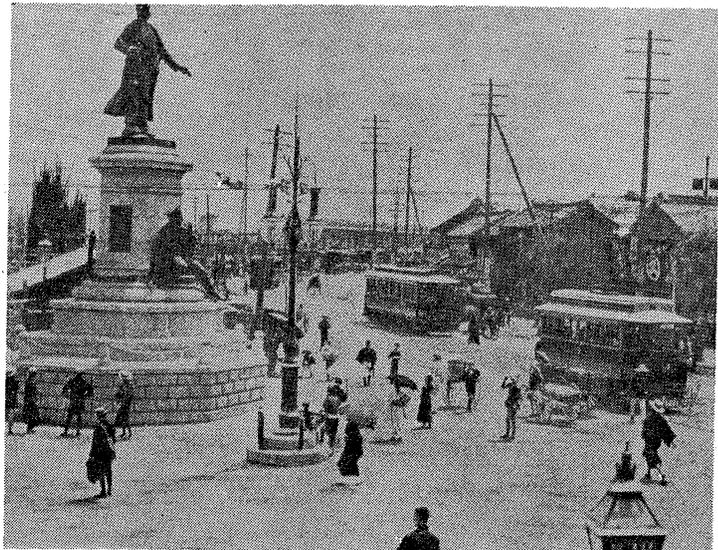
当時の市電は勤労者階級の唯一の交通機関であったので、これが止まることは全体の産業にも影響を及ぼしたのであるから、これが止まることは大変なことであった。だから当局は直ちに警視庁に出頭し種々協議し、弾圧に乗り出したのであった。このように当時は、警察と産業界とは一体になっており、独占の擁護のために人権を無視して弾圧したのである。そこで警視庁は警官を動員し、各車線を見張り、私服は争議団への弾圧を開始し、憲兵隊まで、従業員中に在郷軍人がいることを理由に張り込みを始めたのである。そして、中西理事長に対し、演説の要旨が治安警察法第十七条にふれるとして検事局に招致され、その後東京監獄に収監されたのである。そしてまた同日深夜、当局はもつとも強硬な果敢支部組合員五百七十五名を逮捕したのである。そして一方理事長の私案とする優遇案なるものが出された。この案は、組合の要求とは内容的にまだかなり離れた案であったが、話し合いの中で、果敢支部解雇の全員復職を認める、ということもあって、一応妥結した形となったのであった。

しかし、当局は約束を裏切って、翌年になってもこれを実施しようとしなかったため、再び闘争が始まった。中西理事長も一カ月の未決から保釈されて、大正九年四月一日に出所したので、組合は力を得た。当局が要求を実施しないばかりか、支部長を転動させたりして、弾圧する傾向が拡大する様子なので、当局に対

し再三抗議し、案の実施を要求したが、局長は「あれは課長の私案である」として全然無視する態度をとったので、各支部憤激したのである。このとき四月二十五日、大塚支部で当局側と小さな対立した事件が起り、これが要求の不満と重なって、全員ストに突入した。そしてこれが各支部に波及し、全市は麻痺状態になった。

そしてストを行った従業員は、雑司ヶ谷の玉椿相撲道場に全員持久戦を覚悟し、籠城することになり、約一千名が詰めかけた。支部旗をたて、米俵をつみ、食事の炊出し、寝具の持込みなど、あたかも戦場のようなふうであったといわれる。

一方、組合側は中西理事長以下三名が局長に面会を求めたが拒絶され警視庁に向ったが途中再び理事長は逮捕されてしまったのである。また罷業団は次第に数を増して旺盛であ



広瀬中佐銅像のあった神田須田町附近（大正時代）

ったが、その夜正力松太郎監察官(のちの警視総監で読売の社長となった)は警官多数をつれ憲兵まで動員して道場を包囲した。たまたま中西理事長の逮捕が伝わると、内部は不当をさげんで激昂したのである。これに驚いた警視庁は、直ちに解散を命じ、大乱闘となり、検束者が三十名以上出た。そしてここを追われた罷業団は、尾久町の寺に千五百名以上集ったが、これも翌日解散を命じられた。一方組合幹部は、中西理事長以下四十六名は検事局に送られ、組合の中心分子二百五十数名の懲戒解雇が発表されたが、当局はさらに「所属職場に復帰し勤務しないものは解雇する」と新聞に発表した。ここに五日間にわたる争議は大弾圧のために組合側の惨敗となり、誠首されたもの三百二十八名、投獄されたもの八十三名、起訴されたもの三十四名で、組合は事実上壊滅せざるをえなかったのである。しかし、この闘争は、日本労働運動の上にな大きな影響を与えたのである。その後しばらく、組合は組織されず、各車線出張部に「人間会」とか相扶会とか自治会とかの親睦組織ができたが、後日これらが組合の組織の基礎となっていた。

このときの決議は、①吾人は憲法治安警察法第十七条の撤廃を要求す。②吾人は恐慌に際し失業の防止を要求す。③吾人は人間としての生活を保証する最低賃金法の設定を要求す。という組合的というより人間的、改良的なものであり、中でも最賃法が要求されていることは、その後五十年たってもまだ出されていることを考えると感無量のものがある。示威運動は禁止されていたが、参加者はデモを行い、警官隊と衝突し多数の検束者を出したのである。また翌大正十年の第二回ミーデーは芝浦埋立地で行われ、急激に参加者が増大し、東京の他にも大阪、神戸などにおいても行われた。東京には約一万人位集まったといわれ、「最低賃金法の制定」「八時間労働制の実施」などのスローガンを掲げて行動した。デモは芝浦から上野までであったが、この頃のミーデーにはデモの間に、百人ごとに四名位の巡査が入って一緒にデモを行ったが数回の警官との衝突があり、すると騎馬巡査が隊列の中に馬を乗り入れてくるのであった。このときは約三十数名逮捕されたが、一回のミーデーで数多く逮捕されるのはその後も普通であった。私なども二回、ミーデーのとき逮捕されたことがある。

### その後の状態

この大争議のあと四年位は、圧迫によ

### 市電自治会の結成

つて交通局には組合的なものではなく、相互扶助的な組織である「人間会、自治会、相扶会」などができていったのである。そしてその間に、大正十二年大震災があり、朝鮮の人や日本の大杉栄など十名位の社会主義者も殺されたのである。なお、弾圧に關係する法律などの問題を述べれば、その後大正十三年に小作争議調停法が公布され、大正十四年三月には治安維持法が成立したが、昭和三年、三・一五の後、これが改悪され、死刑が加えられた。しかし、大正十五年四月に争議調停法が公布されると同時に、治安警察法第十七条の撤廃が決められ、七月一日から施行されたのである。しかし、争議調停法という体裁のよい弾圧法が決められたのであった。

なお、昭和三年には特別高等警察制度(略称特高)と同じく七月四日には陸軍憲兵隊思想係が設置され、全面的に弾圧取締りが強化されたのである。

なお、当時は労働組合法のような労働者階級を保護する法律は一つもなく、労働者は力によって合法性を獲得していたのである。ただ戦前に労働組合法が二回国会にかかったことがあるが、これは保護法というより取締りの法律であった。しかしこれも第一回は、大正十五年二月、衆議院で否決となり、二回目は昭和六年三月、衆議院を通過したが、貴族院で否決されたのである。

ときの理由として、声明によると大正天皇の御不例により謹慎の意を表すということであった。

### 総同盟の分裂と自治会

これまでのサンジカリズムやアナキズムの勢力が強かった時には、これらと民主主義者や共産主義者は協力して闘ったが、ロシア革命があり、また関東大震災によって大杉栄が殺されたからは、アナキズムやサンジカリズムの勢力が退き、更に山川均の方向転換論などの影響もあって、総同盟が大正十三年一月大会において現実主義の方針を打出した後、民主主義者といわれる人々が指導的な力をもつと思われたが、大正十三年四月の総同盟関東鉄工組合大会、十月の総同盟関東同盟の大会において左右の対立がはげしく、遂に混乱、翌十四年三月の全国大会での紛糾と左右両派の抗争はいよいよ激しく、総同盟全体にまで拡がったのである。そしてこの間左派は本部派とは別にまず関東地区評議会を組織し、ついで全国的な総同盟革新同盟をつくらせて右派幹部の攻撃と左派勢力の伸張につとめ、活発な宣伝と抗争を行ったが、右派もまたその防戦は必死であった。総同盟本部は数度の中央委員会を経て、大正十四年五月十六日の中央委員会で、遂に革新同盟に属する二十三組合を除名したのであ

る。これに對し左派の被除名派は、直ちに五月二十四日、二十五日の両日、芝協調会館(現中央会館)で日本労働組合評議会を結成した。

先に述べたように、自治会、人間会、相扶会などの人達は、その後いろいろと連絡をとり、当局の圧迫に対抗するための組織をつくることを相談、大正十三年四月三十日、会合をもって組合結成を打合せ、綱領・宣言・規約などを決め、結成大会を急ぎ、翌五月一日、メーデーに結成大会を行ったのであるが、名称は市電従業員自治会とした。次の綱領をみると、組合的闘いをやるようなものではなく、労使協調的なものであったが、規約の方は割合に組合的になっていたのである。

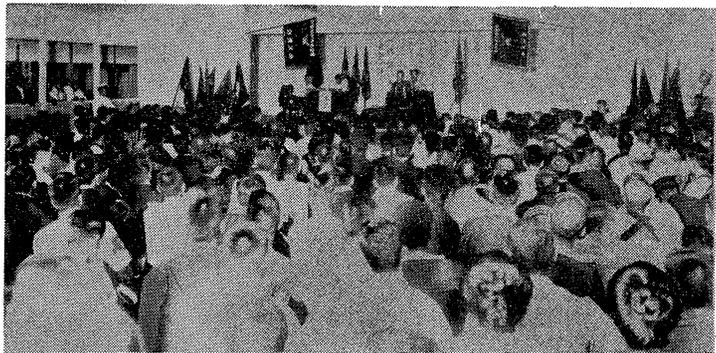
- 一、団結の力と自治的訓練により生活の向上を期す。
- 二、互助と友愛の実を挙げ社会の木鐸たらんことを期す。
- 三、交通労働者の社会的使命の完成を期す。

これは大体車掌、運転手を中心であったが、このあと自動車、工場車庫などにも組織ができたが、自動車桜田門には後に吉田内閣の農林大臣などをやった広川広平がいて組織化を行ったのであるし、また、この結成のときの執行委員に、社会党の島上代議士もいたのであった。前の闘争のときもそうであったが、なおこの頃でも組合員は車掌、運転手とか工場

車庫の労働者だけで、事務員などは入れなかった。この頃、私は青山車庫の事務所において車庫連盟というのに加盟し、組合などに関心をもち、そして組合に多少の協力をしていたのであったが、まだ十六才位なのであまりたいした活動はできなかった。特に車庫事務所にはいたので、職場と事務所の間でなかなかむずかしい立場にいたのであった。

大正十四年七月には市電従業員は自治会に大体一本化された状態になった。大正十三年十月には、東京市電自治会、大阪市電自治会、京都市電自治会などに京阪神の交通などを含めて、日本交通連盟を大阪中之島公会堂で結成したのである。またこの年の同じ十一月に、給与二割増の要求で三日間のサボタージュをして、一割増を勝ちとった。その後、大正十五年十月に、二十七項目の嘆願書を出したが、ほとんど拒否されたので、十二月に入ってから要求書に代えて出したが、二月八日芝浦工場従業員の七百名が当局の態度を不満として動力などを止め、一斉に怠業をはじめたが、これが車庫電力軌道などに波及し、総怠業となった。このときは与論が自治会にとつてあまり有利なものでなかった。とくに陸軍関係者をもつて組織する国防協会なる組織が西久保市長に決議文を渡したが、その内容は「市従業員中の左翼分子を一掃する

こと」罷業勃発の場合は青年団、在郷軍人団、市民有志で電車運転を行えるよう対策をすること」など申入れたが、その他にも申入れがあるなどと伝えられ、市長も「二人残らず片すける」とまで放言したのである。ところが自治会は、十一月十日突然要求を撤回し、当局の誠意を待つとして争議を中止したのである。その



はっぴ姿の組合員が詰めかける自治会京浜支部結成大会 (大正14年)

十など鉦夫組合を中心に中間派を結成していたが、この中間派は常に右派に押えられていたが、総同盟が労働農民党の支持をやめて社会民衆党を結成したのを機に、日本労働党を十二月九日結成したが、こうしたことを察して、総同盟右派は少し前の十二月六日、日本鉦夫組合を除名するとともに、麻生久、加藤勤十、棚橋小虎など十三名を除名したのである。このため鉦夫組合、関東合同、関東紡績、九州連合会などは直ちに総同盟を脱党し、日本労働組合同盟というのを結成したのである。かくして労働戦線は政党の分裂を反映して三つの系統になったのであるが、大要は次のようであった。しかし、三系統になったとはいえず、けつして全部の組合員が党に加盟していたわけではない。

- ①労働党系(左翼) 組合
  - 〇〇〇名 その他関東関西電気労組
  - (約一、七〇〇名) 東京市従業員組合
  - (約二、五〇〇名) 全日本鉄道従組
  - (約五、〇〇〇名) 日本交通連盟
  - (約一五、〇〇〇名) 関東労組評議会
  - (約六〇〇名) 蒲田労友会(約四〇〇名)
  - (約六〇〇名) 海員刷新会(約六〇〇名)
  - 鉦夫組合九州連合会(約六、〇〇〇名)
  - 京都製陶磁工組合(約七〇〇名)
  - 在日朝鮮労働者同盟(約一、八〇〇名) など
- ②日労党系(中間派) 組合

中心は日本労働組合同盟(約二〇、〇〇〇名) その他日本労働組合連合(約五、〇〇〇名) 日本厨師同盟(約一〇、〇〇〇名) 日本製菓労働者同盟(約二、〇〇〇名) ダンロップ工組合(約一、〇〇〇名) など

③社民党系(右翼) 組合

日本労働組合総同盟(約三、八〇〇名) 日本海員組合(約四、八〇〇名) 官業労働者同盟(約九、〇〇〇名) 官業労働者同盟(約二、六〇〇名) 海員労働者同盟(約二、〇〇〇名) など

こうした中で、市電自治会もこの左右分裂にまきこまれていった。大正十五年六月、市電自治会大会において、錦糸町支部、三ノ輪支部から「労働農民党を支持し無産階級の歴史的使命の完全なる遂行を期す。そのため全自治会員は労働農民党に入党し地域的に他の労働者とともに支部を組織すること」と提案し、これが多数決で決定されたのである。これによって左右対立は激化したが、このあと左派が右派の執行部に財政的に不正があると糾弾したため、右派は左派の中心分子四名を除名した。このため分裂の危機に当面したが、第三者による調停が行われ、一応分裂の危機はまぬがれたのである。しかし内部的には大きな対立が残され左派勢力はふえていったのである。

## 昭和二―三年頃の動き

私は昭和二年頃、前の総評事務局局長の高野実と知り合い、時々運動のことで話し合うようになったが、当時私はまだ市電自治会浜松町で下の方で活動している程度で、大きな勢力をつかむことがなかなかできなかった。高野といろいろ話し合う中から、全体の運動状況などを聞き、また自治会も分裂問題や政治問題などいろいろと問題が起っていたので、現実的な点からも広い視野からも、関心を高めることができたのであった。

当時また、山川均の方向転換論と福本イズムといわれる「結合の前の分離」の論争が続いており、特に昭和二年十二月に雑誌「労働」を山川、荒畑、猪俣などが出して、共産党の理論と実践とを批判していたが、私は高野を通じてこの労働派グループといわれる人達と知り合った。このあと、昭和三年三月十五日共産党の検挙があり(三一・一五事件)、更に四月十日には労働党、評議会、無産青年同盟が解散させられたが、これらの人は政党については「百たび解散、百たび結党」「闘争を通じて結党へ」ということで「労働党再建準備委員会」を結成したが、当局としては方針を変更しない限り結党に対しては強硬な態度をもっていた。これに対し、労働派の人々は結党して日常闘争

を早く行うべきでそのことが更に運動を前進させるのだ、という意見をもっていたので、昭和三年七月に見込がないと見て、鈴木茂三郎、黒田寿男などで無産大衆党を結成したのであるが、私もこれに参加したのであった。

一方、労働党再建準備会は十二月二十二日から三日間、本所公会堂で結党大会を開いたが、このとき代議員は全員身体検査をやらせられ、開会しても弁士の中止が多くなり、具体的な討議ができず委員会に任じたが、最終日の二十四日大会の初頭に解散を命ぜられ結党も禁止され、大山、細迫など役員は検束されたのであるが、これも治安警察法第八条によってであった。またこのとき、労働組合関係についても日本労働組合全国協議会(略称全協)を結成したのである。これは半非合法で、二重組合主義をとり、一般産業別組織の中にも組織したのであった。

話は後になつたが、山川の方向転換論は大正十一年に出されたが、大体の主旨は「日本の今日までの社会主義運動は極く少数の運動であり、一度も大衆的運動になつていない。日本の無産階級運動(政治的)と労働組合運動の第一歩は、無産階級の前進たる少数者が進むべき目標を示すべきことであつた。そしてこの目標は示された。無産階級の第二歩はこれから前進の少数者が強化した思想を携え、後方に残されている大衆の中に再び引返

党の結成を断念すると、労働者農民大衆の政治的動員組織みだになつたことを不満とする人々もおり、労働党代議士であつた京都の水谷長三郎は、京都労働大衆党を結成したが、その他の地方にも地方政党的結成が行われたのである。

## 自治会現実同盟の合同

こうして自治会は分裂し、二つの組合ができたが、その後両方とも当局に要求を出し合つたが思うような回答も得られず、ほとんどが拒否されるようになり、組合に対する圧迫もはげしく、勤務が悪いついては首を切るようなこともでてきた。なお、共産党の検挙、労働党など三団体の解散などの状況に便乗し、当局は更に組合に強硬な態度をとり、諸制度の改悪や不当処罰の強行を行うようになったのである。そして、日常闘争も成果が上らなかつたので、会費の滞納は次第にふえ、組合活動も不活況になつてきたのであった。ここに会費のことが出たが、当時は当然個人加盟で、今のように「チェックオフ」などは全くなく、皆、役員が給料日に食堂に机を出して一人一人から会費をとつたもので、もし三カ月位滞納すると権利停止の問題もあつて、個人とよく話し合つて貰つたものであつた。中には酒を飲んで組合費も払えない人もいて、取るのに骨を折つたものである。

また当時は、組合本部など外部の会合が昼間にあつたときは早退かまたは休暇をとつて出席したもので、このときは組合が日給の一部を保証したのである。

その後一年位たつた頃、自治会現実同盟の両方の組合員から、このままでは仕方がないのでなんとか打開すべきであるとの声が大きくなつたのである。そこで翌三年七月に両方代表が出席して合同のための懇談会が開かれたのであるが、ここではこの懇談会以後も続けて合同するための契機とすることを決め、その後四回の懇談会を開いた結果、十二月三日に第一回の統一への協議会を開いたのであつた。

そして、その後数回の統一協議会をもつて、翌年昭和四年四月二十六日、第三回統一協議会に於いて、ようやく統一への条件が一致、声明を出すとともに合同の大綱を次のように決めた。

- 一、名称は東京交通労働組合と改称す。
- 二、新組合は活発なる日常闘争により、労働条件の維持改善をなし労働組合の堅実なる発達を期す。
- 三、国際労働会議(I.L.O.)を利用の範囲において承認し、その代表選出に関しては各承認団体の隔意なき協定によることとする。
- 四、新組合は産業的立場に基づき堅実なる無産政党を支持すると雖も過去の辛き経験と現下の組合状況に鑑み政党

えして来ることでなければならぬ」ということであつたし、また従来のサンジカリズム的闘いについても忠告していたし、また政党と労働組合との組織関係について論じていたのである。

これに対し、福本イズムの理論の主旨は、山川の方針を折衷主義であると批判した。山川イズムは組合主義(経済闘争)と社会主義(政治闘争)との折衷である。労働者階級は「理論闘争」によってこの折衷主義を打ち破り「全無産階級の階級的政治闘争理論」を確立し、「階級的主体」「前衛的」を結合させなければならぬ、というようなことであつた。しかし福本イズムはコミンテルン委員会において実践分裂主義と批判されたのである。

私は自治会の中で議論したが、労働派の理論支持はこのとき少数であつた。市電は当時、勤労者の重要な足であり、これが止まることは大変なことであり、組合もまとまっていたので、いろいろな運動勢力からねらわれていた。労働派としても組織化のために稲村順三などが三ノ輪支部を中心として自治会この方面を運動していたが、私は浜松町にいたので南部を中心に運動を行つた。

## 市電自治会の分裂

市電自治会は、昭和二年五月七日、芝協調会館で第五回大会を開いたのである

的立場の決定は暫く保留す。但し労働組合の統制を素さざる範囲において個人の自由とする。

この中で国際労働会議(I.L.O.)の問題があるが、これはこの当時はこれに対する反対が強かつたし、これに参加するのは右派の労働組合だけであつた。特にこの少し前、昭和三年の十二月国際労働機構(I.L.O.)事務局長アルベルト・トーマが来日したが、総同盟は、海員組合、海員協会、海員労働連盟、官業労働総同盟などトーマの歓迎準備を行うとともに労働立法促進委員会を組織して、国際労働条約の批准促進や国内労働立法の促進運動を起し、これを通じて右翼の統一結成の動きを行つた。当時総同盟の左派にはこれに反対する勢力があり、大阪に強かつた。また、私達も反対のピラなどを印刷してバラマイタのであつたが、反対理由はI.L.O.が資本家、政府、労働者の三者構成で、政治的にも経済的にも協同主義で、たとえ労働者側の強力な意見があつたとしても、二対一で否決されるので逆に利用されるだけであるということであつた。右派はこれに代表を送つていたが、私達はこれに代表を送つていなかった。特にアルベルト・トーマは、当時のフランス労働組合の指導者で、労使協調主義の組合運動の国際組織であるアムステルダムインターナショナルの組織者で大物でもあつた。話はそれだが、こうし

が、左右の対立が激しく、前後四回も休憩を行い、遂に乱闘になり、臨検の愛宕署長によって解散を命じられたのであつた。これは治安警察法第十一条第十二条によるもので、十一條による届出の義務を行うと、署長または代理が演壇の前において、政府批判やアジ演説などをすると中止させられ、更に続けると検束させられたのである。また、集会場の中も警官によって警備されているのが普通であつた。自治会はこのあと八月四日、継続大会を開いたが、これもまた大混乱で解散させられたが、更に五月九日開かれた日本交通総連盟の第二回大会も左右の対立で混乱し、解散させられたのであつた。これで組合は遂に暗礁に乗りあげた形になつてどうにもならなかつた。

こうした中で市電自治会右派(社民系)は昭和二年八月十七日、神田キリスト青年会館において市電自治会現実同盟というのを結成したが、人員は約四、〇〇〇名位であつた。「左派は過激であるからわれわれは現実的な行動をとっていく」ということでこの名をつけたのであつた。私は当然左派に属していたが、所属していた車庫部も分裂したので自治会本部に残つたのであつた。

なお、労働党結成準備会は合法的新党の結成の望みが断たれると、こんどは、「政治的自由獲得労働同盟組織準備会」を組織した。政獲労働同盟が合法的無産政

て自治会現実同盟の合同大会は六月二十五日、芝公園の協調会館で行われ、合同したのであつた。

## 昭和四年の要求闘争

当時、非乗務部が当局に対し要求を出していたが、大会当日の二十五日、全部拒否してきただけで、更めて大会において要求をまとめ、新しく出発した東交労組の要求として、七月二日、当局に提出した。その頃共済組合における不正問題が起つた。当時共済組合の労働者側の理事は組合から選出され、これによって組合運動を半専制的に行つていたのであるがこれが左右の対立との関係もあつて、お互いに不正の暴露が行われ、遂に当局より六名の幹部が首を切られるということが起つた。これらの問題や組合不信による統制問題なども起り、できたばかりの東交役員は総辞職をしたのである。そこで組合は、臨時大会を開いて新しい役員を選出したのであつた。

この組合の内部的弱さをみてか、その年の十二月二日、当局は財政難打開を理由に、賞与二割削減、昇給の無期停止という既得権を剝奪する弾圧を発表したのである。この前年の三年十月には、有名な世界恐慌がアメリカを中心起つて、日本も不況が更に激しくなつていたのでこの状況をもみて行つたのである。

これに対し組合は直ちに撤回を市長並びに局長に要求したのであるが、当局は回答を引延したのである。また、これには市従（道路、衛生、港湾、散水などの従業員約三千名）、市電協同会（市の電灯従業員約六百名）も協同して要求を出したが、やはり引きのばしたのである。そこで東代表は戦闘開始を予告して引きあげたのである。そして、あらかじめ幹部の検束を予測して秘密移動本部並びに秘密連絡場所を設けることとして、移動本部から発する指令は、すべてこの秘密連絡場所を通じて各支部に連絡する方法をとった。このとき私は大門支部の理事（今の執行委員）をやっていたので、連絡員として活動した。連絡する支部は早稲田、青山、三田、浜松町の五車庫であった。そのときの指令は、資料によると次のようであった。

第一号、本指令は連絡員以外絶対渡さざることを。済み次第直に焼きすてること。

とあり、全文ではなく要旨として、各支部は一斉職場大会を必ず開いて左の事項を徹底せしめ実行すること。  
①賞与二割削減並無期昇給停止を撤回するまで十二月早朝より又は出張所に出動しても乗務または他の仕事に取りかからぬこと。  
②公休者も必ず出勤せしめて一人も家に帰らぬこと。外出するときは必ず五人

の頃は機関で決めたピラ以外の、たとえば左派反対派のアッピールなどのピラをまくと逮捕されることがしばしばであった。  
こうした混乱の中で、六日午後五時、市長から回答があるというので市長に面会すると、特高課長から、総監が無条件一任の形で調停に立ちたいとの申入れを伝えられた。東交首脳部は、市従、市電協同会代表とも協議の末、希望条件として次の条件をつけた。

- ①今回の争議に対して犠牲者を出さざることを。
- ②今期の賞与は従来通り全額支給のこと。
- ③今後の賞与並に昇給については総監一任のこと。

しかし、午後九時頃、組合首脳部は総監の調停案を示されたが、それは①賞与は一割減とすること。②昇給停止は一期間（昭和五年三月三十一日まで）とすること。③十二月六日付解雇者十名は無条件復職せしめこの度は犠牲者を出さざることを。④争議中の日給は支給すること。の以上であった。組合はやむを得ず、七日午前三時、緊急中央委員会を開いたが、元老四人組に対する批難が怒号となって起り、この悪感情もあって調停案を三十八対四票で否決してしまつた。これを聞いて驚いた警視総監は直ちに官房主事を急派して、組合に対し説得して再審を行わせたが、議場は混乱したが強制的調停

以上にする。⑩十名を一組として警備隊を多くつくり裏切り者を防止すること。また場合などに行き場合にはあげ足をとられるので必ず欠勤届か早退届を出すこと。など、外に闘争体制として、  
①各組織より二名の争議連絡責任者を出すこと。

②この責任者は大体本部または支部への連絡情報などを行うのであるが、この責任者の氏名は秘密とし、本部に知らせること。

③現在の責任者がやられた場合には必ず第二、第三、第四の責任者までを秘密につくり、第一線指導部が表に出るまで（これはもぐつているので必ず争議を打ち切らざることを）  
などを指令したのであった。

私はこの時、連絡責任者を行っていたが、この指令をもつて各支部を廻つたが、このときはできるだけ普段と異なる服装をして、パリッとした洋服を着て行動した。そしてこのとき青山から早稲田に廻るとき、外部から早稲田にこれから行くことを連絡した。ところが早稲田車庫の少し手前で、私服などが一つ一つ車をとめて点検しているのにつかつた。その頃タクシーもあつて、交渉して運賃を払うのであつたが、このときも連絡にタクシーを使った。私の車も当然とめられてどこへ行くのか聞かれたが、連絡場所と違つ

もあつて結局はいろいろ状況を判断し涙を流してこれを承認したのである。  
この争議のあと、これに関連しているいろいろな波紋があつた。一つは警視総監の調停案項に不満である電氣局が市長に辞表を出したことである。理由は「組合が当局の回答を待たずにストに入つたことと、その責任によつて解雇した者を無条件復職させたことであり、まして日給まで支給したことは今後の統制上責任をもてない」ということであつた。しかしその後いろいろと慰留を受けて辞表を撤回した。ところが十二月末になつて、ストを裏切つたものに対して職員に金一封、備員には「のし餅」三枚を与えることと発表された。これに対し組合は、これに対する取扱いに組合一本で行うこととし、①のし餅は遠慮なく貰うこと、②としてこれを組合でまとも、現金にして闘争基金とする、と指示した。これにあつては局長は警視庁に泣きついたので、警視庁は各署長に命じ、幹部を呼んでそのようなことのないようにすること、もし行えば弾圧を行うようなことまでほめかしたので組合はこれを各支部の意向にまかす、というにしたのである。昔はこのようにして少しのことでも警察は干渉し弾圧したのである。

今一つは三田支部などで裏切り者に対する憎しみが強く、俵をかぶせてこづき廻したり、頭に水をかけたりして、中に

た場所を云つたし、僕がネクタイをきちんとしてきれいな服を着ていたので、あまり怪しまなかつたようである。これはどうも僕が連絡をしたのでそれを盗まれたのではないかと思つた。それで、警戒が厳重なので、少し離れたところに行つて車を降りてから歩いて戻つて連絡したが、このときは駄目かと思つた。

このあと六日から総罷業を行うことの指令を出したが、現場はもう半分サボ状態になつていた。なお当時、特高警察の行動がいかに細かく張つていたか、またいかに不当に干渉したかは次のことを見ればわかると思う（東京二十年史による）。五日から首脳三名は、秘密のアジトをもつて動いていたが、午後十時頃日比谷のアジトで警視庁の特高係に逮捕されたとの連絡が品川の連絡場所にあつたので直ちに第二首脳部を出して、連絡場所を変えたのである。ところが前に検束された二人が夜半の二時近くに釈放され、第二首脳部のいた秘密アジトに來た。これは特高課長の情報を伝えるために釈放されたのである。特高課長の話とは「市当局は九日の予定を繰り上げて六日午後五時に回答することになつたが、内容は賞与一割減と昇給停止は一期だけとする。これは第三者からみても勝利と考えるので六日からの罷業は取消して欲しい」とのことであつた。第一首脳と第二首脳とが協議した結果、予定通りストを執行す

は一部軽い傷害事件まで起したので活動家二十八名が逮捕されたが、その他の支部でも多少の摩さつが起き、問題を起した。活動家はいづれも当局の処分を受けたいのである。  
もう一つは四元老に対する問題が組合で大問題となり、遂に本郷帝大仏教青年会館における中央委員会では大議論の末、彼らの行動は個人的な裏切りであるとして五十四対十四票で除名したのである。

私達活動家はこの闘争の中で活動家同志の連絡をとり、勝利の闘いへ進めるためにあらゆる努力をするともに、幹部に対しては突上げを行つたのである。

### 賞与削減継続から争議再発

こうして一応争議は解決したようにみえたが、翌年（昭和五年）、当局は十二月の争議の反撥もあつてか合理化攻撃と組合の弱体化をはかつて組合への弾圧が加えられてきた。この中で大きいのは従業員

の修養団参加への強制であつた。これによつて反動的な思想の注入を考えたのである。そして埼玉県の山奥の修養団の道場に送り、身心鍛練、精神陶冶を名として反動的な分裂政策を行つてきたのである。更に一方、非常時の運転計画をたて、東京市職員と電氣局職員に電車の運転を修得させ、また青年団、在郷軍人団有志をして電車の運転を青山教習所など

るといふ既定方針を決めたのである。するとまた、それから二時間位過ぎた頃、再び警察がふみこんで全員逮捕し、京浜ホテルにつれていかれた。ここには元老といわれる四人が待つていて、特高課長と同じことがいわれたのである。そして『回答前にストをやることは大義名分がたないからサボの指令を出すべきだ』といつた。また官憲も威嚇的な態度で責めたので、遂にストを中止しサボを行うという指示を行つたのであつた。

しかしこのときは既に遅く、ストを行つたところもあり、中には高尾山に立籠りにいつたり、埼玉県の方で籠城をしいつたところなどが多かつたし、またサボ状態で仕事をしないところも多かつた。私のいた大門車庫はサボの方針をとり、電車が故障しても修理をしなかつたり、また部品を外したりして出庫するとすぐ故障になるようにしておく戦術をとつた。この戦術は成功であつた。このとき青年団であるとか、在郷軍人会や婦人会などが車掌をやり、当局の職員が運転をやつているところもあつたが、しかしうまくいかなかつた。当局はこの中で六日午後、執行部十名の首を切つた。なお、元老派が裏切つたので、各支部に非難が起り、活動家が「裏切りに乗せられるな」というようなピラを配布したが、このために四、五名が逮捕されたのである。こ

において教習させ、組合のスト弾圧政策をとつたのであつた。また当局の合理化の強行は首切り、賃下げ、労働強化などが細かい点で行われてきた。臨時技工の職首六〇名、少年車掌の停年制、職制改革による非常務全般にわたる賃銀低下などがでてきた。また退職について、二十年以上勤務した者については退職一時金は適用せず、全部にわたつて退職金制を発表したが、これは古い人達の首切りをするようなのである。

こうした中で、三月二十日、市従組合市電協同会とともに共闘委員会をつくり、昨年の調停通り今後は「賞与一割減の中止、昇給の実施」を行うことを要求した。これに対し市側は今後もそのまま実施をすることが明瞭になつたので、警視総監にこのことの解釈を尋ねたが、総監は「あれはあの時で終つてこんどやるならばこれは別の問題である」との無責任回答を行つた。これに対し三団体は再度市長などを訪問し、種々陳情を行つたが、東京市会は三月二十一日の午後東京市会において賞与一割減をふくむ新年度予算を可決してしまつたのである。

東交はここまで来てはやむを得ないとして四月十日中央委員会を開き、七項目の正式要求を決め、あくまで闘うとして闘争体制を整えて、四月十二日当局に正式に要求したが、五日以内に回答するということであつたので、組合は各支部に

「大会を開いて戦時編成を行い、本部指命一下行動できるようにし、そして前と同じよう連絡員や責任者を決める」ことを指示した。また当局も職員を直直させるとともに臨時車掌、運転手の募集準備まで始めた。これに対し組合は内部体制の強化と市民への宣伝など冷静にスト準備を進めたのである。このように争議が



官憲の干渉により、スローガンを抹消された昭和六年度大会

なかなか始まらないため、日本自動車協会を通じてスキヤップとして募集して待機させていた運転手が足止料の値上げを要求して大騒ぎとなり、三十数名が検束されるという悲喜劇も起ったのである。当局はこの状況に困って再三返事を求めてきたが、むしろ逆に再考を求めたが拒否されたのである。そこで遂に四月二十

日始車よりの総罷業を指令したのである。しかしこのときは前と違って全部職場を引き揚げて立籠るようになり、また運転免許証を組合に預けるようにしたのである。そして幹部は地下にもぐり、連絡員と争議責任者も秘密に支部で選出したのである。これより先、日本交通総連盟では十八日大阪市電自助会、神戸市電従業員組合、横浜市電共和会、郊外郊友会等の代表が東京に集まって争議対策を開いた結果

この応援方法として結局、全交通産業のゼネストの方向を決定し、交総加盟の各組合は至急に要求を出すことを決めた。このような状況に対して各労働団体や政党などは支援を決めて地区において支援態勢などもとってくれたが、特に全協は「これは大衆の猛烈な革命化であり、大衆的政治闘争のための客観的条件は勿論、主観的条件がすでに存在する」とし「市電、鐘紡の応援闘争からメーデー目指して全産業の全国的ゼネストへ」とアツピールしたのである。そして「これは左右の天下分目の闘いでもある」といったのである。

このようにこのときの闘いは非常に重要な闘いであり、各団体とも重視を置いていたのである。しかも、横浜市電共和会は共闘に起つことができたし、また神戸市電でも東京に来ていた幹部四名突然職首することを発表した。これに憤激、組合員は一斉にストに入り東交と共闘を行った。ただ大阪では弾圧がはげしく、要求の回答をせまった四月二十日、幹部全員が逮捕されてしまったのである。東交は予定通り一斉ストに入り、全員職場から引揚げたし市従や、電灯部の方もストに入ったのである。これに対し当局は職員を総動員し、自動車は臨時運転手を募集し、市の青年団約千五百名を動員し、一部運転を行ったが、事故続出してどうにもなら

なかったのである。私達車庫部は東西南北に分けて大きな家を借りて立籠ったが、私は南部のいろいろな連絡員をやった。とにかくこの時は朝毎日組合員約二百名位の点検をやって、来ていない人は家まで争議団員をやって病気のなかどうか一人一人の行動をたしかめるようにしたのである。炊き出しをやって毎日握り飯に新香、つくだに位のおかずで三度の食事なので、大変みんな弱かったが、それでも頑張ったのである。

当局はこの中で、二十日と二十一日の二日で幹部以下百五十二名の支部の中心分子の首切りを発表したのである。当時の解雇には懲戒解雇と普通解雇とがあり懲戒解雇は退職金が貰えなかった。そして、この解雇の中の六十名が懲戒解雇で私もこの中に入っていたのである。この時の争議団はまるで戦場のようなもので、炊き出し班、買い出し班、救護班、連絡班、宣伝班、情報班などを設置して運営にあたった。また職首が発表されるとしても組合員の動揺はかき消されたので、これをまとめるのが一仕事であった。こうした中で、前に除名した元老の四名を中心として当局と交渉し、裏切り行動に出ることが二十三日になって明らかになったので、よけい動揺が激しかった。彼らの籍をおく日本大衆党ですら彼らに警告し、批難したが、遂に彼らは子

分をつれて就業したのである。その数は少なかつたが結果として争議団は非常に不利な状態に迫られた。

組合の首脳部もこうした状態を知って賞与一割減を認めて争議解決を計ろうとしたが、こんどは当局が強硬であった。こうした状況を見てか警視庁は争議団に対し解散命令を出したのであるが、直ちには解散しなかった。本部はこれに対し警視庁に抗議したが、体制のくずれる傾向にあったのでこれは弱かった。また一方、無産政市議団が市長に接したがどうにもならなかった。組合側はこうした中で非常にあせってきたのである。そして二十五日になって最後の態度を決めるべく、争議実行委員会が上野で開かれ、この席で大議論をした結果、「第一に組合を残すことを決め、そのためには職首者復職について誠意ある回答が得られる場合には罷業を打切ってもよい」ということになり、代表は市長と面会し交渉したが、結局は市長の人格を信頼して白紙で一任するという事になったのである。このようにして六日間にわたるこの大闘争は組合側の大惨敗に終わったのである。

このあと組合は直ちに職首者の復職問題を中心に交渉したが、結果として「今回は解雇者の復職を認めるわけにはいかないが、将来適当と認められた者があるときは再採用する。」②罷業中の欠勤は普通欠

勤とし、給料は払わないが、金一封を家族に支払うということになった。これと同時に市長と局長は辞表を提出したのである。

その後組合は五月一日のメーデーには一日ストによるメーデー参加を口答指令によつて指示したが、三田、早稲田はストを行ったが、他はサボとなった。組合は、なおも復職問題を中心に交渉を続け、五月二十六日には大動員をかけて電気局を取りまいたが、催涙ビストルを発射し、騎馬巡査により蹴ちらされたりして多数の検束者を出した。

一方伊藤、宮井など被除名派は「東京交通労組更新協議会」なるものを組織したが、一方、私達首をさられた者達も罷業後は反動的風潮が強くなっていく職員たちに対抗し、五月中旬に裏切り者の懲罰を目的として職首者同盟行動隊をつくり、各職場を廻り「従業員以外立入を禁ず」とかかげた掲示をはがして職場に立入り、ピラマキや組合員への激励、所長への抗議など行つて各支部を廻った。また別働隊(この中に私もいた)は、裏切り者達への抗議に廻つたが、芝公園の宮井という裏切つた幹部の家に行つたところ、多数集まって会議をしているところへ行つたので、抗議を行つたところ、激突となり、彼らが棒などを持ってきたので乱闘となり、遂に入口の戸や障子などを破壊するにいたつた。そこに彼らの連絡で

私服や警官が動員されてきたので、そのときは皆逃げたのであるが、翌日未明、宮井の告発によつて十数名のうち八名が愛宕署に暴力行為取締法違反によつて逮捕をおそれて逮捕された。これはあとでわかつたが、外の人達は皆地方に逃げて漸く隠れていたもので逮捕はまぬがれた。しかしこの中に私も入つていて、結局一カ月、拘留された末、手錠をかけられて検察庁に送られたが起訴は保留になつた。その後も組合と当局とは再三動員などで激突したが、結局「一部復職を認め更に懲戒解雇者には退職手当を認める」ということでこの問題は終わったのである。そして間もなく論旨解雇者八十五名中これを三回に分けて再採用したのであるが(労働条件は低下された)懲戒解雇者の採用はなかつた。

その後も組合は赤字による人件費削減反対と併せて復職闘争を行つていたが、昭和六年四月にどうしたわけか首脳部三名が復職したのである。組合は責任者が復職して一般が復職しないのはおかしいとし、これを足がかりとして交渉した結果、その年の十月までに少しづつ復職させた。私などは駄目だと思つていたが、翌年の十月末になって復職を認めるとの通知を受取つたのであるが、こんどは現場の電気工としてであった。これは私が電機学校の夜間本科を出ていたのである。しかし私は翌七年の闘争で再び首

を切られることになるのである。

### 昭和七年の闘争

昭和七年という年はいろいろな事件があつた年であつた。昭和六年九月、満州事変が起つて以来、中国は抗日運動が激しくなつた。こうした中で、昭和七年一月二十八日、上海で日、支両軍の交戦による上海事変が起り、国内では二月九日前蔵相の井上準之助が、また三月五日には財界の大立物岡塚磨が血盟団によつて射殺され、更に五月十五日には、犬養首相が青年将校によつて射殺されるといふ事件(五・一五事件)が起きた。そして斎藤実軍人内閣ができて軍部の政治への干渉が強くなつたのである。また運動の方では、五月二十九日社民党より脱党した赤松克磨などが日本国家社会党を結成したし、これを支持するものとして日本国家社会労働同盟を五月三十日に結成した。昭和六年八月、右翼結成を目指して発足した「労働クラブ」では、七年九月には総同盟、組合同盟、海員組合などが中心に、大右翼労働戦線結成を目的として「日本労働組合会議」を結成したのである。また一方では、世界恐慌が一段と深刻化したところであつたが、今まで比較的不景気の影響の少なかつた交通産業の事業不振も一段と強まりつたが、特に路面電車は外に国電など高速の交通機関

の発達に押されて赤字があった。特に東京市電は、三井、三菱などの市債約二億円に對する利子は大きかつたし、これを労働者の負担による犠牲によって切り抜くようとしていたのである。

こうした社会的状況から、少々の経済的闘いも、政治的意義をもち、その中から政治闘争化する条件をもつていたのである。それで、この昭和七年の闘いは重要な意義をもつていたのである。交通の各組合はこの状況の中で、今まで弱かった交通の全国組織を強化し、全国的闘いにしなければならぬと痛感して、この動きは切実なものとして盛り上つていたのである。そして昭和六年十一月二十九日、三十日に大阪において、交通総連盟の全国拡大中央委員会を開いて、再組織するつもりで新事態へ対応する運動方針、行動綱領、規約、宣言などを決めた上、当局の弾圧に対してはゼネストで闘うという方針が決定された。(なお再度いうように、この時はいままいた企業組合でなく、個人の意志による加盟であつたので、闘争の時は大変だつた) そして昭和六年十二月七日、交通総連盟は人件費削減反対に對する闘争指令を全国の傘下組合に發した。要求は次の三項目であつた。

つた。同時に大阪、神戸、京都、横浜、郊外電鉄も一斉に嘆願書を提出したのである。しかし、回答は全面的に入れるところとならなかつたので、再度嘆願書を提出することを協議したが、昭和七年に持ち越されることになつた。そして翌年二月一日、一斉に再嘆願書を出したのである。なお、東交は一月三十日、賞与諸手当復活に對する基本的闘争方針を次のように決めたのである。これは国家と独占との関係と、これに對する闘いであることを明らかにし、そしてこの闘いに對する市民の協力求めるようにしたのである。少し長い書いてみる。

る暴圧を常に画策し、決定する市会に對し、また市の理事者に對し、大衆行動をもつて闘うこと。

② 国家資本国鉄に對する闘い。

市電の今日の苦境の因が、国家資本省電の圧迫にあることは、余りにも明らかだ。大正十五年国鉄は市内交通量の僅か十%内外にすぎなかつたのが、昭和五年度には三十三%に飛躍し、當時七十五%の絶対優位にあつた市電は、三十四%に激減したのである。これらことは省電現狀の関連施設の完備等により市電の乗客を奪取したものである。しかも国鉄においては他の政商などを経営している私鉄の並行線に對しては補償をしておきながら、市電に對しては補償しないのである。のみならず、監督的地位にあるものを奇貨として市電の案である一區三錢、また五錢案については省電の乗客に影響をすることの理由で許可しないのである。これら国鉄の専横に對し損害補償を要求する。しかし我々と同一立場にある国鉄従業員には働きかけ共闘する。

このことであつた。二月一日の再嘆願に對する回答は前回同様のものであつた。そこで東交は更に決議文を市長をはじめ局長、市会議長につきつけ、闘争の火蓋を切つたのである。

こうした中で、横浜市電当局は、二割の賃金引下げと賞与の半減、昇給無期待

し、やむなく一時休戦せざるを得なかつたのである。かくして交通産業のゼネストは、弾圧のため遂に失敗に終つたが、当局も削減予算の上程を一時中止せざるを得なかつた。

しかし日本交通総連盟は、この後組織が増大し、従来の六大都市を中心とする組合の外に新しく関西では京阪、阪堺、大阪バス、大阪タクシー、嵐山電車、彦根バス、近江電鉄、関東においては、南部鉄道、西武、小田急、京浜・京王、目蒲の各電鉄、目蒲バス、青バス、九州水電、金沢街電、札幌市電などを傘下におさめたのである。

またこの年の同じ三月に、出征兵士の取扱問題を中心とした要求による地下鉄のめぐらストが起り、四日間も地下の四台の車の中に立籠つて遂に勝利した闘争があつた。

### 昭和七年第二次闘争

第一次闘争では私は復職したばかりであつたので、あまり活動はできなかったが、しかし、私が入職するこの六年中頃から七年にかけて、いろいろな弾圧があつた。密行スパイ制度の横暴に對するピラマキなどに對する七名検挙と三人の職首、少年車掌の客との争いに対する出勤停止と辞職勧告などがあつたため、遂に二支部ではギリラストが行われた。こう

した不満もあつて、七年の三月の闘争もあつたのであるが、更にこの三月闘争以後、当局は予算編成に當つて市会において、労働者の犠牲によつて行つて行つての予算を編成、これを通過させたが、この案は大体次のようなひどいものであつた。

① 財政問題の最も重要な市債の金利引下げ即ち低利債に借り換えることは至難である。

② そこで賞与を原則として二割程度削減する。

③ 諸手当を整理統合して乗客手当として稼ぎ高に依つて支給する。

④ 停年を引下げ五十五才を五十才とする。

⑤ 待命制度を設け、事業の繁閑によつて出勤させるがまた他に就職の機会を与える。

⑥ 新規採用者の初任給を三割内外引下げ

という言いようのないほどの労働者への圧迫する条件であつた。当然組合は抗議書、決議文、意見書を提出し、闘争準備を備へつつ反対運動を続けていたのであるが、当局はこれを無視し、千三百人の人員整理の方針のもとに九月三日、退職者の希望、資格、特別退職手当支給条件を発表し、退職者の募集をしたが、期日までに予定の半数にも達しなかつたので、更に半月延期し、五十五才を五十才に下げると発表し、その上雇員約二百名の解雇を発表した。しかし期限までに

まだ数に達しなかつたので、更に強制整理の方針でのぞんできたので、組合は絶対反対の要求書を出すとともに、十月二十日芝公園で大会を開いたのである。

これより先、執行部の中心にいた篠田、山下などの一派は、交総のゼネストを失敗させるために動いたが、今度も「今回の当局の更生案を撤回させることは不可能である、特に非常時下でもあり官憲の取締りが激しくなつて組合の敗北は明らかだ」と宣伝し、「交総の方向転換(右翼化)をはかるべし」として山下を大阪に派遣し、交総関西地方委員会書記の管らと協議し、「日本は将来国家社会主義に移行すべく交総も時期をみて方針転換を計る」と密約をしたところが、管は同年八月、一部の人達と日本主義労働組合大阪市電協議会を結成したので、反撃を買い、中心であつた管ら二名を除名したのでこの策動は失敗したのである。

次に篠田はこんどの争議指導を回避し、反対派にやらせ、中堅反対派を解雇させるため、十月二十日大会を開いて運動方針や千名の手切りと二百万円賃下げ反対などを中心とする議案を決め、役員選出を行つたが、篠田、山下などは意識的に役員に出なかつた。当局や官憲はこれに對し「東交は全協系によつて牛耳られた」として盛んに宣伝したのである。また先に除名になつた四元老といわれる者や、三・一五に連座し転向した者など少数を

止という大暴圧予算を編成し、局長の名によつてピラを出し、組合に挑戦してきつた。横浜市電共和会は横浜市従と共闘のもと、ゼネストを行い、これを粉碎するといふ方針で一切の準備を進め、東交も秘密裡に各部署や連絡員、アジトなどを決め、各支部にスト準備指令を出したのである。

また日本交通連盟は全国的状況をみて三月十一日、傘下全組合に對し「十五日始車より全国一斉に総罷業に突入する」との指令を指し、総罷業宣言を印刷し、これを訴えたのである。しかし形勢の急迫した十二日、俄然官憲は大弾圧の手をのび、交総本部及び東交本部と各アジトは一斉に警察に襲われ、幹部はほとんど総検束されたのである。

東京におけるこの組合幹部の総検束の報に横浜市電共和会は、かねて交総が指令していた予定日の十五日を待たず、十三日始車より急換ストライキに突入したが、これに對し横浜市電当局は直ちに三十九名の中心分子を逮捕しただけでなく、第二組合の発生、警察による弾圧などによつて、市電共和会は運営がでなくなつたのである。

また、弾圧を受けた東交においては、極秘のうちに第二支部を選出し、十五日始車より総罷業を行うことを決め、各支部に對し指令したのであつた。しかし横浜市電の争議が惨敗のまま妥結した報に接

否した。すると警察や憲兵隊は組合の首脳部、支部幹部、活動家など八十数名を逮捕したのである。

### わが国最初の強制調停

この二十五日午後六時、罷業準備を指令した。そして電話の拒否をした後、更に二十六日始末よりスト決行の指令を出そうとしたとき全員逮捕されたのであるが、この後直ちに警視庁は「労働争議調停法第一条第一項」により調停委員会の設置を発令したのである。これはわが国最初の強制調停法の発動であった。そして十月二十七日に調停委員会が成立したが、委員は次の通りであった。

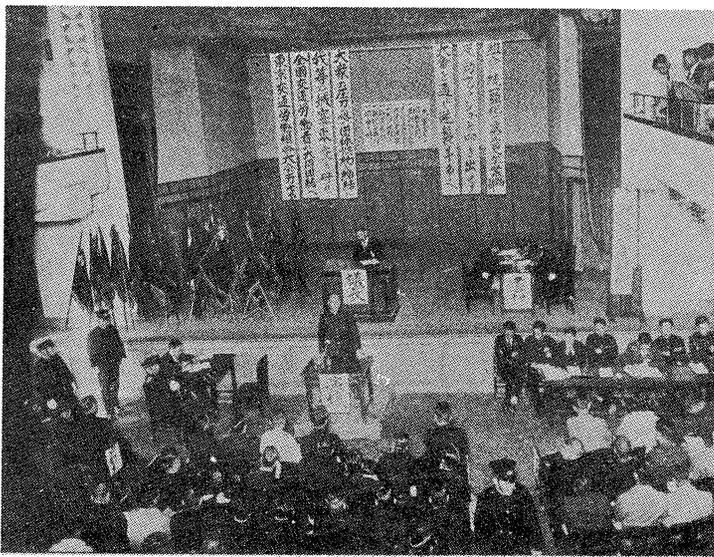
中立委員 吉田茂(首相になつた吉田ではなく厚生大臣になつた人)  
道家斎一郎(専修大学常務理事)  
事) 膳桂之助(全国産業団体常務理事)

当局側 立石信郎(電気局長)斎藤修一(労働課長)林忠美(庶務課長)  
組合側 阿野平次(委員長・戦後の都労連委員長)井淵清行(執行委員)山下卯三郎(電車部)

この後十五日間にわたつて委員会を開いたが、十一月十一日、次のような妥協案を決めた。  
①人件費中賞与手当は左の通廃止又は減額すること、賞与二割減(内容省略)。

②規定改正について①停年令の項は電氣局側において撤回する。③共済組合支部支部会の項は現行通りとし、「部会員、評議員、会議員はその会議に出席する場合及上司の許可を受けた場合の外は本務を執行することとする」とする。

月後の十二月二十五日、突然「業務の都合」という理由のもとに中堅活動家と思われる者百三十七名に対し解雇通知を送したのである。組合はこれに対し直ちにスト準備指令を出してスト勃発は必至の情勢となつたが、二十八日警視庁はまたも強制的に調停に乗り出した。しかし幹部が腹を決めて闘う意志がなかったため、遂に次のような条件で妥結してしまつたのである。



官憲の取締り峻烈をきわむる昭和八年度臨時大会、議長は河野平次

③本協定を昭和七年十一月二日より之を實施すること。  
④正当なる理由なくして解雇を行わざること。以上が協定されたのであつた。しかるに当局は「正当な理由なくして解雇を行わない」と協定しているにも拘らず、半

たのである。①解雇者七名だけを復職させる。②解雇者の手当の率を増やす。③今後は整理を行わない。ということであつた。

私もこの時再び首を切られた。この年の八月一日の反戦デーに逮捕されたが、その時、当時農民の困窮(農民は娘などを売つた)、労働者階級の賃下げ、失業などが全体的にあり、「米よこせ会」という運動が左翼系でやられていたが、このピラや左翼的なものを持って来たことによつて「拷問をかけられ、また家宅捜索をやられるなどして思想的に問題をもつていたのと、前の闘争のときも逮捕されたりしたし、こんどの場合も中心ではなかつたが活動したからである。それらを見て首を切つたのではないと思われた。なお、この後東交はファシヨ的な社会状況に押されてますます右翼的になるのであるが、昭和九年八月に更に赤字解消のため金従業員を一度首を切り、安い賃金で再採用するという暴案を出す、組合はこれに対して再度長期ストをもつて闘つたのであるが、これはもし機会があれば述べることにした。

私は前の闘争で首になつた時、父も市電を停年でやめ、すぐ死んだ。父を失い、兄弟も多かつたので、父が準備した商売を始めたが失敗し、二度目に首を切られた時は小企業の工場に働きました。あつた。そして間もなく全評金属加入、日本無産党に加盟するが、昭和十三年二月十五日人民戦線事件によつて逮捕されることになつた。これは個人のことではあるが付け加えておく。



### 目次

やりたいことをやる解放運動の本格的展開を  
— 神奈川解放塾第一回総会の報告 —  
七〇年代国家—市民社会の帝国主義的再編に  
決して、反国家を基軸とした協働領域を拡大し  
新しい結合関係をかちとろう!  
劉連仁と横井庄一 衣笠 健

高校生運動の新たな地平をめざして

(T高校「活動家」) 棚橋津南雄  
GW協働と模索の開始に向けて

GW協働と模索(準)

(自主講座総括の方向性)

阿久津てつし(教育共闘)

資料I (生産・所有—交通)における恒常的  
教育—大学闘争  
道…… わが道の開拓  
障害者解放に向けて  
資料II 七〇年代社会—教育再編に決しプロ  
レタリア自己形成—解放を展望する「解放塾」  
運動を組織せよ  
くろぎく  
(拒否の狭さ)から(自主管理の深さ)へ  
— 教特法闘争における主体のあり方 —  
カオスI 「菊地幸造氏の実践」をみつめる  
空位の〇 宗木 瞬  
私の今と昔 羽川 浩

あなたにおすすめてできるほん  
「結」を読んで下さつたあなたに  
阿久津てつし 車 寅次郎

編集 「結」編集委員会

発行 神奈川解放塾 神奈川県港北区篠原西町

二十五の五

印刷 「人間として」の障害者福祉をめざす  
峠工房

定価 一五〇円

### きみに呼びかける 遠い声

休日

後藤優三

先日、僕の会社でこんなことがありました。五月五日の子供の日の朝です。前線が通過中で大雨が降っていました。仕事に出かけるしたくをしていると、社長から電話があり、「今日は雨だし、予定していた仕事ができなから休みにする」と。ここまでは良かったのですが、「七日の日曜日と振り替る」と言うのです。それを聞いたとたん、全く仕事(会社)に対する意欲が消えてしまいました。「そんなの社長のエゴだ」と家の中でわめきましたが、何の役にもたちません。

私の所は、原則として休みは日曜日だけなのです。職場は、私も含めて六人しかいない小さな電気工事店です。

組合などといわれるのは全くありません。けれども、小さいからといって定められた休日を何の通知もなしに変更するのは無茶とは思えません。(以下略)

連絡先 名古屋市昭和区昭和郵便局私書箱第十

七号 齊藤 健

発行所 北風社 二〇〇円



